

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月18日

【計算期間】 第10期（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

【ファンド名】 ABF汎アジア債券インデックス・ファンド(ABF PAN ASIA BOND INDEX FUND)

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド(State Street Global Advisors Singapore Limited)

【代表者の役職氏名】 ホンウィン・チャン(Hon Wing Cheung)
ディレクター(Director)

【本店の所在の場所】 シンガポール 068912、キャピタルタワー、#33-01、ロビンソンロード
168(168 Robinson Road, #33-01, Capital Tower, Singapore 068912)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 伊 東 啓

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル
西村あさひ法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 本 俊 介

【連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル
西村あさひ法律事務所

【電話番号】 03-5562-8500

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

注(1) 本書において、文脈により別異に解する必要がある場合を除き、下記の語は下記の意味を有するものとします。

アジア政府	中国、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイの政府のいずれか
アジア通貨	中国人民元、香港ドル、インドネシア・ルピア、韓国ウォン、マレーシア・リングgit、フィリピン・ペソ、シンガポール・ドル及びタイ・バーツのいずれか
営業日	シンガポール及び香港で商業銀行が営業し、()香港証券取引所が通常取引を行っており(香港証券取引所における取引が、平日の通常終業時に終了することが予定されている日を除く。)、かつ()本基礎指数が集計され、公表される日をいう。ただし、台風警報シグナル8以上又は「黒色」暴風雨警報シグナル(又は本受託者が事実上これに類似すると判断する警報警告若しくはシグナル)が、香港証券取引所が正式に取引を開始した後、香港証券取引所が当該日の取引を正式に終了する前(又は本マネージャー及び本受託者が随時決定するその他の日)において香港で発令されている日を除く。
監督委員会	本信託の運用及び管理に関連する一定事項に関して、本受託者及び本マネージャーを指揮し監督するために、本信託証書の条件に従い設置された監督委員会
クリエイション・ユニット	10,000ユニット又は本マネージャーが本受託者の事前承諾を得て決定し目論見書に記載されるその他の単位
参加者契約	本ユニットの設定及び償還に関し、本受託者、本マネージャー、本受付代理人及び認定参加者の間で締結する契約
指数構成経済	中国、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイのいずれか(これらをあわせて「指数構成諸経済」と総称する。)
指数構成銘柄	アジア政府、アジア政府のエージェンシー若しくは外郭団体又はアジア政府が支援する団体若しくは準アジア政府団体により発行又は保証されたアジア通貨建債券、及び国際金融機関、国際金融機関のエージェンシー若しくは外郭団体又は国際金融機関が支援する主体により発行されたアジア通貨建債券(いずれの場合も、本指数提供者により決定され、その時点における本基礎指数を構成する銘柄)
シンガポール集団投資スキーム規約	シンガポール通貨庁が発布する集団投資スキーム規約(随時修正される。)(Code on Collective Investment Schemes)
シンガポール証券先物規則	シンガポールの証券先物(投資募集)(集団投資スキーム)規則(Securities and Futures (Offers of Investments) (Collective Investment Schemes) Regulations of Singapore)
シンガポール証券先物法	シンガポールの証券先物法(第289章)(Securities and Futures Act, Chapter 289 of Singapore)
シンガポール通貨庁	シンガポール通貨監督庁 (the Monetary Authority of Singapore)
その他の公債	国際金融機関、国際金融機関のエージェンシー若しくは外郭団体又は国際金融機関が支援する主体により発行されたアジア通貨建債券
投資ガイドライン規約	シンガポール集団投資スキーム規約の附属書1及びシンガポール集団投資スキーム規約の附属書5に規定されるインデックス・ファンドに関するガイドライン
トランザクション日	本ユニットを設定する注文(又は本ユニットを償還する注文)が本受付代理人により受領された日又は受領されたとして処理される日
取引日	本信託の存続期間中の各営業日及び/又は本マネージャーが本受託者の事前承諾を得て随時決定するその他の日

認定参加者	()CCASS参加者、又は()CCASS参加者を通じて取引を行うことが可能である者で、参加者契約の当事者となっている者をいう。
非指数構成銘柄	指数構成銘柄と同一の発行体により発行される指数構成銘柄以外の一定の証券
本アドミニストレーター	本信託の一般事務管理会社としてのHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッド (HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited)
本受付代理人	本信託の受付代理人としての資格において行為するHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッド
本カストディアン	本信託のカストディアンとしての資格において行為するHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッド
本基礎指数	マークイット iBoxx® ABF 汎アジア指数(Markit iBoxx® ABF Pan-Asia Index)
ホンコン・クリアリング	ホンコン・セキュリティーズ・クリアリング・カンパニー・リミテッド (Hong Kong Securities Clearing Company Limited)
香港証券先物委員会	香港証券先物委員会(The Hong Kong Securities and Futures Commission)
香港証券先物委員会規約	ユニット・トラスト及びミューチュアル・ファンド、投資連動保証スキーム及び非上場仕組み投資商品のための香港証券先物委員会ハンドブックの香港証券先物委員会ユニット・トラスト及びミューチュアル・ファンド規約(Hong Kong SFC Code on Unit Trusts and Mutual Funds of the SFC Handbook for Unit Trusts and Mutual Funds, Investment - Linked Assurance Schemes and unlisted Structured Investment Products)
香港証券先物委員会ハンドブック	ユニット・トラスト及びミューチュアル・ファンド、投資連動保証スキーム及び非上場仕組み投資商品のための香港証券先物委員会ハンドブック(Hong Kong SFC Handbook for Unit Trusts and Mutual Funds, Investment-Linked Assurance Schemes and Unlisted Structured Investment Products)
香港証券先物令	香港証券先物令(第571章)(Securities and Futures Ordinance (Cap. 571) of Hong Kong)
香港証券取引所	香港証券取引所株式会社(The Stock Exchange of Hong Kong Limited)
香港政府	香港特別行政区政府
本指数提供者	マークイット・インディシズ・リミテッド(Markit Indices Limited)(旧インターナショナル・インデックス・カンパニー・リミテッド (International Index Company Limited))
本受託者	HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(シンガポール)リミテッド(HSBC Institutional Trust Services (Singapore) Limited)
本信託	ABF汎アジア債券インデックス・ファンド(ABF Pan Asia Bond Index Fund)
本信託証書	本マネージャーと本受託者との間で締結された、2006年6月28日付変更証書、2007年6月28日付第2回変更証書、2008年6月27日付補足証書及び2011年6月24日付第3変更証書による修正済みの2005年6月21日付信託証書
本投資対象	指数構成銘柄、非指数構成銘柄及び/又は本信託証書に基づき許可される他の投資対象物
本登録機関	本信託の登録機関としての資格においてHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッド
本取引手数料	クリエイション・ユニット又は他のユニット集合の設定及び償還に関する移転その他の取引コストを補うための本マネージャーが課すことができる設定取引手数料及び償還取引手数料
本評価時	クリエイション・ユニットのNAVの計算のために、取引日において、本基礎指数の評価が完了する時点

本マネージャー	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド(State Street Global Advisors Singapore Limited)
本ユニット	本信託のユニット
本預託財産	本信託の総資産(受取収益及び分配のための勘定に計上されている金額を除く。)
本ライセンス契約	本基礎指数及び商標を利用するための本指数提供者、本マネージャー及び本受託者間のライセンス契約
マークイット	マークイット・インディシズ・リミテッド(Markit Indices Limited)
ライセンス・フィー	本基礎指数及び商標を利用するために本信託から本指数提供者に支払われるライセンス・フィー
CCASS	香港における中央決済システム(Central Clearing and Settlement System)
CCASS参加者	当該時点においてホンコン・クリアリングによりCCASSの参加者として認可されているブローカー又はカストディアン
CIS	集団投資スキーム
EMEAP	オーストラリア準備銀行、中国人民銀行、香港金融当局、インドネシア銀行、日本銀行、韓国銀行、マレーシア中央銀行、ニュージーランド準備銀行、フィリピン中央銀行、シンガポール通貨監督庁及びタイ銀行から構成される、中央銀行並びに通貨庁のグループの東アジア・オセアニア中央銀行の役員会議(The Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks)
HKSCCノミニーズ	HKSCCノミニーズ・リミテッド(HKSCC Nominees Limited)
IFRS	国際財務報告基準
JASDEC	株式会社証券保管振替機構
NAV	純資産額

(2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」は米国の法定通貨である米ドルを指すものとします。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1米ドル=123.23円、1シンガポール・ドル=86.70円又は1香港ドル=15.90円の換算率(2015年11月17日に株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。

(3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの形態

ABF汎アジア債券インデックス・ファンド(ABF Pan Asia Bond Index Fund)(以下「本信託」といいます。愛称として、「アジア国債・公債ETF」ということがあります。)は、シンガポールの証券先物法(第289章)(Securities and Futures Act, Chapter 289 of Singapore)(以下「シンガポール証券先物法」といいます。)の第286条及び香港証券先物令(第571章)(Securities and Futures Ordinance (Cap. 571) of Hong Kong)(以下「香港証券先物令」といいます。)の第104条に基づき認可を受けているシンガポールのユニット・トラストであり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド(State Street Global Advisors Singapore Limited)(以下「本マネージャー」といいます。)とHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(シンガポール)リミテッド(HSBC Institutional Trust Services (Singapore) Limited)(以下「本受託者」といいます。)の間でそれぞれ締結された、2006年6月28日付変更証書、2007年6月28日付第2回変更証書、2008年6月27日付補足証書及び2011年6月24日付第3回変更証書による修正済みの2005年6月21日付信託証書(以下「本信託証書」といいます。)の条件に基づき組成されています。本信託の基準通貨は、米ドルです。本信託のユニット(以下「本ユニット」といいます。)は、香港証券取引所株式会社(The Stock Exchange of Hong Kong Limited)(以下「香港証券取引所」といいます。)に上場しています。

本信託の本ユニットは、原則として10,000ユニット又はその倍数で、本マネージャーが本受託者の事前承諾を得て決定し目論見書に記載される単位(以下「クリエイション・ユニット」といいます。)(ただし、本受託者から求められた場合、クリエイション・ユニットのサイズの増加について、受益者に対して通知がなされます。)又はその倍数により発行及び販売されます(各月の最終取引日は除きます。)

本信託の金額に上限はありません。

ファンドの目的

本信託の投資目的は、手数料及び経費控除前において、マークイット iBoxx® ABF汎アジア指数(Markit iBoxx® ABF Pan-Asia Index)(以下「本基礎指数」といいます。)の総利回りに密接に対応した投資成果を提供しようと努めることです。

本基礎指数の説明

本基礎指数は、マークイット・インディシズ・リミテッド(Markit Indices Limited)(旧インターナショナル・インデックス・カンパニー・リミテッド(International Index Company Limited))(以下「マークイット」又は「本指数提供者」といいます。)によって決定され、構成されます。

本基礎指数は、中国、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール若しくはタイの政府(以下それぞれを「アジア政府」といいます。)、アジア政府のエージェンシー若しくは外郭団体、又はアジア政府が支援する団体若しくは準アジア政府団体により発行又は保証された中国人民元、香港ドル、インドネシア・ルピア、韓国ウォン、マレーシア・リングgit、フィリピン・ペソ、シンガポール・ドル又はタイ・バーツ(以下それぞれを「アジア通貨」といいます。)建債券、及び国際金融機関、国際金融機関のエージェンシー若しくは外郭団体又は国際金融機関が支援する主体により発行されたアジア通貨建債券(以下「その他の公債」といいます。)の投資利回りに関する指標です。いずれの場合も、本指数提供者の決定に従い、その時点における本基礎指数の銘柄を構成します(かかる銘柄を以下「指数構成銘柄」といいます。)

純粋な時価総額に基づき各国の債券市場全体の規模に相当する市場別の加重をして構成される典型的な債券指数とは異なり、本基礎指数の市場別加重は時価総額を使用していますが、投資家が本基礎指数を構成する債券市場に効果的なエクスポージャーを持つことができるようなその他の要素も考慮しています。本基礎指数は現地の債券市場の規模、現地の国債格付け及びGEMLOC投資適格指標(GEMLOC Investability Indicators)に関連する要素を用います。GEMLOC投資適格指標は、複合的な要因を用い世界銀行により設定された市場の投資適格に関する公平な評価基準です。これらの要素には、市場流動性、市場取引コスト、国債の市場格付け及び投資家に対する市場の開放性が含まれます。

香港証券先物委員会(The Hong Kong Securities and Futures Commission)(以下「香港証券先物委員会」といいます。)が本基礎指数をもはや認め難いと判断した場合、香港証券先物委員会は本信託の認可を取り消す権利を有します。

本基礎指数に関する追加情報は下記の通りです。

本基礎指数

本項目に表示されている情報は、公に入手可能な文書から抽出したものであり、これらの文書は本マネージャー、本受託者、監督委員会又はそれらのそれぞれの関連会社若しくはアドバイザーによって、本ユニットの募集及び上場との関連において作成されたものでも独立した検証が行われたものでもなく、これらの者はいずれも本章の正確性又は完全性に対していかなる表明を行うものではなく、いかなる責任を負うものでもありません。本項目の中に表示されている情報は、本指数提供者が変更する可能性があります。本基礎指数に関する詳細情報は、<http://www.markit.com/product/IBoxx>特にhttp://www.markit.com/assets/en/docs/products/data/indices/bond-indices/iboxx-rules/benchmark/Markit_iBoxx_ABF_Guide.pdfから入手することができます。

本基礎指数

本基礎指数は、アジア政府、アジア政府のエージェンシー若しくは外郭団体又はアジア政府が支援する団体若しくは準アジア政府の団体により発行又は保証されたアジア通貨建債券、及び国際金融機関、国際金融機関のエージェンシー若しくは外郭団体、又は国際金融機関が支援する団体により発行されたアジア通貨建債券(いずれの場合も、本指数提供者の決定に従い、その時点における本基礎指数の構成銘柄を構成するもの)の投資利回りの指標です。

本基礎指数の構成

ソブリン及び下位ソブリンの負債証券(ただし、本指数提供者が決定する特定の信用格付要件に従います。)のみが、本基礎指数に組み入れられる資格を持ちます。

本基礎指数の組入上位10構成銘柄

2015年5月20日現在、本基礎指数の組入上位10構成銘柄の構成及び組入比率は、以下の通りでした。*

発行者名	クーポン(%)	満期日	組入比率
シンガポール政府	2.375	2017年4月1日	1.73%
シンガポール政府	3.00	2024年9月1日	1.70%
香港政府債プログラム	1.43	2015年12月2日	1.56%
香港政府債プログラム	2.93	2020年1月13日	1.43%
韓国財務省債	5.75	2018年9月10日	1.22%
中国政府	4.07	2020年10月17日	1.20%
シンガポール政府	2.50	2019年6月1日	1.14%
シンガポール政府	2.25	2021年6月1日	1.10%
シンガポール政府	3.50	2027年3月1日	1.01%
マレーシア政府	4.378	2019年11月29日	1.00%

* 本基礎指数は毎月リバランスを行います。そのため、組入上位10構成銘柄及び/又はその組入比率は変化する可能性があります。下記の「指数リバランス手続き」のセクションをご覧ください。

指数算出手法の説明

本基礎指数を算出するために、以下の7つの基準を使用します。()債券のタイプ、()発行者のタイプ、()発行者の所在地、()格付け、()発行時の償還期間、()満期までの期間並びに()発行残高。

債券のタイプ

以下のタイプの有価証券が、本基礎指数に組み入れられる資格を持ちます。()固定利付債、ゼロクーポン債、コンパウンドクーポン債及びステップアップクーポン債並びに()固定償還日程に従う減債基金付債券及びアモチゼーション債券。

以下の属性を1つでも持つ有価証券は、本基礎指数に含まれません。()コール・オプション又はプット・オプションが埋め込まれた債券、()変動利付債券及び当初固定変動利付債券、()ワラント債、()転換社債、()永久債、()指数連動債及びクレジット連動債並びに()担保付債券。

キャッシュ・フローがあらかじめ決定している債券のみが本基礎指数に組み入れられる資格を持ちます。

本基礎指数は毎月リバランスを行います。そのため、組入上位10構成銘柄及び/又はその組入比率は変化する可能性があります。下記の「指数リバランス手続き」のセクションをご覧ください。

リテール債券は、本基礎指数に含まれません。

選択された少数の投資家のみを対象に募集される私募債は、本基礎指数に含まれません。

担保付債券は本基礎指数に含まれません。

利息又は元本が異なる通貨で支払われる単一通貨建ての債券は、本基礎指数に考慮されません。

発行者のタイプ

ソブリン及び下位ソブリンの負債証券(ただし、特定の信用格付要件に従います。)のみが、本基礎指数に組み入れられる資格を持ちます。

準ソブリン債は、下位ソブリン債とその他ソブリン債に分けられます。

アジア政府によって自国通貨以外のアジア通貨建てで発行される負債証券は、準ソブリン指数において、「ソブリン」に区分されます。アジア通貨以外の通貨建てで発行される債券は、本基礎指数に組み入れられる資格を持ちません。

下位ソブリン債は、法的規定、コンフォート・レター又はその業務の公共サービスの性格によって明示的又は黙示的な政府のバックアップがある事業体によって発行されるものです。発行者には、その債券が中央政府による明示的な保証を受けていない場合、中央政府の強力な所有権が要求されます。

下位ソブリンには、以下の4つのカテゴリーがあります。()エージェンシー、()政府保証、()地方政府及び()国際機関。

国際機関の発行者は、複数の中央政府が所有及び/又は出資する事業体です。現在の本基礎指数の対象の例には、アジア開発銀行、欧州投資銀行及び国際復興開発銀行が含まれます。

地方政府又は地域政府によって発行される地方政府債は、中央政府による明示的な保証がある場合に限り、資格を持ちます。

中央政府による明示的な保証を受けている発行者による債券は、「政府保証」に区分され、本基礎指数に組み入れられる資格を持ちます。保証を受けている債券及び発行者は、本来の発行者が本質的に準ソブリンであったとしても、この領域に区分されます。

エージェンシーは、政府の主導により公的で非競争的なサービスを提供する役割を実現することをその主要業務とする事業体です。多くの場合、その業務の範囲が個別の法によって定義されているか、又は発行者が明示的な政府のバックアップを受けています。エージェンシーには、以下の3つのカテゴリーがあります。()金融、()インフラ及び交通並びに()公共施設。

発行者が準ソブリンであるかコーポレートであるかは、原則として、業務範囲及び法的規定によって、政府の所有権の強力さも考慮して決まります。さらに、政府と準ソブリンとの間の格付けの差も考慮されます。例えば、ソブリンと比較した大幅な格付けの低さ(例えば3ノッチ)は、その発行者が準ソブリンのセクターに含まれないことを示唆します。

発行者区分は、定期的に再検討し、地位に変化のあった発行者は、次のリバランスの際に本基礎指数に組み込まれます。格付けのない準ソブリン債の場合又はソブリンと発行者との間の格付けに大幅な差がある場合は、区分決定を文書化した追加情報が提供されます。

発行者の所在地

超国家的な場合を除き、すべての発行者 - 又は財務上の子会社の場合、発行者の保証人 - は8つのアジア債券ファンド(「ABF」はAsian Bond Fundの頭文字である。)を構成する市場、すなわち、()中華人民共和国、()香港特別行政区、()インドネシア共和国、()大韓民国、()マレーシア、()フィリピン共和国、()シンガポール共和国及び()タイ王国のうちどこかに所在している必要があります。

格付け

自国通貨建中央政府負債証券には、格付けの必要はありません。本基礎指数のクレジットの質の高さを確保するため、準ソブリン債の大部分は、投資適格の格付けを得ている必要があります。以下の3つの信用格付機関による格付けが検討されます。()フィッチ・レーティングス(Fitch Ratings)、()ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's Investors Service)(以下「ムーディーズ」といいます。)又は()スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ(Standard & Poor's Rating Services)。

投資適格は、フィッチ及びスタンダード・アンド・プアーズのBBB-以上並びにムーディーズのBaa 3以上として定義されます。債券が複数の信用格付機関による格付けを得ている場合、すべての格付けの平均格付けが使用されます。格付けは直近の格付け段階に統一されます。格付けのノッチは使用されません。

国際機関は、最低でもAA-の格付けを得ている必要があります。

投資適格の市場における格付けのない債券又は発行者は、以下の準ソブリンの領域に組み入れられる資格しか持ちません。()政府保証及び()金融機関。ただし、その発行者が中央政府との強いつながりとその支援を得ていること(例えば、商業銀行が自己資本比率の計算においてリスク・ウエイトの軽減を受けている場合、取締役会に上級政府代表者が含まれる場合等)が確認できることが条件です。格付けのない金融機関を含めるか否かは、個別に決定されます。

投資適格未滿に格付けされた市場における準ソブリン債は、それが投資適格の格付けを得ていない限り、本基礎指数には含まれません。適用されるソブリン負債証券格付けは、フィッチ、ムーディーズ及びスタンダード・アンド・プアーズによる現地通貨建負債証券格付けの中で最高のものとします。

発行時の償還期間

すべての債券は、発行時において最低18カ月の償還期間を有していなければなりません。最低償還期間は、最初の決済日から当該債券の満期日までの期間として計算し、最も近い月単位に四捨五入します。

満期までの期間

すべての債券は、いずれのリバランス日においても満期まで1年以上の残存期間を有していなければなりません。満期までの期間は、リバランス日から当該債券の最終満期日までの期間として、当該債券の本来の日数計算方式を用いて計算します。

減債基金付債券及びアモチゼーション債券については、満期までの残存期間を計算する際に、最終満期の代わりに平均償還期間を使用します。

発行残高

本基礎指数に組み入れられる資格を持つ債券の最低発行残高は、以下の通りです。

国/地域	通貨	ソブリン	準ソブリン
中国	人民元	20,000,000,000	10,000,000,000
香港	香港ドル	500,000,000	500,000,000
インドネシア	インドネシア・ルピア	2,000,000,000,000	1,000,000,000,000
マレーシア	マレーシア・リンギット	2,000,000,000	500,000,000
フィリピン	フィリピン・ペソ	5,000,000,000	3,000,000,000
シンガポール	シンガポール・ドル	500,000,000	200,000,000
韓国	韓国ウォン	1,000,000,000,000	100,000,000,000
タイ	タイ・バーツ	20,000,000,000	2,000,000,000

準ソブリン発行者当たりの銘柄数制限

ソブリン負債証券に対しては、銘柄数の制限はありません。

本基礎指数の投資適格性を高めること及び発行者の分散度の高さを維持することを目的として、各準ソブリン発行者(ブルームバーグの銘柄コードで識別)ごとの銘柄数は、1つの通貨につき5銘柄までに制限されています。

同一通貨建てで5を超える債券が本基礎指数に組み入れられる資格を持つ場合は、流動性の順位を利用してどの債券の流動性が高いか、そしてどの債券が本基礎指数に組み入れられるかを決定します。流動性の順位は、以下の3つの要因に基づきます。()規模(発行残高)、()経過期間(発行からの期間)及び()満期までの期間。

債券を同一発行者の他の債券と比較してその相対的流動性を評価するための公式が開発されています。詳細情報については、<http://www.markit.com/product/IBoxx>をご覧ください。

市場別組入比率

本基礎指数は、小規模、中規模及び大規模の債券市場を持つ様々な市場を対象としています。時価総額による単純な加重方式では、指数構成が最も大きな市場(中国及び韓国)に大幅に偏り、より先進的で、流動性及び投資家によるアクセス性が高い小規模負債証券市場(例えば、香港又はシンガポール)の比重が減ることになります。したがって、標準的な指数構成アプローチは、汎アジア負債証券には不適切で、投資家が指数の基礎となる債券市場への十分なエクスポージャーを得ることの妨げとなります。

市場別組入比率構成

各市場の組入比率は、同一の組入比率ベースライン(本基礎指数に含まれる8市場のそれぞれにつき12.5%)から構築されます。ベースラインとなる組入比率は、以下の要因によって調整されます。()現地通貨建債券市場の規模、()現地ソブリン負債証券の格付け及び()GEMLOC投資適格指標。GEMLOC投資適格指標は、データソースと共に公に入手可能な公平かつ客観的な基準です。これは、ターンオーバー、呼び値スプレッド、ベンチマーク・イールド・カーブ及び社債価格データを基にした複合要因スコアを用いて市場の流動性を評価します。この手法は、純粋なターンオーバー手法に比べ、より深く詳細な流動性の視点を提供します。GEMLOCとは、現地通貨の債券市場を発展させ新興市場経済を支援する世界銀行グループのイニシアチブであるグローバル・エマーGING・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・プログラムを意味します。

各市場の市場別組入比率を評価するための公式が開発されています。詳細情報については、<http://www.markit.com/product/IBoxx>をご覧ください。

認められる市場別組入比率の最大値は、25%に上限が設定されています。理論的な組入比率が25%を超過した場合、残余分は、その他の市場にそれぞれの組入比率に比例して配分されます。

個別の市場別組入比率の再検討

再検討過程は、通常再検討と臨時再検討で異なります。本基礎指数の安定性を拡大し、8市場における長期的なトレンドを捕捉することを目的として、市場別組入比率は毎年10月31日のリバランスで再検討されます。市場別組入比率は、臨時再検討が行われない限り、再検討日と再検討日の間に変更されることはありません。臨時再検討は、8つの市場の1つ又は複数の国における重大な事象によって当該再検討中に市場別組入比率が大幅に変化することが示唆される場合に毎月のリバランスで実施される可能性があります。そうした変化の例には、債券発行若しくは流動性の大幅な増加又はGEMLOC投資適格指標に大幅な影響を及ぼす大きな規制上の変化があります。

現行の組入比率

次回の定期的市場別組入比率再検討は、2016年10月(又は、本指数提供者が随時決定することのできるその他の日)に予定されています。本基礎指数の2015年10月31日から適用されている現行の組入比率は、以下の通りです。

市場	組入比率
中国	21.05%
香港	14.60%
インドネシア	6.80%
マレーシア	10.82%
フィリピン	5.44%
シンガポール	15.20%
韓国	16.95%
タイ	9.14%

指数リバランス手続き

本基礎指数のリバランスは、毎月の最終暦日の業務の終了後に実施されます。格付け、発行残高等の静的なデータの変化は、月の終わりから3営業日前に公知のものとなっている場合に限り考慮されます。月末の2取引日における格付け又は発行残高の変化は、次のリバランス時に考慮されます。新規発行債券は、月の終わりまでに決済されていなければならず、関係するすべての情報は、月末の最低でも3取引日前に知られていなければなりません。

既発行債券の区分も、月次リバランス時に再検討され、結果として生じた区分の変化はリバランスに反映されます。つまり、政府との関係が十分に密接ではなくなったとみなされた準ソブリン発行者は、コーポレート発行者として再区分され、結果的に月次リバランスで指数から除かれることになります。

各債券の最終残高の記載された組入リストは、各月末の3営業日前に公開されます。このリストは翌月の債券の構成を含みます。債券の終値及び本基礎指数の債券の価格に基づいた様々な債券の分析が記載された最終組入リストは各月の最終営業日に公開されます。

本基礎指数の計算のためのデータ

静的データ

本基礎指数の計算に使用される情報は、目論見書から入手し、標準的なデータ提供者に照らして確認します。

債券及び指数のデータ

本基礎指数は、最低でも1つの債券がすべての組入基準に該当する場合には計算されます。本基礎指数に組み入れられる資格を持つ債券が存在しなくなった場合、その水準はそのまま固定された状態となります。最低でも1つの債券が再び入手可能となった場合、本基礎指数の計算は、直近の計算された水準から再開されます。

計算は、統合取引値が入手可能となり次第、日次単位で実施されます。本基礎指数は、8つの国のいずれかにおいて祝日である場合を除き、毎取引日(月曜日から金曜日)に計算されます。本基礎指数はまた、祝日又は週末にかかわらず、毎月の最終暦日にも計算されます。いずれかの国の非営業日にあたる日に本基礎指数を計算する場合は、直前取引日の統合価格が繰り延べられ、その価格並びにその時点での経過利子及びクーポン支払データを利用して本基礎指数を計算します。

本基礎指数は、買い呼び値に基づいて計算します。各新規債券は、指数に含まれる時点のそれぞれの売出価格で本基礎指数に組み入れられます。特定の債券に対して統合価格が確立できない場合、本基礎指数は入手可能な最新の統合価格に基づいて計算が継続されます。

月の最終取引日には、その月のリストに対する日次指数計算(最終暦日の指数の計算も含まれます。)が実施された後に、リバランスが実施されます。月の最終取引日に、価格提供者は、新たな月の本基礎指数に組み入れられることが予定されているすべての新規債券に対して買い呼び値及び売り呼び値を提出します。

本基礎指数の計算の正確性及び完全性に影響を与える可能性がある事態

本基礎指数及びその計算又はこれに関係するあらゆる情報の正確性及び完全性に対して、いかなる保証又は表明も行われません。本基礎指数の計算及び算定の手続き及び基礎並びにこれに関係する公式、構成銘柄及び要因は、本指数提供者が通知なくいつでも変更又は修正することができます。さらに、本基礎指数の計算の正確性及び完全性は、構成銘柄の価格の入手可能性及び正確性、市場要因並びに算定における過誤の影響(ただし、これらに限られません。)を受ける可能性があります。

本基礎指数にかかわる最新情報

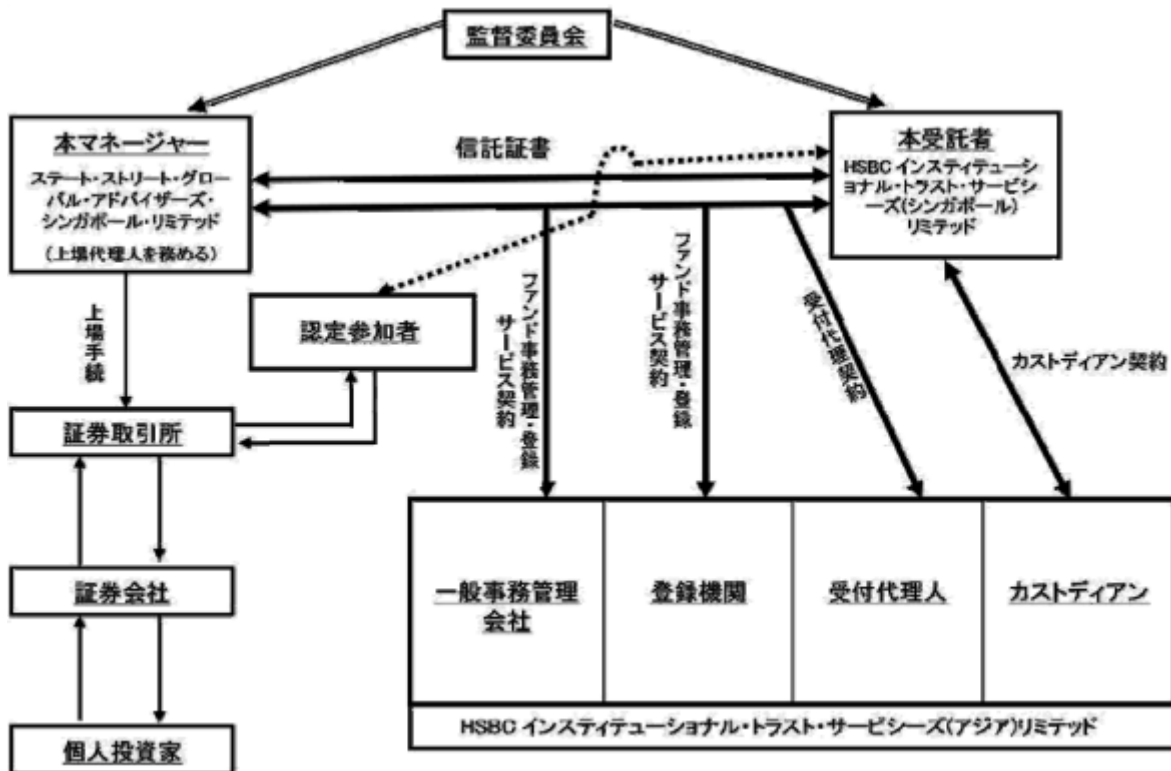
本基礎指数に関する情報は、<http://www.markit.com/product/IBoxx>から入手することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

日付	沿革
2005年6月21日	本信託証書締結
2005年6月29日	当初設定
2005年7月7日	香港証券取引所上場
2009年6月19日	東京証券取引所上場

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割及び契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド	マネージャー 上場代理人	本信託証書。本マネージャーは、本信託のマネージャーを務めます。本マネージャーは、本信託の上場代理人を務めます(以下「本上場代理人」といいます。)
HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(シンガポール)リミテッド	受託会社	本信託証書。本受託者は、本信託の受託者に任命されています。
HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッド	一般事務管理会社	本マネージャー、本受託者及びHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッド間の2005年6月21日付ファンド事務管理・登録サービス契約。これに基づき本信託の一般事務管理会社であるHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッド(以下「本アドミニストレーター」といいます。)は、一定のファンド管理及び本信託に関する評価サービスを遂行します。
	カストディアン	本受託者及びHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッド間の2005年6月21日付カストディアン契約。HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッドは、本信託のカストディアン(以下「本カストディアン」といいます。)として、本信託の全資産を保有します。
	登録機関	本マネージャー、本受託者及びHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッド間の2005年6月21日付ファンド事務管理・登録サービス契約。HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッドは、本信託の登録機関(以下「本登録機関」といいます。)として、本信託の受益者名簿の作成及び管理を行います。
	受付代理人	本マネージャー、本受託者及びHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッド間の2005年6月21日付受付代理契約。HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッド(以下「本受付代理人」といいます。)は、受付代理人として、認定参加者による本ユニットの設定及び償還に関係する一定の業務を履行します。かかる業務には、認定参加者からの設定・償還注文の受領、認定参加者への決済指図の発行及び取引決済日における現金と本ユニットの交換の促進が含まれます。
マークイット・インディシーズ・リミテッド	指数提供者	本マネージャー、本受託者及び本指数提供者間の2005年6月23日付ライセンス契約。本マネージャー及び本受託者は、本基礎指数に基づいて本信託を設定すること並びに本基礎指数の特定の商標及び著作権を使用することを目的として本基礎指数を使用するライセンスを本指数提供者から付与されています。

本信託の運用及び管理に関連する一定事項に関して、本受託者及び本マネージャーを指揮及び監督するために、本信託証書の条件に従い、上記会社に加えて監督委員会(以下「監督委員会」といいます。)が設置されました。監督委員会の権限には、本信託の全体構造に関連する事項並びに本信託の運用及び管理に関連する戦略的(日常的でない)問題に関して本受託者及び本マネージャーを指図する権限並びに本マネージャー又は本受託者が解任されるべきと提案する権限が含まれます。

下記の者は、2015年5月22日現在、監督委員会のメンバーに任命されています(15名までがメンバーとすることができます。)

フィリップ・ロウ博士(Dr. Philip Lowe)、オーストラリア準備銀行副頭取

フアン・グオボ氏(Mr. Huang Guobo)、中華人民共和国外国為替国家管理主席エコノミスト

エディ・ユエ氏(Mr. Eddie Yue)、香港通貨庁最高責任者代理

ヘンダー氏(Mr. Hendar)、インドネシア銀行副頭取

門間一夫氏、日本銀行理事

スークデーブ・シン博士(Dr. Sukhdave Singh)、マレーシア銀行副頭取

グラント・スペンサー氏(Mr. Grant Spencer)、ニュージーランド準備銀行副頭取兼金融安定課長

マ・ラモナG.D.T.サンティアゴ氏(Mrs. Ma. Ramona G. D. T. Santiago)、フィリピン・セントラル・エヌジー銀行副頭取

ジャクリン・ロー氏(Ms. Jacqueline Loh)、シンガポール通貨庁経営局長代理

ポンペン・ルエンヴィラヤット氏(Mrs. Pongpen Ruengvirayudh)、タイ国銀行副頭取

ヨン・キョン・スー博士(Dr. Young Kyung Suh)、韓国銀行副頭取

監督委員会の構成員の任命及び罷免は、継続的に、監督委員会自身によって行われるものとします。監督委員会は、必要に応じて、また最低でも年に1度開くものとします。本信託証書の条項に従って、特定の事項には監督委員会の承認が必要とされています。さらに、監督委員会は、本信託の運用及び管理に関連する事項について、本受託者及び本マネージャーに対する指図の権能並びに監督の義務を持ちます。監督委員会は、とりわけ以下の権限を持つものとします。

- ・ 本信託の全体構造に関連する事項並びに本信託の運用及び管理に関連する戦略的(日常的でない)問題に関して本受託者及び本マネージャーを指図すること、
- ・ 本信託の運用及び管理にかかわるあらゆる事項、行為又は物について、並びに本信託証書に従った本マネージャー又は本受託者のあらゆる裁量の行使に関連して(これには、業務提供者の任命及び罷免に関する事並びに本マネージャーの現行及び将来のマーケティング計画が含まれますが、これらに限定されません。)、本受託者及び本マネージャーに対して監督委員会への報告を義務づけること、
- ・ 本信託の監査人の任命を承認すること、
- ・ 他のあらゆる法域における本ユニット又は本信託の登録又は認定の提案を検討し、本受託者及び本マネージャーに推薦すること並びにこれらを承認すること、

- ・ 商業的妥当性、関係市場の法規制面での準備態勢、全般的な市場環境、オペレーション要件及び市場の発展といった要因に配慮しつつ、他の認知された取引所における本ユニットの追加の上場の提案を検討し、本受託者及び本マネージャーに推薦すること並びにこれを承認すること、
- ・ 受益者による事前承認の対象とならない本信託証書の修正、変更又は改変を承認すること。

監督委員会はまた、本マネージャー及び本受託者の罷免を勧告する権能を持ちます。

上記にかかわらず、本マネージャー及び本受託者は、本マネージャー若しくは本受託者によるそれぞれの受益者に対する受託者義務に対する違反又は本マネージャー、本受託者及び/若しくは本信託による関係法規制に対する違反を引き起こすような行為の履行若しくは行為の不履行を本マネージャー又は本受託者に要求することとなる監督委員会による指図は、そのいかなるものも受け入れず、それに基づいて行動してはならないものとします。

監督委員会の構成員は、自らの詐欺、無謀行為、不誠実又は意図的な不履行に該当する範囲を除き、かつ関係法に規定されている範囲を除き、監督委員会の構成員として行為した結果として生じるいかなる債務に対しても、本信託のポートフォリオから損害賠償請求を受けることを免除される権限を持ちます。

監督委員会のどの構成員も、監督委員会の構成員としての任命に関して本信託からいかなる報酬を受ける権限も持たないものとします。

監督委員会の構成員に対しては、確立された一群の資格基準が存在します。とりわけ、監督委員会の構成員は、金融面の諸事項についての立証可能な知識を有していなければならず、監督委員会の構成員としての適格性に直接関連するいかなる犯罪による有罪判決を受けたことも、裁判所又は規制当局によって詐欺的又は不誠実な行為をしたと認められたことがあってもなりません。

監督委員会の構成員は、全員一致の決定により監督委員会を恒久的に解散することができ、その場合、本信託証書に従って監督委員会の承認、同意又は合意が要求されるいかなる事項も、かかる承認を以後要求されないものとします。

一般的に、本ユニットの設定又は償還は認定参加者を通して行われます。

管理会社の概況

() 設立準拠法

本マネージャーは、シンガポール会社法(第50章)に基づいてシンガポールにおいて設立されました。

() 会社の目的

本マネージャーは、東南アジア地域の顧客に対してファンド運用サービスをシンガポールから提供します。本マネージャーは2000年からこのサービスを提供しています。

() 資本の額

2014年12月31日現在の本マネージャーの発行済資本額は、1,360,000シンガポール・ドル(117,912,000 円)です。

() 会社の沿革

本マネージャーは、2000年3月31日に、非公開会社としてシンガポールで設立された、ステート・ストリート・コーポレーション(State Street Corporation)(その株式は、ニューヨーク証券取引所で取引されています。)に間接的に保有される完全子会社です。

本マネージャーは、東南アジア地域の顧客に投資運用サービスを提供するために設立され、シンガポール証券先物法に基づき、シンガポール通貨庁により、ファンド運用のために、資本市場業務許可(capital markets services license)の保有者として営業許可を得ており、他者に対して直接若しくは公告又は出版物を通して、また電子的、印刷物その他の形態で、証券並びに集団投資スキーム及び集団投資スキームのマーケティングに関する助言を行うことについて、シンガポールのファイナンシャル・アドバイザー法(Financial Advisers Act)(第110章)において免除されたファイナンシャル・アドバイザーです。本マネージャーは、2001年3月29日に、非公開会社から公開会社に組織変更しました。

本マネージャーはまた、2005年6月4日に、香港において外国会社として登記し、香港証券先物委員会により、証券及びコーポレート・ファイナンスの助言並びに資産運用等の規制対象である活動を行うための営業許可を得ています。

本マネージャーは、(a)2002年4月にシンガポール証券取引所で上場された、シンガポール取引所で取引されるファンドである、SPDR®・ストレイツ・タイムズ・インデックス・ETF(SPDR® Strait Times Index ETF)(旧ストリートトラックス®・ストレイツ・タイムズ・インデックス・ファンド(streetTRACKS® Straits Times Index Fund))及び(b)2005年6月に香港証券取引所で上場されたシンガポール取引所で取引されるファンドである本信託のマネージャーとして行為します。

() 大株主の状況

(2014年12月31日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク(State Street Global Advisors, Inc.)	マサチューセッツ州、ボストン、リンカーン通り1、ステート・ストリート・ファイナンシャル・センター33階 アメリカ合衆国 郵便番号02111-2900	普通株式 1,360,000株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

シンガポール証券先物法(第289章)

シンガポールにおける集団投資スキーム(以下「CIS」といいます。)の募集は、シンガポール証券先物法の第13章第2節の下で規制されており、シンガポール証券先物法の監督当局はシンガポール通貨庁です。

シンガポールの個人投資家向けに募集されるシンガポール籍のCISは、()シンガポール証券先物法の第286条に基づいて、シンガポール通貨庁により認定を受け、()同法の第296条に基づいて、目論見書をシンガポール通貨庁に提出し、シンガポール通貨庁により目論見書の登録を受けなければなりません。

シンガポール証券先物法の第286条に基づくユニット・トラストとして組成されたCISが認可を受けるための主要な要件は次の通りです。

- (a) ファンド運用のための資本市場業務許可(そのCISが上場不動産投資信託である場合には、不動産投資信託運用のための資本市場業務許可)を取得している、又はシンガポールで許認可を取得した銀行、商業銀行、金融会社若しくは保険会社であるためにシンガポール証券先物法において資本市場業務許可の取得が免除されている、CISのマネージャーが存在しなければなりません。
- (b) シンガポール証券先物法第289条に基づき認可されたCISのための受託者が存在しなければなりません。
- (c) 所定の要件(かかる要件は、シンガポールの証券先物(投資募集)(集団投資スキーム)規則(Securities and Futures (Offers of Investments) (Collective Investment Schemes) Regulations)(以下「シンガポール証券先物規則」といいます。))に規定されています。)を遵守する、マネージャーと受託者により締結された信託証書が存在しなければなりません。
- (d) CIS、マネージャー及び受託者は、シンガポール通貨庁により発布されたシンガポール証券先物法及びシンガポール集団投資スキーム規約を遵守しなければなりません。

シンガポール証券先物法第296条に基づくCISの目論見書の登録に関する重要な要件は、目論見書が所定の開示要件(シンガポール証券先物規則の別紙3に規定されています。)を遵守しなければならないということです。

CISのマネージャーは、シンガポール通貨庁により発布された商品ハイライト・シートに関するガイドラインに従い、商品ハイライト・シートの作成及び投資家に対する提供もしなければなりません。

シンガポール証券先物規則

シンガポール証券先物規則は、特に、認可されたCISに関する、信託証書に含まれるべき合意事項及び詳細項目、目論見書で開示することが必要な事項並びに広告の要件及び制限を規定します。

シンガポール集団投資スキーム規約

シンガポール通貨庁が発布したシンガポール集団投資スキーム規約は、とりわけシンガポール証券先物法の第286条に基づいて認可されるCISのマネージャー及び受託者の各々の役割、責任及び業務上の義務について規定しています(CISの財産からのマーケティング費用支払いの禁止、関連会社との取引の制限、受益者に対する償還金の支払時期、受益者に対する報告書及び決算書の作成と送付に関する要件、受益者に対する重要な変更の通知の送付に関する要件、信託証書の修正のために受益者の集会が必要とされる状況、ファンド資産の評価方法に関するガイドライン、評価エラーに関する補償の要件、現金割戻し及びソフト・ダラーの受領に対する制限、ファンド名に関するガイドライン、金融デリバティブの使用に関する要件、ファンド(インデックス・ファンドを含みます。)の種類別の投資及び借入に関するガイドライン及び制限並びに追加的な目論見書の開示要件を含みます。)

(5)【開示制度の概要】

シンガポールにおける開示

() 目論見書の開示要件

シンガポールの個人投資家向けに募集されるシンガポール籍の認可されたCISに関する各目論見書は、シンガポール通貨庁によって登録される前に、シンガポール証券先物規則の別紙3において記述される開示要件に従わなければなりません。それらの開示要件には、とりわけ、CISの名称、目論見書の登録及び有効期限、CISの設立場所、信託証書及び補足証書のリストに関連する開示が含まれ、それらの証書が閲覧され最新の年次・中間報告書及び決算書が取得される場合には、CISに適用される評価方法、マネージャーの名称、住所及び実績、(もしあれば)サブ・マネージャーの名称及び実績、受託者の名称、マネージャーの各取締役及び重要な役員の関連する過去の実務経験、学歴、専門的な資格、専門分野又は責任、マネージャーが第三者に何らかの職務を委任しているかどうか、当該代理人の名称及び委任された職務、受託者の名称、受託者及びカस्टディアンの財政上の監督機関、CISに関する保管契約、(もしあれば)投資アドバイザーの名称及び実績、並びに登録機関の名称に関連する開示が含まれ、受益者の受益者名簿が閲覧される場合には、CISの監査人の名称、CISの構造、マネージャーの投資目的、焦点及びアプローチ方法、受益者及びCISが支払うべき手数料及び料金、CISへの投資における一般的及び特殊なリスク、引受の手順の説明、初期及び後期の引受金額、取引の期限(価格決定が将来か過去かを含む)、数値で表した引受の例、受益者に引受の確認書が発行される期間、(CISが異なるクラスに分けられている場合には)各クラスの特徴と権利及び義務に関する説明、定期的積立貯蓄プラン及び投資家が定期的積立貯蓄プランへの参加をやめることができる旨の説明(もしあれば)、現金化の手順、保有及び現金化の最少金額、数値で表した現金化の例、受益者に現金化による収入が支払われる期間、ユニットの交換(適用される場合には)の手順、受益者によるユニット価格の取得方法に関する説明、ユニットの発行又は償還が停止される可能性のある例外的な状況、CISの過去の実績(適用される場合には)、CISの業績に関するベンチマーク(適用される場合には)、経費率及び回転率、ソフト・ダラー手数料、利益の相反、CISの会計年度末、受益者が報告書及び決算書を受け取る期間、マネージャーに対する質問及び苦情の連絡先番号、並びにその他の重要な情報に関連する開示が含まれます。

さらに、シンガポール籍の認可されたCISに関する目論見書は、シンガポール集団投資スキーム規約のうち、適用される開示要件にも従わなければなりません。かかる開示要件は、とりわけ、金融デリバティブの使用及び証券貸付/レポ取引活動の詳細に関する開示を含み、インデックス・ファンドについては指数の市場/セクター、指数算出手法、指数の特徴及び構成、指数の組入上位10構成銘柄の名称及び比重、指数トラッキング方法、トラッキング・エラーについての警告、指数提供者及びマネージャー間の関係、指数の集中に関する警告、指数の構成の変更、市場の変化に適応するためのマネージャーの裁量権の欠如、指数の使用に関する重要な認可条件並びに指数が利用不能になった場合の危機管理計画に関する開示を含みます。

() 報告書及び決算書

シンガポール集団投資スキーム規約に基づき、認可されたCISのマネージャーに対しては下記を作成することが求められ、認可されたCISの受託者に対しては下記を送付すること(又は電子的手段により入手可能にすること)が求められます。

(a) CISの中間期終了後2カ月以内に受益者に送付されるべき、半期報告書及び半期(未監査)決算書。

(b) CISの会計年度終了後3カ月以内に受益者に送付されるべき、年次報告書及び年次監査済決算書。

認可されたCISに関する報告書には、少なくともシンガポール集団投資スキーム規約において定められた情報が記載されなければなりません。それらの情報には下記が含まれます(当てはまる場合には)。当該期間末の時点における投資対象の市場価格及びCISの純資産額(以下「NAV」といいます。)における割合、当該期間末の時点と前年の同時点における投資対象上位10の市場価格及びCISのNAVにおける割合、当該期間末の時点における金融デリバティブへのエクスポージャー、他のファンドに投資されているCISのNAVの金額及び比率、当該期間末の時点における借入金の金額及び対CISのNAV比率、当該期間中の償還及び引受の金額、当該期間中の関連当事者取引の金額、当該期間中及び前年の同期間中のCISの実績及びベンチマーク、経費率及び回転率、CISの評価に悪影響を及ぼす重要な情報、並びに受領されたソフト・ダラーに関する説明。さらに、CISが金融デリバティブを使用する場合、参照ポートフォリオ(又はベンチマーク)として相対的バリュエーション・アット・リスク・アプローチが使用されているときは、報告書に、グローバル・エクスポージャーの計算に使用した方法及び使用されたレバレッジ水準についての情報を含まなければならないものとします。

() 投資家に対する通知

シンガポール集団投資スキーム規約の下では、認可されたCISのマネージャーは、CISに対してなされる重要な変更について、その変更が発効する1カ月前までに受益者に通知するように求められます。重要な変更の例としては、投資目的、焦点又はアプローチ方法の変更、マネージャー若しくは受託者に支払われる報酬の増額、CISから支払われるその他の手数料若しくは料金の大幅な増額、又は受益者が支払う手数料若しくは料金における重大な変更、CISの財産からの報酬又は経費の支払形式を新たなものにする信託証書又は目論見書の修正、新しいマネージャー、サブ・マネージャー、投資アドバイザー若しくは受託者の交替、解任若しくは任命、受益者に重大な不利益をもたらすことになる受益者の権利若しくは義務における変更、並びに直接投資からフィーダー・ファンド構造への変更及びその逆の変更が含まれます。

さらに、インデックス・ファンドについて、シンガポール集団投資スキーム規約は、指数算出手法若しくは特定の状況における原則の変更、指数の目的若しくは特徴の変更、又はCISの指数トラッキング方法の変更を含むインデックス・ファンドに関する重大な変更について、マネージャーは可能な限り速やかに受益者に対して通知すべきことも要請します。

香港における開示

() 目論見書の開示要件

本信託の目論見書には、投資家が提案された投資について十分な情報を得た上で判断できるよう必要な情報が含まれなければなりません。特に香港証券先物委員会規約及び香港証券先物委員会ハンドブックに従い、同ハンドブックの「包括的な原則セクション」において記述される情報が記載されなくてはなりません。それらの情報には例えば下記が含まれます。本信託の構造、投資の目的及び制限、本基礎指数に関する記載及びその他の情報、本信託及び本基礎指数に関する関連情報(取引の種類に関する情報及びそれらの情報を投資家に与えるルートを含みます。)を投資家が取得する方法、本信託の担保方針及び担保基準、運用者及び責任者、ユニットの特徴、設定及び償還の手続き、分配の方針、手数料及び料金(本信託の見積み合計支出率を含みます。)、関連当事者取引、課税、報告書及び決算書、投資家の質問又は苦情の連絡先の情報、適切なリスクの警告、一般情報、本信託の終了及び認可状況又は本信託に付与された免責並びに商品重要事項説明書等です。

() 報告書及び決算書

本信託は、各会計年度に関して少なくとも2冊の報告書を発行するように求められます。年次報告書及び決算書には、香港証券先物委員会規約の附属書Eにおいて記述される情報が含まれなければなりません。それらの情報には下記が含まれます。資産及び負債の計算書、損益計算書、配当計算書、資本勘定変動計算書、主要な会計方針、関係者との取引、ソフト・ダラー手数料の取り決め、借入及び偶発債務、並びにコミットメント、監査報告書、投資ポートフォリオ、保有担保及び実績表。年次報告書及び決算書は本信託の当該会計年度が終了した後4カ月以内に、中間報告書は当該中間期が終了した後2カ月以内に、発行されなければなりません。シンガポールでの要件に従い、本信託の年次報告及び決算は、本信託の会計年度末から3カ月以内に公表されることをご承知おきください。本信託の年次報告書、決算書及び中間報告書は英語及び中国語で発行されます。

() 投資家に対する通知

香港証券先物委員会規約の下では、本信託の設定文書、主要な運用者、投資の目的、方針及び制限、手数料の構造、取引及び価格の取り決めに対する変更、受益者の権利若しくは利益に重大な不利益をもたらす可能性のあるその他の変更、又は本信託の基礎指数の差替については、(変更が重大でない変更でありかつ合理的な手続に該当し、香港証券先物委員会より事前の承認を要求されない場合を除き、)事前に承認を得るために香港証券先物委員会に提出されなければならない。同委員会はそれらの変更が発効する前に、受益者に通知すべきか否かを判断し、適用すべき通知の期間を決定します。本信託に対するその他の変更については、香港証券先物委員会規約において明示的に規定されない限り、マネージャーは、受益者が本信託のポジションを評価するために必要な本信託に関する情報を、妥当に実行可能な限り速やかに受益者に通知すべきです。

香港証券先物委員会は、本基礎指数の許容性に影響を与えうるあらゆる事象について協議しなければなりません。本基礎指数に関連する重大な事由についても、実行可能な限り速やかに受益者に通知すべきです。それらの事由には、本基礎指数を編集若しくは算定する方法/ルールの変更、又は本基礎指数の目的若しくは特徴の変更を含む可能性があります。

マネージャーは、受益者に対する通知が誤解を招くものではなく、投資家に伝えておくべき正確かつ十分な情報を含んでいることを保証する責任を負っています。すべての通知には、投資家が問い合わせるための香港の連絡先番号を記載すべきです。

() 取引情報

香港証券取引所の取引時間中に一般的に入手可能な株式に関する情報(例えば買い/売り呼び値や気配値画面)に加えて、本信託は下記の取引情報(放棄されない限り)を、本信託のウェブサイト、本信託のウェブサイトの香港証券取引所(Hong Kong Exchange and Clearing Limited)へのハイパーリンク、香港の小口ブローカーからアクセスできる本信託の取引情報を日常の業務において普及させる情報提供機関の情報ページ、又は香港証券先物委員会が容認するその他の経路を通じて、リアルタイム若しくはそれに近いペースで、一般の人々に対して提供しなければなりません。

- (a) 推定純資産額又は基礎ポートフォリオの参考価格
- (b) 純資産額の最新の終値
- (c) 取引の停止及び再開に関する通知
- (d) 構成有価証券の構成(実行可能であれば)

本信託が、指数のパフォーマンスを再現するために金融デリバティブ商品を使用して合成的にこれを再現する方法を採用する場合、本信託は、当てはまる場合には、各カウンターパーティーに対するエクスポージャーの合計純額並びに受領した担保の価値、性質及び構成を(本信託の純資産価値の割合として)公表すべきものとされています。

日本における開示

() 金融商品取引法上の開示

日本において受益証券の募集又は売出しがなされないため、有価証券届出書は作成されません。同様に金融商品取引法に基づく目論見書も作成・交付されません。

本マネージャーは、本信託の各事業年度の財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6カ月以内に本信託の有価証券報告書を、また、各半期終了後3カ月以内に半期報告書を、さらに、本信託に関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。希望する者は、これらの書類を関東財務局又はEDINETにおいて閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

本マネージャーは、本信託の受益証券が東京証券取引所に上場しているため、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に基づく金融庁長官への届出は行われていません。また、投信法に基づく運用報告書も作成されません。

() 東京証券取引所規則に基づく開示

東京証券取引所が定める事項に関する開示が、東京証券取引所の提供する適時開示情報システム(TDnet)を通じてなされます。

(6)【監督官庁の概要】

シンガポール証券先物法の監督当局(すなわちシンガポールにおけるCISの募集に関する規制者)はシンガポール通貨庁です。シンガポール通貨庁は同国の中央銀行であり、その役割はシンガポールの中央銀行として活動すること(金融政策の実施、通貨の発行、支払システムの監視並びにシンガポール政府の銀行及び金融代理人としてのサービスの提供を含みます。)、総合的な金融サービスの監督と金融安定の監視を実施すること、シンガポールの外貨準備を管理すること、並びにシンガポールを国際的な金融センターとして発展させることです。

認可されたCISのマネージャー及び受託者は、シンガポール通貨庁の監督に服します。シンガポール通貨庁は、認可されたCISのマネージャーに対し、シンガポール通貨庁が適切なシンガポール証券先物法に基づく管理のために随時必要とするCISに関する情報又は記録の提供を求めることができます。シンガポール通貨庁は、公衆の利益のため必要又は適切と考える命令を、認可されたCISのマネージャー又は受託者に対し、発令する権限を有しています。認可されたCISのマネージャーがシンガポール証券先物法又はシンガポール集団投資スキーム規約に従わなかった場合は、シンガポール通貨庁は認可されたCISの受託者に対し、当該マネージャーを解任し新たなマネージャーを指名するよう指示することができます。シンガポール通貨庁がCISの認可を取り消した場合、シンガポール通貨庁は、自らがマネージャーにとって適切と思われる命令を出すこともできます(投資家から出資されたすべての金銭の返金命令、又は投資家に対してマネージャーからすべての出資金の返金を受けるか若しくはユニットの償還を受けるかを選択する権利をシンガポール通貨庁が認めた条件により与える命令を含みます。)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的

本信託の投資目的は、手数料及び経費控除前において、本基礎指数の総利回りに密接に対応した投資成果を提供しようと努めることです。

投資の基本方針

() 投資の基本方針

本マネージャーは、代表サンプリング又は類似の方法を採用して、アジア政府、アジア政府のエージェンシー若しくは外郭団体又はアジア政府が支援する団体若しくは準アジア政府団体により発行又は保証されたアジア通貨建債券、及び国際金融機関、国際金融機関のエージェンシー若しくは外郭団体又は国際金融機関が支援する主体により発行されたアジア通貨建債券(いずれの場合も、本指数提供者により決定され、その時点における本基礎指数を構成する銘柄。)(以下「指数構成銘柄」といいます。))を中心として本信託の資産を投資することにより、また指数構成銘柄と同一の発行体により発行される指数構成銘柄以外の一定の証券(以下「非指数構成銘柄」といいます。))に対しても本信託の資産を投資することにより、本信託の投資目的を達成するべく努めます。代表サンプリングとは、本基礎指数と類似の投資特徴を有する、本基礎指数を構成する証券の代表サンプルに投資するという方法です。選択された証券は、全体として本基礎指数と類似の特徴(利回り及び満期等)を有します。本信託は、原則として、本基礎指数に含まれるすべての証券を保有するものではありません。

一定の指数構成銘柄の流動性が低い点を考慮すると、代表サンプリングという方法の利用は、本信託のトラッキング・エラーを減少させるのに必要です。代表サンプリングを用いるに当たり、本マネージャーは、全体として資本構成、産業及び基本的な投資特徴が本基礎指数と同様の実績を示すような形で、本信託のポートフォリオを構築することに努めます。時間の経過とともに、本マネージャーは、本基礎指数の特徴の変化を反映させるために、又は本信託のパフォーマンス及び特徴を本基礎指数とより近いものとするために、本信託のポートフォリオ構成を変更(又は、「再調整」)することができます。

アジア通貨建債券市場の流動性が低いことに鑑み、本マネージャーは、本基礎指数のパフォーマンスに関連する本信託のトラッキング・エラーを最低限に抑えるべく、一定の非指数構成銘柄への投資を行うことを認められます。適格な非指数構成銘柄とは、米ドル建証券及びアジア通貨建証券であって、指数構成銘柄ではないが、指数構成銘柄の発行体により発行され、本マネージャーの意見において、同等の指数構成銘柄に実質的に類似し、本信託の投資目的に合致した動きをする可能性があるものをいいます。非指数構成銘柄に対するエクスポージャーの総額は、本信託のNAV総額の20%を限度とします。以上にかかわらず、本マネージャーは、実現可能でありかつ本信託の投資目的の達成に合致する範囲で、指数構成銘柄に投資することを予定しています。さらに、本信託は、本基礎指数における対応する組入比率を超えて指数構成銘柄を保有することができます。ただし、指数構成銘柄のエクスポージャーの総額は、当該指数構成銘柄の本基礎指数における組入比率を、本信託のNAV総額の5%相当額を超えて超過しないことを前提とします。

本マネージャーは、本基礎指数のパフォーマンスに関連する本信託の総利回りのトラッキング・エラーを最低限に抑えることを目的として、本基礎指数の構成、組入比率又は構成銘柄の変更を反映させるため、随時本信託の投資ポートフォリオの再調整を行います。かかる再調整は、非指数構成銘柄への投資の形で行う可能性があります。

中国、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイ(以下、個別に「指数構成経済」といい、「指数構成諸経済」と総称します。)のそれぞれは、本基礎指数における経済組入比率を有します。経済組入比率は、基礎となる債券市場及び通貨市場の変動並びに上記「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 本基礎指数の説明」に記載する要素を含め、多くの要素の影響を受けます。しかしながら、大まかな見方では、2015年6月19日時点で、本マネージャーは、各指数構成経済は、次のような経済組入比率の範囲を有するものと考えています。

	組入比率の範囲
中国	15 - 25 %
香港	10 - 23 %
インドネシア	3 - 11 %
マレーシア	4 - 16 %
フィリピン	3 - 11 %
シンガポール	10 - 25 %
韓国	10 - 25 %
タイ	4 - 16 %

本基礎指数における指数構成経済の組入比率の範囲は、時間の経過とともに変更される可能性があり、そのため、本信託の指数構成経済の組入比率の範囲もまた、これに従って変更され、上記の当初組入比率の範囲から外れる可能性があります。

本基礎指数の詳細情報については、上記「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 本基礎指数の説明」を参照してください。本基礎指数の現行の市場別組入比率についての情報は、<http://www.markit.com/product/IBoxx>から入手することができます。

本信託は、シンガポール通貨庁により発布されたシンガポール集団投資スキーム規約(Singapore Code on Collective Investment Schemes)(随時修正されます。)(以下「シンガポール集団投資スキーム規約」といいます。)(の附属書1に規定される基幹投資ガイドライン及びシンガポール集団投資スキーム規約の附属書5に規定されるインデックス・ファンドに関するガイドライン(これらをあわせて「投資ガイドライン規約」と総称します。)(の適用を受けません。

香港証券先物委員会ユニット・トラスト及びミューチュアル・ファンド規約(Hong Kong SFC Code on Unit Trusts and Mutual Funds)(以下「香港証券先物委員会規約」といいます。)(及びシンガポール集団投資スキーム規約に従い、本マネージャーは、本信託が、少なくとも異なる6銘柄の証券に投資し、かつ同一銘柄の証券(アジア政府債又はその他の公債。指数構成銘柄及び非指数構成銘柄を含みますが、これらに限られません。)(への投資が本信託のNAV総額の20%を超えないことを確保します。この目的上、同一発行体が発行した同一シリーズであっても、利払額、利払時期又は満期日が異なる証券は、異なる銘柄として扱われます。

デリバティブは、ヘッジのため(例えば、金利リスクの管理)及び/又は効率的なポートフォリオ運用のために使用することができます。本マネージャーは、本信託のポートフォリオ中のデリバティブを、本信託のポートフォリオを本基礎指数及び本基礎指数に連動させるのに重要なその他の特徴に密接に対応させることにより、本信託の投資目的の達成を助長するために利用します。

本信託は、本信託の投資目的の達成との整合性を保ちながら本基礎指数と密接に連動したパフォーマンスを目指す際及びキャッシュ・フローを管理する際、(ヘッジ目的の場合を除き)NAV総額の15%を上限として(本信託による支払いであるか本信託への支払いであるかを問わず関係商品の契約額の評価又は(オプション及びワラントの場合には)プレミアム総額を参照して確定します。)、本基礎指数に関係し又は本信託が保有する指数構成銘柄若しくは非指数構成銘柄のポジションに関係するレポ契約、先物契約、先物契約に対するオプション、オプション、ワラント及びその他のデリバティブ商品に投資することができます。ヘッジ目的のために行う同様の投資に対しては、別途15%の制限が適用されます。

「アクティブ運用」されるユニット・トラスト及びミューチュアル・ファンドとは異なり、本信託は、連動先である市場を「上回ろう」とするものではなく、また市場が停滞するか又は一部の基準により過大評価されているような場合にも一時的に防御的ポジションを取ることはしません。したがって、本基礎指数が低下することにより、これに対応して本信託のNAVが減少することになります。

() 相 関

「相関」は、ある投資について定期的に測定される総利回りが他の投資のものと同様している程度を測定するものです。指数が理論上の金融的計算であるのに対し、本信託は現実の投資ポートフォリオです。本信託及び本基礎指数のパフォーマンスは、報酬及び費用、取引コスト、構成証券の変動、市場の影響並びに時期の違いにより、多少異なります。

本マネージャーは、長期にわたって、本信託と本基礎指数の総利回りの間の相関が、報酬及び費用の控除前において、95%以上となるものと予想しています。100%という数値は、完全な相関を示します。本信託とその関連する本基礎指数の費用控除前の総利回りの間のトラッキング・エラーは、年間で0.4%を下回ることが見込まれます。トラッキング・エラーとは、本信託の総利回りと本基礎指数の総利回りとの間の変動の測定値です。本信託の年間の費用控除前の総利回りと本基礎指数の総利回りとの相違は、長期にわたる平均に基づけばほとんどの期間について、このトラッキング・エラーの額を下回るはずですが、本マネージャーは上記の相関を達成するものと考えていますが、本信託の総利回り(報酬及び費用の控除前)と本基礎指数の総利回りとの間の実際の相関が予想したものより小さかったとしても、本マネージャー及び本受託者はいずれもその責任を負いません。

() トラッキング・エラーを最低限に抑える方法

トラッキング・エラーを最低限に抑えるために、本マネージャーは、本信託をそのポートフォリオのデュレーション、イールドカーブ及びクレジット・リスクを常に本基礎指数のものと密接に対応させるというパッシブ運用を行うことを予定しています。

本信託のポートフォリオ構成証券は、本信託の平均的なポートフォリオのデュレーション、部門、満期時の一括分配、イールドカーブ・リスク及びクレジット・リスクが本基礎指数のものと類似するように選ばれます。ただし、投資又は取得時において市場において当該指数構成銘柄が入手可能であることを前提とします。

指数構成銘柄は、本基礎指数に対応させるために本信託ポートフォリオの保有としては常に非指数構成銘柄に優先されます。したがって、本マネージャーは、必要な指数構成銘柄が投資又は取得時において市場において合理的価格で入手できない場合に、かかる指数構成銘柄に代わるものとして非指数構成銘柄に投資することを意図しています。

日々ベースで、本信託ポートフォリオのパフォーマンスは、本基礎指数のパフォーマンスとの対比で密接に監視されます。本マネージャーが意図するところは、本信託ポートフォリオとベンチマークのパフォーマンスの間の相違が事前に決定された額(現在は0.05%(ただし、投資家に通知することなく本マネージャーにより合理的に決定される異なる額に変更される場合があります。))を上回る場合(キャッシュインフロー又はキャッシュアウトフローにより生じたひずみを含みません。)、本マネージャーは、ベンチマークに対して、本信託の平均的なポートフォリオのデュレーション、部門及び満期時の一括分配を参考としてそのポートフォリオのリスク・ポジションの再評価を行うというものです。本ユニットの設定及び償還の過程で、本マネージャーは、その日が終了するまでに必要な証券の売買をすべて完了させることを目指し、それにより本信託の現金保有額を最小限に抑えようとしています。

金曜日(営業日ではない場合、前営業日)の営業終了時における本信託の証券ポートフォリオの保有は、本信託専用のウェブサイト上で、かかる日から7暦日以内(営業日ではない場合、翌営業日)に公表されます。

「営業日」とは、シンガポール及び香港で商業銀行が営業し、()香港証券取引所が通常取引を行っており(香港証券取引所における取引が、平日の通常終業時前に終了することが予定されている日を除きます。)、かつ()本基礎指数が集計され、公表される日をいいます。ただし、台風警報シグナル8以上若しくは「黒色」暴風雨警報シグナル(又は本受託者が事実上これに類似すると判断する警報若しくはシグナル)が、香港証券取引所が正式に取引を開始した後、香港証券取引所が当該日の取引を正式に終了する前において香港で発令されている日(又は本マネージャー及び本受託者が随時決定するその他の日)を除きます。

() 証券の貸付

本信託は、証券の借入を希望するブローカー、ディーラー及びその他の金融機関に対して、これら自身又はその顧客のための取引完了を目的として、及びその他の目的で、保有する証券を貸し付けることができます。本信託はまた、クリエイション/リデンプション・ユニットを設定するための注文を出すことを希望する潜在的投資家に対しても証券を貸し付けることができます。ただし、かかる貸付は、当該貸付から得た資産を含む本信託のNAVの10%を超えてはなりません。さらに、同一銘柄の証券について、その50%を超えて同時に貸付を行うことはできません。本信託は、本受託者が承認した借入人に対してのみ証券を貸し付けます。借入人は、証券貸付契約の相手方として、投資ガイドライン規約の基準を満たす者に制限されます。しかし、現在のところ、本信託がかかる証券貸付(又はレポ取引)を行う予定はありません。

証券貸付から得た収入(支払うべき報酬又は手数料の控除後)は、本信託の勘定に計上されます。証券貸付取引が本マネージャー、本受託者又はそれぞれの関係者を通じて行われた場合、当該当事者は、自己のために、当該証券貸付取引に関連して商業的に対等な条件で受領する報酬又は手数料を留保する権限を有します。本信託は、証券貸付取引から得た証券貸付報酬の50%以上を受領し、本信託のコスト及び費用の一部に充当します。証券貸付報酬の残高は、証券貸付代理人、本カストディアン及び/又は本アドミニストレーターのためのものとします。

「関係者」とは、任意の会社(以下「当該者」といいます。)に関連して、以下を意味します。

- (a) 当該者の普通株式資本の20%以上を、直接間接を問わず実質的に所有する者、又は当該者の議決権株式資本に帰属する議決権総数の20%以上を、直接間接を問わず行使することができる者。
- (b) 上記(a)項に記載の者により支配されている者又は会社。この目的で、会社の「支配」とは以下を意味します。
 - ・ その会社の取締役会の構成の支配(直接間接を問いません。)
 - ・ その会社の議決権株式資本に帰属する議決権の過半数の支配(直接間接を問いません。)、又は
 - ・ 発行済株式資本(利益若しくは資本分配において一定金額を超える分配金に対する権利が付与されない発行済株式資本は除く。)の過半数の保有(直接間接を問いません。)

ただし、本受託者と本マネージャーが「支配」に関して香港証券先物委員会の認めるその他の定義に合意する場合は常に、当該定義が上記定義に取って代わるものとします。

- (c) 当該者の持株会社若しくは子会社(いずれの場合も香港の法律である会社法(第32章)の第2条の意味の範囲内)又は当該持株会社の子会社である会社

(d) 当該者の取締役若しくはその他の役員、又は上記(a)、(b)若しくは(c)項に従う、当該者の関係者である会社の取締役若しくはその他の役員

証券貸付取引は、公認決済制度の代理機関又はこの種の取引に携わっている金融機関であって本受託者が認める金融機関を通じて実施されます。

投資ガイドライン規約の適用を受け、証券貸付に関して徴求すべき担保は、現金並びに指数構成銘柄及び非指数構成銘柄又は本受託者が承認し本信託証書に基づき許可されるその他の質の高い現金と同等の投資対象物で構成するものとします。

() 投資制限

シンガポール集団投資スキーム規約に基づき、本信託は投資ガイドライン規約の適用を受けます(下記「(5) 投資制限」を参照してください。)。本信託証書の条件に基づき、本信託は、本信託が保有する同一銘柄(アジア政府債又はその他の公債を除きます。)の評価額が本信託のNAV総額の10%を超えることとなるような投資対象を保有することを制限されます。

前述した通り、本信託はまた、本信託が保有する同一銘柄の指数構成銘柄及び非指数構成銘柄(アジア政府債又はその他の公債であるもの)の評価額が本信託のNAV総額の20%を超えることとなるような投資対象を保有することを制限されます。

投資ガイドライン規約に従うことを前提として、香港証券先物委員会規約及び/又は本信託証書の適用ある制限のいずれか(管轄規制当局から免除を受けていないもの)に(価格変動その他の結果として)違反した場合、本マネージャーは、受益者の利益を斟酌した上で、合理的期間内にかかる状況を是正するために必要なあらゆる措置を講じることを最優先の目的とします。

本信託は、(上記の制限に加え)さらに多くの投資制限に服します。本信託は、以下を行ってはなりません。

- ・ 本信託のNAV総額の20%を超えて非指数構成銘柄を保有すること。
- ・ 本信託が保有する指数構成銘柄の評価額が、当該指数構成銘柄の本基礎指数における組入比率を、本信託のNAV総額の5%相当額を超えて超過することとなる指数構成銘柄を保有すること。
- ・ レボ取引、先物、先物オプション、オプション、ワラント及びその他デリバティブ商品を保有すること。ただし、本基礎指数に関連する場合又は本信託が保有する指数構成銘柄若しくは非指数構成銘柄のポジションに関連する場合を除き、それは、以下に限られます。

本基礎指数に密接に連動するパフォーマンスを目指すために、かつ、キャッシュ・フローの運用において、指数構成銘柄(又は本信託が保有する非指数銘柄)に対するエクスポージャーを得る目的(ヘッジ目的を除きます。)で上記金融商品に係る契約が締結された場合、本信託のNAV総額の15%以内。

上記金融商品がヘッジ目的で締結された場合、本信託のNAV総額の15%以内。

- ・ 原則として、本信託のNAVの10%を超えて現金、現金等価物(短期預金又は預金証書を含みます。)を保有すること。ただし、現金による申込金の受領時又は償還時の現金支払いの資金調達のためのものを除きます。
- ・ 本信託のNAVの5%を超えて、単一の銀行へ預金をすること、又はかかる銀行が発行した預金証書若しくはその他の銀行証書に投資すること。

- ・ 集団投資スキームに対する持分を保有すること。
- ・ 種類を問わず不動産を保有すること。
- ・ 本信託証書で許容される場合を除き、空売りをを行うこと。
- ・ 無制限の債務引受を伴う投資を行うこと。

その他投資制限に関する詳細な情報は、本信託証書を参照してください。

本マネージャーは、上記の制限に従うことを前提として、本信託に関して、公認の先物取引所又は店頭市場(以下「OTC」といいます。)で取引されるレポ取引、先物、先物オプション、オプション、ワラント及びその他デリバティブ商品に係る契約を締結する裁量を有しています。レポ取引及びOTCデリバティブ取引を締結するにあたり、本マネージャーは、一定の格付基準(投資ガイドライン規約の中の相手方について適用される格付基準を含みます。)を満たしている相手方と取引を行うことを予定しています。レポ取引を締結した結果として生じるすべての収益(支払うべき報酬又は手数料の控除後)は、本信託の勘定に計上され、レポ取引のために供される担保は現金又は現金等価物の形になります(投資ガイドライン規約の中の証券貸付及びレポ取引についてのガイドラインに服します。)

ヘッジ及び/又は効率的ポートフォリオ運用の目的で、金融デリバティブを使用する可能性があります。本マネージャーは、金融デリバティブの利用に関連するリスクを制御・管理するために必要な専門知識を備えており、採用されたリスク管理、コンプライアンス手続き及び管理が妥当なものとなること並びにこれらが実施されていること又は実施されることを確保します。本マネージャーは、本信託の金融デリバティブに対するエクスポージャーを決定するため、投資ガイドライン規約に規定されるコミットメント・アプローチを使用します。

デリバティブは、信託宣言、ファンドの宣言文書又は投資運用ガイドラインでその利用が明示的に認められるポートフォリオにおいてのみ利用することができます。デリバティブ及びそれに関連するリスクを管理するために採用される管理及びシステムは、その複雑さや意図される目的に適ったものが選ばれます。

デリバティブのエクスポージャーを監視及び計測するために用いるシステムは、業界の標準的な情報と価格決定のソースに関連して、デリバティブのポジションを評価・監視し、既定のヘッジや投資のパラメーターが確実に遵守されるために用いられる分析ツールです。そのようなシステムを評価するために用いる基準は、デリバティブの単独のリスクを監視できるばかりでなく、デリバティブのポジションを投資ポートフォリオ全体の中にとらえ、デリバティブによる直接的及び間接的なポジションを統合することによって、投資ガイドラインの違反を総合的に監視できるものであるべきです。これらのエクスポージャーは、ポートフォリオにおける投資ポジションのリスク・エクスポージャーを監視しモデル化するためのイールド・ブック等の第三者のアプリケーションや専有リスク管理ツールによって監視されます。

デリバティブのエクスポージャーは、ポートフォリオのリスク・エクスポージャーが投資リスク制限の範囲内で管理されるように、独立したリスク・マネージャーが定期的にポートフォリオをレビューすることによって監視されます。さらに、コンプライアンス・チームがすべての投資ガイドラインと承認された取引相手方のリストが確実に遵守されるように定期的な審査を行います。

下記記載を除いて、本マネージャーは、預金又は現金投資を行っている銀行について以下の信用格付要件を適用します。

- ・ 銀行は、以下の格付種類のうち少なくとも1つについて、ムーディーズからA3以上、又はマグローヒル・カンパニー・インクの一部門であるスタンダード・アンド・プアーズ(以下「スタンダード・アンド・プアーズ」といいます。)若しくはフィッチ・インク、フィッチ・レーティングズ・リミテッド及びその子会社(以下「フィッチ」といいます。)から同等の格付けを得ていなければなりません。

長期無担保優先債務格付け又は同等の格付種類

ムーディーズから発行体格付け

スタンダード・アンド・プアーズから長期発行体信用格付け

- ・ 長期無担保優先債務格付け又は発行体格付けを得られない場合、1年以内に満期を迎える定期預金に係る銀行及び1年以内に決済されるOTC取引に関する相手方は、ムーディーズからPrime-1以上又はスタンダード・アンド・プアーズ若しくはフィッチから同等の格付けを得ていなければなりません。

本マネージャーはまた、銀行が本受託者により承認されている場合には、上記信用格付要件を満たしていない銀行に現金を預託若しくは投資することができます。

本マネージャーは、投資ガイドライン規約の中の相手方(レポ取引及びデリバティブ取引の相手方を含む。)について適用される格付要件を適用します。

() 本基礎指数が入手不能になった場合の危機管理計画

本基礎指数が入手不能になった場合、本マネージャーは、本基礎指数と実質的に同様であると自らが認める、即時使用可能な代替指数(必要な場合、本指数提供者又は本マネージャーがカスタマイズします。)の調達に努め、受益者の利益を考慮に入れながら、この指数を使用して本信託のポートフォリオを運用するものとします。この指数の使用は本受託者、監督委員会及び香港証券先物委員会による事前承認を条件とします。

当該指数が即時入手可能でない場合、本マネージャーは本基礎指数と実質的に同様の指数を設定できる指数提供者を探し可能性を検討するか、又は必要があれば、本信託を清算することが受益者の全般的な最善の利益であるか否かを検討するものとします。本マネージャーが手続きを進めることを許可されるためには、本受託者及び監督委員会が事前に同意する必要があります。

ベンチマーク指数が入手不能である移行期間中、本マネージャーは、指数トラッキング・ファンドのパッシブ・スタイルと一致した方法で、かつ、本マネージャーが本基礎指数の方法論を決定できる範囲内で当該方法論に従って、本信託のポートフォリオの運用を継続するものとします。

() 借 入

本マネージャーは、本信託に関して随時一定の借入権限を行使することができますが、本信託によるすべての残存借入の元本額は、いずれの取引日(定義については下記「第2 管理及び運営 1 申込(販売)手続等 (2) シンガポールにおける設定 本ユニットの設定」を参照してください。)においても、本信託の総資産(受取収益及び分配のための勘定に計上されている金額を除きます。)(以下「本預託財産」といいます。)の10%相当額を超えることができません。借入は、米ドル又はアジア通貨建てで行わなければならない、償還を行うため及び1又は複数の以下の特定の目的に応じるため一時的(4週間を超えることはできません。)なつなぎの要求のために行うことができます。

- ・ 本ユニットの償還時に本信託証書に基づく支払いを行うため。

- ・ 本信託証書の条件に従い、かつ、シンガポール集団投資スキーム規約及び香港証券先物委員会規約により認められる、指数構成銘柄又は非指数構成銘柄の購入又は売却を決済するため及びその他の投資を行うか又はその他の取引を締結するため。
- ・ 本信託証書に基づき認められる本信託報酬、費用及び債務を支払うため。
- ・ 本信託証書に従い、収益分配の支払いを行うため。

借入の元本総額が許容額を超える場合、本マネージャーは、投資家の利益を斟酌した上で、合理的期間内にかかる状況を是正するために必要なあらゆる措置を講じることを最優先の目的とします。借入に関して生じた利息及び/又は費用は本信託により支払われます。

本マネージャーは、本信託の資産(受取収益を構成する資産を除きます。)を借入の担保に供することができます。

本受託者は、本信託証書に従い締結される、許容された借入に起因する本預託財産の評価額の減少から生じるいかなる損失についても、責任を負いません。

ベンチマーク及びパフォーマンス

2015年6月30日現在の本信託及び本基礎指数の過去のパフォーマンスは以下の通りです。

	3年	1年	2005年6月29日設定来 (年率換算)
本 信 託	0.98%	-1.34%	5.08%
本基礎指数	1.52%	-0.76%	5.74%

注：

1. パフォーマンスの測定開始日は、本信託のユニットが初めて発行された2005年6月29日です。
2. 本信託の利回りは、配当金を含む米ドル建純資産額から計算されています。
3. これらの数値は、本信託の2015年度アニュアル・レポートから引用しております。
4. 投資家は、本信託及び本基礎指数の過去のパフォーマンスが必ずしも将来のパフォーマンスの指標にならないという事に注意してください。

(2)【投資対象】

上記「(1) 投資方針」を参照してください。

(3)【運用体制】

投資目的及び指標指数の理解

投資ニーズ及び選択された指標指数のリスク特性を十分理解するために、ポートフォリオ・マネージャーは、ファンドの投資目的及び投資ガイドラインを検討します。

投資ポートフォリオの構築

ポートフォリオ・マネージャーは、通貨、修正デュレーション、満期に関する情報、債券発行者及び分野ごとの債券総額等の、指標指数の主要なリスク特性に対抗するため、層別抽出法を使用して、投資ポートフォリオを構築します。当該プロセスは、定期的な月次指数の見直し及び顧客によるファンドの引受又は償還の注文のために遵守されません。

取引の執行

上記で示した取引は、市場で相手方との間でポートフォリオ・マネージャーにより執行されます。執行された取引の詳細は、取引入力システムに入力され、その後オペレーション・チームにより処理されます。

ポートフォリオの監視及び調整

ポートフォリオ及び指数のエクスポージャーを示すリスク報告書は、ポートフォリオのエクスポージャーが指標指数と一致することを確保するために、取引執行の翌日にポートフォリオ・マネージャーによって作成されます。ポートフォリオのエクスポージャーは、ポートフォリオ運用チーム及びリスク管理チームにより監視されます。ポートフォリオのエクスポージャーの調整は、指数のエクスポージャーから著しい逸脱がある場合に行われます。コンプライアンス・チームもまた、投資目的、ガイドライン及び地域の規制の遵守を確保するために、ポートフォリオ投資活動を監視します。

(4)【分配方針】

本信託は、半期ごとに、各分配期間内に、受益者に対して、収益配当及び正味実現キャピタルゲインを支払います。収益配当及び正味実現キャピタルゲインの額を決定するための最初の分配期間は、当初設定日に開始し、2006年6月30日に終了しました。その後の各分配期間は、前回の分配期間の末日の翌日に開始し、6月30日(又は本マネージャーが(本受託者の事前承認を得て)決定するその他の日)に終了します。本マネージャーは、7月1日から12月31日の期間について中間分配を行うことを意図しています。現在、配当再投資サービスは実施していません。

本マネージャーは、本基準日の直前の香港営業日(以下それぞれ「配当落日」といいます。)において、受益者に対する分配に利用可能な収益及び正味実現キャピタルゲインの額を決定します。

「本基準日」は、1月22日及び7月22日です。ただし、当該日が香港営業日でない場合、本基準日は、直後の香港営業日(又は本マネージャーが本受託者の事前承認を得て決めるその他の日)とします。「香港営業日」は、香港証券取引所が通常の取引のために開いている任意の日(香港証券取引所における取引が、平日の通常就業時に終了することが予定されている日を除きます。)です。ただし、香港証券取引所が正式に取引を開始した後、香港証券取引所が当該日の取引を正式に終了する前において、台風警報シグナル8以上若しくは「黒色」暴風雨警報シグナル(又は本受託者が事実上これに類似すると判断する警報若しくはシグナル)が香港で発令されている日(又は本マネージャー及び本受託者が随時決定するその他の日)を除きます。

本信託の半期分配期間中の中間配当落日の場合には、本受託者は、当該基準日における本信託の受益者に対し、中間分配(() (a)本信託の全純収益(収益から適切に支払うべき本信託の報酬、コスト及び費用を控除し、収益から適切に支払うべき未払報酬、コスト及び費用の支払いに関する適切な引当金を積み立てた後のもの)と(b)本基礎指数の平均利回りを乗じた本信託の本預託財産の平均評価額と等しい金額(当該金額から、収益から適切に支払うべきすべての報酬、コスト及び費用並びに収益から適切に支払うべき未払報酬、コスト及び費用の支払いに関する適切な引当金に関する金額を控除します。)の低い額(いずれの場合においても、前回の最終配当落日から始まる期間に関するもの)とします。)並びに、()前回の最終配当落日から始まる半期分配期間に関する、本マネージャーが当該半期の期間における本基礎指数の総利回りを十分考慮の上決定する正味実現キャピタルゲインの額、分配される純収益の額及び受益者全体の利息。)を配分します。

本信託の通年分配期間中の最終配当落日の場合には、本受託者は、当該基準日における本信託の受益者に対し、最終分配(() (a)本信託の全純収益(収益から適切に支払うべき本信託の報酬、コスト及び費用を控除し、収益から適切に支払うべき未払報酬、コスト及び費用の支払いに関する適切な引当金を積み立てた後のもの)と(b)本基礎指数の平均利回りを乗じた本信託の本預託財産の平均評価額と等しい金額(当該金額から、収益から適切に支払うべきすべての報酬、コスト及び費用並びに収益から適切に支払うべき未払い報酬、コスト及び費用の支払いに関する適切な引当金に関する金額を控除します。))の低い額(いずれの場合においても、通年分配期間に関するものとし、中間分配として、以前に配分及び分配された額を控除します。))並びに、()中間分配として以前に配分及び分配された正味実現キャピタルゲインの額を控除した、通年分配期間に関する、本マネージャーが当該期間における本基礎指数の総利回りを十分考慮の上決定する正味実現キャピタルゲインの額、分配される純収益の額及び受益者全体の利息。)を配分します。通年分配期間に関して受益者に配分、分配されなかった純収益(本信託の報酬及び費用を控除した後のもの)並びに正味実現キャピタルゲインは、通年分配期間の最終基準日後に本預託財産として配分されるものとします。

各本ユニットに関して分配される額は、本ユニット1口当たり0.01米ドル未満について切り捨てられます。半期分配期間において分配されなかった収益額は、次の最終配当落日において各受益者への配分及び分配に利用できる額を計算する時に斟酌されるものとします。

基準日及び配当落日並びにこれに応じた分配期間は、本受託者の事前承認を得て本マネージャーが決定するところに従い、変更又は追加される可能性があります。

投資家に支払うべき分配金は、各半期及び年次分配に関して、当該配当落日から4週間以内に支払われるものとします。本受託者及び本マネージャーがHKSCCノミニーズ・リミテッド(HKSCC Nominees Limited)(以下「HKSCCノミニーズ」といいます。)に支払いを行った場合には、その限度で、本受託者及び本マネージャーはいずれも、その保有する本ユニットをHKSCCノミニーズ名義で登録している、香港の中央決済システム(Central Clearing and Settlement System)(以下「CCASS」といいます。)におけるブローカー又はカस्टディアンとしてホンコン・クリアリングより当該時点において認可された参加者(以下「CCASS参加者」といいます。)に対するHKSCCノミニーズによる、分配金の支払いについて、いかなる責任も負いません。

本マネージャーは、本信託が受領する収益を、それが分配されるまでの間、本信託の投資目標の達成に合致した方法で投資することができます。

受益者に対する支払金で12カ月を超過した未請求金は、本受託者が特別口座に積み立てるものとします。本受託者は、受益者の6年を超過した未請求金に相当する当該金額を、該当する場合はその利息と共に、裁判所に払い込むものとなりますが、払込金額は当該支払いに関連して発生するすべての手数料、コスト及び経費を控除した後の金額とします。ただし、上記金額が、当該手数料、コスト及び経費合計に満たない場合、本受託者は、本信託財産に遡及する権利がありません。CCASS参加者に対して支払うべき未請求金は、その時点で有効なCCASSの一般規則及びCCASS手続きが適用されます。

(5)【投資制限】

「(1) 投資方針 投資の基本方針 () 投資制限」に定められた投資制限に加え、本信託は投資ガイドライン規約の適用を受けます。それに関して、本信託は、信用取引、借入、集中投資及び他のファンドへの投資についての次の制限を含む投資ガイドライン規約の投資制限の適用を受けます。

1. 信用取引についての制限はありません(OTCデリバティブのためのマージンからのエクスポージャーが10%のスキームのNAVの制限(適格金融機関の場合)又は5%のスキームのNAVの制限(その他の場合)の適用を受ける場合は除き、カウンターパーティーの支払不能から保護されていないエクスポージャーを含む。)
2. スキームは、償還を行い、つなぎの要求に応じるために、一時的に借入を行うことができます。スキームは認可された銀行及び他の特定の種類の金融機関からのみ、借入を行うことができます。借入期間は1カ月を超えるべきではありません。総借入額は当該借入を受ける時点におけるスキームのNAVの10%を超えるべきではありません。
3. 原則として、スキームは、CISのNAVの10%超を単一の企業体又は信託の株式又は株式に相当する証券、負債性証券の個々の発行又はマネー・マーケット商品に投資してはなりません。
4. スキームは、基本的スキームが認定若しくは公認されたスキームである場合又は特定の他の要件を満たす場合のみ、他のスキームに投資できます。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資家は、本ユニットへの投資によって損失を受ける可能性があります。申込者は、本ユニットへの投資を行うかどうかを決定する前に、以下に記述されているリスク要因を、本書及び目論見書に含まれるその他の情報のすべてと共に慎重に検討する必要があります。

本ユニットの市場価格及び本ユニット1口当たりNAVは、上がることも下がることもあります。投資家が本ユニットに対する自らの投資から利回りを得ること又は投資した資本から利回りを得ることについて、いかなる保証もありません。

本信託は、以下に記述する主要リスクにさらされます。これらのリスクの一部又はすべてが、本信託のNAV、本ユニット価格、取引価格、利回り、総合利回り及び/又は本信託がその諸目的を満たす能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

本信託に固有のリスク要因

市場リスク。 本信託のNAV及び取引価格は、証券市場の動向に反応します。投資家は、短期的には本信託のNAV及び取引価格が市場の動向に反応して変動することにより、また、より長期的には市場の下落により、損失を受ける可能性があります。

金利リスク。 本信託は債券に投資するため、金利リスクにさらされます。金利リスクとは、本信託のポートフォリオの評価額が金利の上昇を原因として低下するリスクです。金利リスクは、一般的に短期の投資対象ほど小さく、長期の投資対象ほど大きくなります。

インカム・リスク。 市場金利の低下を原因として、本信託のポートフォリオからの収益が減少するリスクのことで、これは、市場金利が低下している環境において、ポートフォリオのその時点での収益率を下回る市場金利で、本信託が新たな本ユニットの設定に伴ってポートフォリオ構成銘柄の現物預託を受けるとき、又は本信託が本基礎指数の満期若しくはデュレーションへ適合させるための方法の一つとして売却した証券の売却手取金をより長期の銘柄に再投資するとき、起こる可能性があります。

新興市場リスク。 本信託は、新興市場とみなされている特定のアジア債券市場に投資します。これらの市場は、新興市場における外国投資に伴う特別のリスク(一般的に流動性が低くかつ非効率的な証券市場、一般的に大きな価格ボラティリティ、為替レート変動及び為替管理、資金又はその他の資産の国外持出しに関する制限の実施、発行者に関する公開情報の不足、課税の実施、高額な取引費用及びカストディー・コスト、決済の遅延及び損失リスク、契約の履行上の困難、証券市場の規制が比較的少ないこと、小規模な時価総額、会計及び開示基準の相違、政府による干渉、高い市場閉鎖リスク、資産没収リスク、高いインフレ率、社会的、経済的及び政治的不確実性、並びに戦争リスクを含みますが、これらに限られません。)にさらされます。

カウンターパーティー及び決済リスク。 カウンターパーティー・リスクとは、本信託と取引を行う当事者が、当該相手方の財務状況の悪化又は当該相手方によるその他の何らかの不履行に起因して支払う又は取引の決済の義務を満たすことができなくなるリスクです。本信託は、決済不履行のリスクを負っています。かかる不履行も、本信託及び/又は本ユニットの評価額に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。カウンターパーティーの不履行のリスクは、カウンターパーティーの信用力に直接的に結びつけられます。

信用リスク。 本信託の評価額は、裏付投資対象の信用力の変化に起因するリスクにさらされます。例えば、債券の発行者が金利及び元本の支払義務を満たすことができない可能性、又は発行者に対する債券投資家全体の評価が下がった結果として当該発行者の債券の価格が下落する可能性があります。

トラッキング・エラー・リスク。 本信託のNAVの変化が本基礎指数における変化を正確に再現する可能性は低いと考えられます。本信託の手数料及び経費、市場の流動性、本信託の銘柄の利回りと本基礎指数の銘柄の利回りとの間の相関の不完全性、本基礎指数に対する変更、並びに規制政策といった要因が、本信託の本基礎指数との密接な相関を達成しようとする本マネージャーの能力に影響を及ぼす可能性があります。ポートフォリオ構成銘柄の利回りと本基礎指数との間の相関の不完全性は、非指数構成銘柄に該当する銘柄に本信託が投資する程度の範囲で生じる可能性が比較的高くなります。したがって、本信託の利回りは、本基礎指数の利回りとは乖離する可能性があり、本基礎指数の正確な再現については保証も確約もありません。しかし、本基礎指数の下落は、それに対応する本信託のNAVの下落を起こします。

無保証。 本信託の投資目的が満たされることについて、確約することはできません。本信託が支払義務を負う手数料及び経費の水準は変動する可能性があります。本信託の特定の通常の経費の額を見積もることは可能ですが、本信託の利回りを予想することはできず、またそれゆえにそのNAVを予想することもできません。そのため、本信託のパフォーマンス又はその経費の実際的水準に関して確約を与えることはできません。

過去における活発な市場の不存在。 本ユニットは香港証券取引所に上場されていますが、活発な取引市場が形成されたり維持されたりすることについて、確約することはできません。本ユニットが取引される実際の価格水準や規模を予測するための確実な保証は存在しません。さらに、本ユニットの取引や価格形成のパターンが、投資会社によって他の法域で発行された又は本基礎指数以外の指数を基礎とする市場取引銘柄の取引や価格形成のパターンと類似することについて、確約することはできません。

流動性リスク。 リバランス又はその他の場合に本信託がポートフォリオ構成銘柄を購入又は売却することのできる価格及び本ユニットの評価額は、本信託のポートフォリオ構成銘柄の取引市場が制限され若しくは存在しない場合、又はスプレッドが大きい場合に、悪影響を受けます。本信託は、アジア債券及び流動性の水準が低い可能性がある特定の市場に投資されます。したがって、設定又は償還注文(それぞれ本マネージャーがアジア債券を購入又は売却する必要が生じます。)に高い取引コストがかかったり、本信託のポートフォリオに完全に含まれるまでに時間がかかる結果として本信託の資産配分に乱れが生じたりするリスクが存在します。また、本信託の当初設定規模が比較的大きくなり、ポートフォリオの定期的なリバランスのコストが高まる影響の可能性も予想されています。

香港証券取引所において本ユニットの取引が停止される可能性があります。 投資家は、香港証券取引所が本ユニットの取引を停止している間、香港証券取引所で本ユニットの購入又は売却ができなくなります。香港証券取引所は、香港証券取引所が投資家を保護するための公正かつ秩序ある市場という観点から適切であると判断する場合はいつでも、本ユニットの取引を停止できます。香港証券取引所での本ユニットの取引が停止されている場合は、クリエイション/リデンプション・ユニットの設定及び償還も停止される可能性があります。

本ユニットの香港証券取引所での上場が廃止される可能性があります。 香港証券取引所は、香港証券取引所の証券(本ユニットを含みます。)の上場継続に対して特定の要件を課しています。投資家は、本信託が香港証券取引所での本ユニットの上場を維持するために必要な要件を継続的に満たすこと、又は香港証券取引所が上場要件を変更しないことについて、確約を得ることはできません。本ユニットが香港証券取引所の上場を廃止された場合、本信託は終了する可能性があります。

本ユニットはNAV以外の価格で取引される可能性があります。本信託のNAVは、本ユニットの購入又は売却のための公正価格を表現します。他の上場ファンドと同様に、本ユニットの流通市場での取引価格はこのNAVよりも高い価格又は低い価格となる可能性があります。したがって、受益者がこの理想的な公正評価額に近い価格で購入又は売却をすることができないリスクが存在します。NAVからの乖離は、いくつもの要因に依存しますが、香港証券取引所での本ユニットに対する市場の需要と供給に大きな不均衡が存在する時に拡大します。しかし、本ユニットは、(一般的にクリエイション/リデンプション・ユニット集合単位でNAVによる)設定及び償還が可能のため、本マネージャーは、本ユニットのNAVに対する大きなディスカウント又はプレミアムは維持されないだろうと考えています。「ビッド/アスク」スプレッド(潜在的購入者が希望している価格と潜在的売却者が求めている価格との差)が、NAVからの乖離のもう1つの原因です。ビッド/アスク・スプレッドは、市場のボラティリティ又は市場の不確実性が増大した時期に拡大し、NAVからの乖離が拡大する可能性があります。

最低設定及び償還規模。 本ユニットは、一般的にクリエイション/リデンプション・ユニット集合単位(現在は10,000本ユニット又は本マネージャーが本受託者の事前承認を得て随時決定し、目論見書に記載されるその倍数であり、本信託証書で要求される場合、クリエイション/リデンプション・ユニット集合単位のサイズの変更について、受益者に対して事前通知がなされなければなりません。)でのみ発行又は償還が行われます(ただし、()本ユニットは、月の最終取引日にはクリエイション/リデンプション・ユニット集合単位で発行又は償還される必要はなく、()本マネージャーは、本受託者の承認を得て、特定の場合において、クリエイション/リデンプション・ユニット集合単位より小さい単位で本ユニットを発行又は償還することができます。)。クリエイション/リデンプション・ユニット集合単位を保有しない投資家は、香港証券取引所において本ユニットの実勢取引価格で本ユニットを売却することによってしか、保有する本ユニットの評価額を実現することができない可能性があります。

1日当たりの最大取引制限。 本信託は、設定及び償還注文に関して最大限度を設けています。投資家が本ユニットを設定又は償還することを望む場合、当該注文の規模が1日当たりの制限を超過した場合、又は他の投資家の注文も含む当該取引日に要求される純設定額の合算規模及び/若しくは純償還額の合算規模が1日当たりの制限を超過した場合は、当該注文が受理されず又は部分的にのみ受理される可能性があります。特定の債券の流動性水準の低さ及び特定の指数構成諸経済における為替交換制限が原因で、設定注文又は償還注文の数を随時制限する必要性が生じる可能性があるため、本マネージャーは考えています。1日当たりの最大取引制限についての詳細情報については、下記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等 * 2 設定及び償還に関するその他の規定 (3) 設定及び償還の制限」を参照してください。

市場の変化に適応するための本マネージャーの裁量権の欠如。 多くのユニット・トラスト及びミューチュアル・ファンドとは異なり、本信託は「アクティブ運用」されません。したがって、本信託は、本基礎指数のデュレーション及び総合利回りへの密接な連動を目指すことを目的とする場合を除き、ポートフォリオの構成を調整しません。本信託は、トラックする市場に「勝つ」努力をすることはなく、市場が下落した時又は市場が過剰評価されていると判断される時にも暫定的にディフェンシブなポジションを求めることはありません。そのため、本基礎指数の下落は、それに対応した本信託のNAVの下落を起こします。

認定参加者への依存。 本ユニットの設定及び償還は、一般的に認定参加者のみが実行できます。任意の一時点における認定参加者の数は制限されます。認定参加者は、投資家のために本ユニットの申込み又は償還の指示を受理する義務を負いません。認定参加者は、例えば香港証券取引所での取引が制限若しくは停止されている間、CCASSでの証券の決済が中断している間、又は本基礎指数の算定や公開が行われない間は、本ユニットの設定又は償還ができない可能性があります。さらに、認定参加者は、本信託のNAVの計算を妨げるその他の何らかの事態が生じた場合、又は本信託のポートフォリオ構成銘柄の処分の実行が不可能な場合に、本ユニットの設定又は償還をすることはできません。

設定及び償還の停止。 本信託証書の条項に従って本マネージャーが本ユニットの設定及び償還を一時的に停止した場合、香港証券取引所での本ユニットの取引が必ずしも停止されない可能性があります。本ユニットの設定及び償還が一時的に停止される場合、本ユニットの取引価格は悪影響を受けて、本信託の裏付資産の市場評価額とは異なるものになる可能性があります。

先物及びオプション契約の利用には特定のリスクが伴います。 本マネージャーは、本信託の投資目的の達成の観点から、ヘッジのため(例えば、金利リスクの管理のため)及び/又は効率的なポートフォリオ運用のために、先物契約及びオプションを利用できます。とりわけ、本マネージャーは、本基礎指数に対応するパフォーマンスを求める目的及びキャッシュ・フローを管理する目的のために本信託の資産を先物契約及びオプションに投資できます。これらの取引は、取引所及び取引所外(店頭)でカウンターパーティーと締結され、本信託をカウンターパーティー・リスクにさらす可能性があります。このようなテクニックが狙い通りの結果となることについての保証はありません。先物契約及びオプションの利用には、特定の投資リスクが存在します。このようなリスクには、()流動性のある流通市場が存在しないことによる先物契約又はオプションの解消不能及び()先物契約又はオプションの価格動向と対象となるポートフォリオ構成銘柄又は本基礎指数の価格動向の相関の不完全が含まれる可能性があります。さらに、要求される預託金が少ないこと及び先物の価格形成におけるレバレッジが極めて高いことの両方に起因して、先物契約の取引における損失のリスクは潜在的に高いものとなります。結果として、先物契約における比較的小さな価格の動きが本信託に即座に大きな損失(又は利得)をもたらす可能性があります。

レポ契約の利用には特定のリスクが伴います。 例えば、レポ契約下にある証券の売り手がその債務超過又はその他の事由により裏付証券を買い戻す義務を怠った場合、本信託は当該証券を処分しようと努めますが、それにはコスト又は遅延が伴う可能性があります。当該売り手が当該証券を買い戻すことができない場合、本信託は、裏付証券の売却手取金が買戻し価格を下回る範囲において損失を受ける可能性があります。当該売り手が債務超過となり、適用される破産法又はその他の法律によって清算又は更生の対象となる場合、本信託が裏付証券を処分する能力が制限される可能性があります。最後に、本信託が裏付証券に対する権利を立証できない可能性もあります。

スワップ契約のリスク。 スワップに関する損失リスクは、原則として、本信託が契約上履行義務を負う支払いの純額に限定されます。スワップ契約はまた、当該スワップの相手方がその義務の履行を怠るリスクにさらされます。万一そのような不履行が生じた場合、本信託は当該取引に関連する契約に従って契約上の救済を受けます。しかし、そのような救済は、破産法及び倒産法の適用を受ける可能性があり、それが本信託の債権者としての権利に影響を及ぼす可能性があります。例えば、本信託が契約上受け取る権利を有する支払いの純額を受け取ることができない可能性があります。

本信託の認可が終了する可能性があります。 香港証券先物委員会及びシンガポール通貨庁が本基礎指数をもはや認め難いと判断した場合、香港証券先物委員会又はシンガポール通貨庁は本信託の認可を取り消す権利を留保しています。香港証券先物委員会又はシンガポール通貨庁が本信託に対する認可を取り消した場合、本信託は終了する可能性があります。

マーケット・メーカーへの依存。 本信託に、マーケット・メーカーが存在することも存在しないこともあります。投資家は、本信託に対するマーケット・メーカーが存在しない場合には、本ユニットの流通市場における流動性に悪影響が及ぶ可能性があることに注意する必要があります。

本基礎指数の特定の発行者への集中。 本基礎指数及び本信託の投資対象は、単一又は複数の発行者の証券に集中する可能性があります。発行者の財務状況の変化、特定の発行者に影響を及ぼす個別の経済的又は政治的状況の変化及び全体的な経済的又は政治的状況の変化が、発行者の証券の評価額に影響を及ぼす可能性があります。そうした発行者固有の変化は、本信託が保有する証券に影響を及ぼす可能性があります。

資産クラス・リスク。 本信託が投資する証券が生む利回りは、他のクラスの証券又は異なる資産クラスの利回りと同等の利回りをもたらさない可能性があります。本信託が投資する証券は、他のクラスの証券との相対パフォーマンスの周期的低下にさらされる可能性があります。

本信託に対するEMEAPの投資。 東アジア・オセアニア中央銀行役員会議(以下「EMEAP」といいます。)を構成する各中央銀行及び金融政策当局は、本信託の他のいかなる投資家とも同様であり、それぞれが保有する本ユニットに対する持分を処分する権利を持っています。EMEAPを構成する中央銀行及び金融政策当局が本信託への投資家であり続けることの保証はありません。EMEAPを構成する中央銀行及び金融政策当局が自らの本ユニットのすべて若しくは一部の売却又は償還を決定した場合、本信託及び本ユニットの価格に重大な悪影響が及ぶ可能性があります(EMEAPの当初資金投入に関する情報については、下記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 当初資金」を参照してください。)

商業的最小規模。 本信託は、運用及び信託報酬が低いインデックス・ファンドとして組成されています。本信託が(本信託のNAVに対する割合として)報酬の少ないインデックス・ファンドであるという事実から、本信託は、商業的に成立するために、他の典型的なユニット・トラストと比較して相当に大きな規模を有する必要があります。

特定の市場へのアクセス。 例えば中国のような特定の市場では、その市場において本信託が金融取引に関わることが許される特別な取り決めを本信託が有する可能性があります。本信託は、ベンチマーク指数をトラックする能力を確実にするためには、このような市場に対する継続的なアクセス並びに市場への投資能力及び資金の引揚能力に依存していますが、本信託の規模が現行規模を超えて拡大した場合にはこのアクセスが制限される可能性があります。

本信託の登録又は他の市場へのクロス上場。 将来本信託が他の市場に登録され、若しくは他の取引所にクロス上場され、又はその他の形で他の法域で募集される可能性があります。これは、既存の受益者にとって流動性を改善し、裁定範囲の拡大による流通市場での価格形成の効率化につながるため、本マネージャーが関係コストを本信託に負担させることが本受託者によって許可される可能性があります。

証券の貸出。 本信託は、ポートフォリオ構成銘柄を貸し出すことができます。本信託は、その証券の貸出のすべてにおいて担保を受け取りますが、借り手が借り受けた証券を返却する義務を怠った場合、本信託は損失のリスクにさらされることとなります(例えば、貸し出した証券が、本信託が保有する担保の評価額を超えて値上がりしている可能性があります)。さらに、本信託は、投資する現金担保の損失のリスクを負います。

早期解約リスク。 本信託は、「解約」と題される項目において記載される一定の条件及び方法に基づき、終了される可能性があります。当該終了時に、投資家は、自らの投資損失を確定しなければならず、最初に投資した資本額と同額を受領することはできなくなります。

本基礎指数のリスク要因

本基礎指数を利用するライセンスが終了する可能性があります。 本マネージャー及び本受託者は、本基礎指数に基づいて本信託を設定することを目的として本基礎指数を利用し、特定の商標及び本基礎指数のあらゆる著作権を利用するライセンスを本指数提供者から認められています。本マネージャー、本受託者及び本指数提供者の間における当該ライセンス契約が終了した場合、本信託はその目的を達成できず、終了する可能性があります。本基礎指数の算定又は公開が行われなくなり、本基礎指数の計算に使用される計算方法と同一又は実質的に同様な公式を利用する代替指数が存在しない場合も、本信託は終了する可能性があります。

本基礎指数の算定。本基礎指数を構成する証券は、本信託のパフォーマンスを考慮することなく本指数提供者によって決定及び算定されます。本信託に関して、本指数提供者は支援、認定、販売又は販売促進を行いません。本指数提供者は、一般的な証券投資又は特に本信託への投資の適否に関して、本信託への投資家又はその他の者に対して、明示的であれ默示的であれ、いかなる表明又は保証も行いません。本指数提供者は、本基礎指数の決定、算定又は計算において本受託者、本マネージャー又は本信託への投資家のニーズを考慮する義務を持たず、結果的にその行為が本信託、本マネージャー又は投資家の利害を損なわないという保証はありません。さらに、本基礎指数の計算の正確性及び完全性は、その構成銘柄の価格の入手可能性及び正確性、市場要因及び算定上の過誤によって(ただし、これらに限られません。)影響を受ける可能性があります。

本基礎指数の構成が変化する可能性があります。本基礎指数の構成は、指数構成銘柄の満期の到来若しくは償還によって、又は新規証券の本基礎指数への組み込みによって、変化する可能性があります。かかる事態が起きた場合、本信託が所有する証券の比重又は構成は、本信託の投資目的を達成することを目的として本マネージャーが適切と考える形で変更されることとなります。そのため、本ユニットへの投資は、一般的に本基礎指数の構成の変化に伴って本基礎指数を反映し、必ずしも本ユニットへの投資時点での構成を反映することにはなりません。

その他のリスク要因

国際金融及びクレジット市場における最近の事象。国際金融及びクレジット市場における最近の危機の結果として重大な追加リスクが存在しています。当該リスクには次のものが含まれますが、これらに限られません。()本信託の投資対象の発行者がヘッジ契約を解消すること、及び/又はかかる投資対象の裏付けとなる資産を処分することが、より困難になる可能性、()本信託の投資対象の評価額が、(ある場合においては大幅に)それらの当初の評価額又は発行価格から既に低下している可能性、及び/又は今後低下しうる可能性、並びに()本信託の投資対象の条項に基づき、発行者が義務の履行を怠る可能性(例えば、カウンターパーティー・リスク)が大幅に増加する可能性があります。これらの追加リスクは、ひいては、本信託への投資の評価額に悪影響を与える可能性、及び/又は本信託への投資家に重大な損失若しくは全損失をもたらす結果になる可能性さえあります。

本信託の投資対象の発行者に当初与えられた信用格付けが、いかなる理由であれその後低下した場合には、投資対象の市場価額及び流動性が悪影響を受ける可能性があります。発行者の財政状態の悪化、並びに/又は関連する法域における一般的な政治、社会及び/若しくは経済状況及び/若しくは法的若しくは規制的ポジションもまた、関連する金融商品に基づく支払義務を履行する発行者の能力を損ない、又はこれに著しい悪影響を与える可能性があります。かかる不履行のリスクは、本信託が一つの発行者に集中する場合には増大します。本信託の投資対象に関して不履行が生じた場合、回収可能額又は回収時期についての保証はありません。

最近の危機は、主要経済の政府によってとられた措置により、世界的クレジット市場の特定の部門について緩和されていますが、本信託が投資する関連する金融並びに/又はクレジット市場及び/若しくはそれらの部門が、同時に又はその他の市場及び/若しくはそれらの部門と同じ程度まで回復するという保証はありません。

アジア政府の政治的、経済的及び社会的リスク。 指数構成諸経済のいずれかにおいて主要な政治的、経済的又は社会的状況に重大な変化があった場合、当該指数構成経済及び/又は本基礎指数の構成銘柄のNAVに対して、またその結果として本ユニットの評価額に対して、重大な悪影響が及び可能性があります。

為替リスク。 本基礎指数は、ヘッジなしベースで、つまり通貨リスクへのエクスポージャーをすべて持つ形で、米ドル建てで表現されます。本信託の投資目的は本基礎指数をトラックすることですから、このことは、本信託の中で保有されているアジア通貨のヘッジが行われず、そのようなアジア通貨と米ドルとの間の為替レートのいかなる動きも、米ドルベースで計算された場合の本信託のNAVにすべて影響することを意味します。為替レートにおける不利な動きは、本ユニットのNAVの評価額の減少を引き起こす可能性があり、本信託への投資家は、為替レート・リスクにさらされます。

投資家は、各取引日に関して、評価時における本信託の本ユニット1口当たりNAVを決定するために使用される評価原則のいずれかが国際財務報告基準(以下「IFRS」といいます。)(又は、関係する範囲において、かつシンガポール通貨庁によって要求される場合は、シンガポール公認会計士協会が発行する推奨会計実務(以下「RAP 7」といいます。))と抵触している又は抵触するに至った範囲で、本信託の計算書類が公表されている本ユニット1口当たりNAVと必ずしも整合しない可能性があるということに注意する必要があります。この場合、本信託の計算書に、IFRS(又は、関係する範囲において、かつシンガポール通貨庁によって要求される場合、RAP 7)の適用によって得た評価額と本信託の評価原則を適用して得た本信託の本ユニット1口当たりNAVとを突合調整するための突合調整注記を含める必要がある可能性があります。

FATCA、米国源泉徴収税および報告義務に関するリスク。 一定の支払いに適用される2010年追加雇用対策法の外国税務コンプライアンス条項(以下「FATCA」といいます。)は、原則として非米国口座及び非米国事業体の米国人の直接及び間接の所有権について米国内国歳入庁(以下「IRS」といいます。)への報告を要求し、必要な情報の提供を怠った場合にはかかる投資に30%の米国源泉徴収税がかかると定められています。本信託は、FATCAに基づく源泉徴収税の賦課を避けられるよう本信託に課せられた義務を果たすよう努めます。しかしながら、本信託がこれらすべての義務を果たすことができる保証はありません。本信託がFATCAの結果かかる源泉徴収税を負うことになった場合、本ユニットのNAVは結果として重大な損失を被る可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

本信託の投資リスクは、投資リスク管理チームからの監督と支援を受けて、ポートフォリオ・マネージャーが監視します。本信託がさらされる特定の投資リスクについては以下のような対応がなされます。

(a) 市場価格リスク：本信託の市場価格リスクは、投資ポートフォリオの分散化によって管理されます。

(b) 金利リスク：本マネージャーは、本信託の全体的な金利感応度を日々監視しています。

- (c) 信用リスク：上場有価証券のすべての取引については、指定ブローカーを使った引渡しの時点で決済/支払いが行われます。ブローカーは支払いを受領してから売却対象の有価証券を引き渡すため、その際のデフォルトのリスクは極めて小さいと考えられます。ブローカーがその有価証券を受領してから、その購入に対する支払いが行われます。もしいずれかの当事者が各自の義務を履行しなければ、その取引は成立しません。本信託では、高格付けを有しかつ本信託が確固とした基礎を有すると考えるブローカー・ディーラー、銀行及び規制下にある取引所との間で、大半の有価証券の取引及び契約によるコミットメント活動を行うことによって、信用リスクに対するエクスポージャーを制限します。
- (d) 流動性リスク：本信託はその資産の大半を、取引が盛んで、容易に処分することのできる市場で取引されている投資対象へと投資します。本信託は、7日以内に流動化することができると思われる投資対象に投資することによりその流動性リスクに対処しています。
- (e) 通貨リスク：本マネージャーは適宜、為替レートの変動をヘッジするために、外国為替先物予約を締結できます。
- (f) 新興市場リスク：指数に連動するファンドとして、本マネージャーは本信託の市場のウエイトやデュレーション等の主要な特徴を本基礎指数の特徴に近づけることによって、新興市場リスクに対する本信託のエクスポージャーを管理します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

本マネージャーは、その裁量により、クリエイション/リデンプション・ユニット又は他のユニット集合の設定及び償還に関する移転その他の取引コストを補うために、設定取引手数料及び償還取引手数料(以下それぞれを「本取引手数料」といいます。)を課することができます。下記「第2 管理及び運営 1 申込(販売)手続等 (2) シンガポールにおける設定 設定取引手数料」を参照してください。

現金による本ユニットの設定及び償還がある場合、印紙税、課税、取引コスト等のようなコスト(以下「通常チャージ」といいます。)を原因として、支払義務が発生する可能性があります。本マネージャーは、本ユニットの現金による設定又は償還に関する通常チャージにとって適切な引き当てであると考えた場合、かかる金額の支払いを求める裁量を有します。本マネージャーは、また、本信託の資産のいかなる希釈化をも避けるべく、証券の買値及び売値の差、かかる証券の市場価格及びその他本信託が負担する希釈化コストについての本信託の支払義務(以下「希釈化チャージ」といいます。)に関し、特に、大きい注文について、追加報酬を課す裁量を有します。これらの追加手数料は、下記の「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等 (2) シンガポールにおける償還 * 1 希釈化」でより詳細に説明されます。通常チャージ及び希釈化チャージの引き当てが実際の支払額及び希釈化による額を上回る場合、その超過分は本信託に算入されます。通常チャージ及び希釈化チャージの額が実際の支払額及び希釈化による額を下回る場合は、かかる不足分は本信託が負担します。

(2)【買戻し手数料】

本マネージャーは、その裁量により相殺勘定取引及びクリエイション/リデンプション・ユニット、その他のユニットの設定及び償還に関する取引コストにつき、取引手数料を課すことができます。下記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等 (2) シンガポールにおける償還 償還取引手数料」を参照してください。通常チャージ及び希釈化チャージについては、上記「(1) 申込手数料」を参照してください。

(3)【管理報酬等】

運用報酬

本信託は、本信託の日々の純資産平均について年間0.13%(ただし、10億米ドル(123,230,000,000円)までについて。10億米ドル(123,230,000,000円)超については、250百万米ドル(30,807,500,000円)までは年間0.12%、さらに250百万米ドル(30,807,500,000円)までは年間0.11%、それ以上は年間0.10%です。)のレートにより決定される運用報酬(毎月後払いされ、日々発生します。)を本マネージャーに支払います。

本信託証書の条件に基づき、本マネージャーは、本信託の日々の純資産平均について年間0.25%を最高額とする運用報酬を受け取る権限を有します。運用報酬を現在の所定水準から引き上げる場合には、少なくとも3カ月前までに受益者及び認定参加者に対して通知されます。かかる引き上げは、本受託者に対する事前通知及び監督委員会の事前承認も必要とします。

信託報酬

本信託は、本信託の日々の純資産平均について年間0.05%の信託報酬を本受託者に毎月後払いにて支払います。加えて、本受託者は、本信託の投資ポートフォリオの取引活動に基づく通常の取引手数料(かかる手数料は、取引ごとに25米ドルから65米ドルと一般に見積もられています。)を受け取ります。

信託報酬は、受益者及び認定参加者に対する書面により3カ月前に通知し、本マネージャー及び監督委員会の事前承諾を得ることにより、本信託の日々の純資産平均について年間0.15%まで増額することができます。

ライセンス・フィー

本マネージャー及び本受託者は、本基礎指数及び本指数提供者の有する商標を使用するためのライセンス契約(以下「本ライセンス契約」といいます。)を本指数提供者と締結しています。

本基礎指数及び本指数提供者の有する商標を使用するために本信託から本指数提供者に支払われるライセンス・フィー(以下「ライセンス・フィー」といいます。)は、本信託のNAVに対する割合によるスライド制で計算されます。ライセンス・フィーは、現在、年間で本信託のNAVの0.0175%を上限とし、年間184,000米ドルの最低請求額が適用されます(最低請求額及びライセンス・フィーは、米ドル・ユーロ間の10%を超える為替レートの変動を考慮するために、毎年見直され、修正される可能性があります。)

(4)【その他の手数料等】

設立費用

本信託の設立、認可及び上場に関係するすべての準備費用は、本マネージャー及び本受託者により負担されています。かかる費用は、香港証券先物委員会規約に従うことを前提として、本信託の資産から支払われ、本信託の当初5年間にわたって償却されます。当該費用は850,000米ドル(104,745,500円)を超えないものと予想されています。

投資家は、準備費用の償却が、かかる費用を発生時に償却することを義務づけるIFRS(又は関連する範囲において、かつシンガポール通貨庁により要求される場合、RAP 7)に従っていないことに留意すべきです。本マネージャー及び本受託者は、かかる不遵守の影響を斟酌しており、この点が本信託の計算書類に重大な影響を与えるとは予想していません。

その他の継続費用

本マネージャー及び本受託者は、一定の租税、手数料及びその他の継続コスト・費用について、本信託の資産に対して請求するか又は本信託の資産から回収する権限を有します。これには、以下のものが含まれます。

- ・ シンガポール通貨庁及び香港証券先物委員会の認可手数料並びにその他の関連する規制当局の手数料(本信託又は本ユニットが認可されるか又は登録されるその他の法域(日本も含まれます。))の規制当局の手数料を含みません。)
- ・ 強制積立基金スキームを構成するファンド及び認められたプール投資ファンドの資金を本信託に投資できるようにするための香港強制積立基金スキーム庁(Hong Kong Mandatory Provident Fund Schemes Authority)による本信託の承認に関連又は起因して同庁に対して支払われた手数料
- ・ 本信託に関して締結されたライセンス及びデータ提供契約(ライセンス契約を含むが、これに限りません。)に基づき支払われるコスト、報酬及び費用
- ・ 本信託の資産の全部若しくは一部が関係する取引又は本ユニットの設定、償却若しくは償還に係る印紙税、租税、政府課徴金、ブローカー手数料・コミッション、為替コスト・手数料及び銀行手数料
- ・ 本信託から支払われるか又は本信託に支払われる租税債務又は還付金についての同意及び/又は異議申立てに係る専門家報酬
- ・ 本カストディアン及び本アドミニストレーターの経費(適用ある場合)
- ・ 本登録機関及び本受付代理人の経費
- ・ 本信託に関連して本受託者又は本マネージャーが任命した法律顧問、監査人、ブローカー及びその他の専門家のそれぞれの職務に関係するこれらの者の報酬及び費用
- ・ 本信託の計算による投資対象に関する保護預り、取得、保有、換金又はその他の取引に関して生じた報酬、手数料、費用及び出費
- ・ 本信託の資産及び財産の付保に伴う手数料及び費用
- ・ 本信託に関する目的における法的手続きの遂行又は裁判所への申立てにおいて負担した手数料及び費用

- ・ 本マネージャー及び本受託者間の連絡並びに受益者、認定参加者、本登録機関、本カストディアン、本アドミニストレーター、本受付代理人その他の者との連絡において又はその他本信託に関係して本マネージャー及び本受託者が負担した手数料及び費用
- ・ 受益者集会又は監督委員会の会議の招集及び開催に伴い負担した手数料及び費用
- ・ 香港証券取引所への上場並びに/又はシンガポール証券先物法及び香港証券先物令若しくは世界のあらゆる地域(日本も含まれます。)におけるその他の法律若しくは規則に基づく本信託の認可の取得及び/若しくは維持における本マネージャー及び本受託者の報酬及び費用
- ・ CCASSにおける本ユニットの預託及び保有に係る手数料及び費用(手続処理代理人に支払う報酬及び費用を含みます。)
- ・ 本ユニット1口当たりのNAV並びに/又は本ユニットの発行及び償還の停止についての計算及びこれらについてのシンガポール、香港及びそれ以外の地域(必要であれば日本も含まれます。)の新聞において行う公表に関して生じるコスト
- ・ 香港証券先物委員会規約及びシンガポール集団投資スキーム規約により認められる範囲で、本信託専用のウェブサイトのデザイン、制作及び保守に関して生じるすべてのコスト
- ・ 本有価証券報告書及び目論見書の作成、公表、配布及び更新に伴うコスト、報酬及び費用
- ・ 本信託証書の補足証書の作成及び本信託に関する契約の作成に関する報酬、コスト及び費用
- ・ 本受託者又は本マネージャーが本信託証書の条件又はその他の規制要件に基づき発行を要求される計算書類、報告書、小切手、明細書、証明書及び通知の作成並びに作成及び交付の手配に当たって生じる費用
- ・ 監督委員会の1ないし複数の委員のための保険の取得及び維持に関して生じるすべての保険料、手数料、コスト及び費用
- ・ 本信託に係る監査人のすべての報酬及び費用
- ・ 本マネージャー、本受託者若しくは監査人の辞任若しくは解任又は新任のマネージャー、受託者若しくは監査人の任命に係って生じるすべての報酬及び費用
- ・ 監督委員会の職務委任及び本信託証書に基づき監督委員会の指図を受けた代理人、銀行、会計士、ブローカー、弁護士又はその他の専門家のすべての報酬及び費用
- ・ 収益の回収に当たって生じるすべての費用
- ・ 本信託証書に基づき宣言された分配に関連するすべての費用
- ・ 本信託の終了に際して本マネージャー及び本受託者が負担したすべての手数料及び費用
- ・ 本信託の管理において、かつ本信託証書に基づく本受託者及び本マネージャーの各自の責務の遂行に従い、本受託者及び本マネージャーの意見において適切に生じるその他のすべての合理的なコスト、手数料及び費用
- ・ 一般法上、本受託者が本信託に対して請求する権限を有するすべての手数料、コスト、費用及び支出

マーケティング費用

マーケティング又は販売促進費用は、本信託に対して、請求されないものとします。

継続費用の支払いに不足する収益

上記の本信託の継続報酬、コスト及び費用並びにその他の本信託の継続コスト及び費用の額が、本信託のポートフォリオ証券に関して支払われる収益、利益及びクーポンに関して本信託が受領した額、預金について受領する利息並びに本信託が受領するその他の収益を上回る場合、その限度で、超過額は、本信託のポートフォリオ証券又はその他の投資の一部の処分により支払われます。かかるポートフォリオ証券又はその他の投資の処分は、本信託の投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5)【課税上の取扱い】

日本

本信託の日本の受益者に対する日本の税法上の課税については、以下のような取扱いとなります。

- () (a) 本信託の分配金は、公募国内株式投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断によっては、これと異なる取扱いがなされる可能性があります。
- (b) 受益証券は特定口座において取扱うことができます。
- (c) 個人が本信託の普通分配金を受け取る場合、その課税方法は以下の通りとなります。
- 支払いを受ける普通分配金については、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、及び地方税5%)の源泉徴収税率が適用されます。確定申告不要制度を選択した場合、源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。確定申告を選択した場合、受益者は、申告する上場株式等(公募株式投資信託を含み、以下同様です。)の配当所得の金額の合計額について、総合課税の他に、申告分離課税を選択することができます。申告分離課税を選択した場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、及び地方税5%)の税率が適用されます。源泉徴収選択口座に受け入れた配当及び普通分配金は、上場株式等の譲渡損失との損益通算及び繰越控除(3年間)が可能です。
- (d) 法人が本信託の普通分配金を受け取る場合、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の源泉徴収が行われます。受取配当の益金不算入の適用は認められません。
- (e) 個人が受益証券を譲渡した場合、その課税方法は以下の通りとなります。
- 受益証券の譲渡価額(邦貨換算額)から当該受益者の取得価額(邦貨換算額)を控除した金額が譲渡所得等の金額となり、譲渡所得等の金額に対しては、その年分の課税譲渡所得等の金額に対して20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、及び地方税5%)の税率により課税されます。確定申告不要制度を選択した場合、源泉徴収(20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、及び地方税5%)の税率)となり、)された税額のみで課税関係は終了します。譲渡損益については、確定申告によって、他の上場株式等の譲渡損益及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。また、源泉徴収選択口座内における損益通算及び繰越控除(3年間)も可能です。
- (f) 一定の場合に、支払調書又は特定口座年間取引報告書が税務署へ提出されることとなります。

- () 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の利用を選択された場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

- () 本信託のユニットへの投資に関するシンガポール及び香港における一般的な課税の取扱情報については、下記項目を参照してください。

なお、税制等の変更により上記記載の取扱いは変更されることがあります。

シンガポール、香港及び米国

いかなる投資においてもそうであるように、投資家となるようとする者は、自らが投資する本ユニットにどのようにして課税がなされるかを考えるべきです。下記の税制に関する情報は一般論としてのものであり、税制上や法的なアドバイスを含むものではありません。投資家となるようとする者は、本ユニットへの投資に関する課税について、自らの税の専門家に相談すべきです。

この概要は、本信託への参加に関係するすべての税制上の考慮事項の完全な分析とすることを意図したものではありません。受益者となるようとする者は、自らの特定の状況に適用されることがあるその他のあらゆる税務管轄域の法律の下で発生する税務上の影響を含め、自らの特定の状況における税務上の影響に関して、自らの税務顧問に相談をする必要があります。この概要は税制上又は法律上の助言ではありません。

本ユニットの発行に関与した本受託者又は本マネージャー若しくはその他の者が、本ユニットの取得、保有又は処分/償還によるいかなる税制上の影響又は負債について責任を負わないことには十分ご留意ください。

シンガポールにおける本信託及び本受益者の税制

以下の説明は、本信託における本ユニットの購入、所有及び処分/償還についてのシンガポール税制上の影響の概要です。この概要は、関係する税法及びそれに基づく規制の既存の規定、シンガポール通貨監督庁(MAS)による通達及び本書現在における慣行に基づいており、そのすべてが将来的又は遡及的に修正及び解釈変更を受ける可能性があります。

本信託は、2014年改正シンガポール所得税法(第134章)第35(14)条(以下「ITA」といいます。)における指定ユニット・トラスト(以下「DUT」といいます。)としての資格をシンガポール内国歳入庁(以下「IRAS」といいます。)から与えられています。2014年9月1日から効力が発生し、DUTスキームは自己評価基準に従って遂行されることとなります。本受託者は、法定期限又はIRASによって承認された延長期限までに、所得申告(Form UT)と併せて年次の申告フォームを提出することによって評価年度(以下「YA」といいます。)における本信託のDUTの繰延税金利益を請求する可能性があります。ただし、本受託者は基準期間において、以下を含むDUT要件をすべて充足する必要があります。

- () 本信託がシンガポール証券先物法第286条の規定に基づく集団投資スキームであり、本ユニットの申込みが公開されていること。
- () 本信託が不動産投資信託又はシンガポールの不動産に直接投資するプロパティ・トラストではないこと。
- () 本受託者がシンガポールの税法上の居住者であること。
- () ファンド・マネージャーが、シンガポール証券先物法に基づきファンド運用の資本市場営業許可を保有しているか、シンガポール証券先物法に基づいてかかる免許の保有を免除されており、本信託がシンガポールにおけるファンド・マネージャーによって運用されていること。

本マネージャーは、DUT要件を充足するべく、本信託の業務を遂行するよう努めます。2014年の予算案では、DUTスキームは2019年4月1日に効力を失うことが発表されました。シンガポール政府は、廃止前にその妥当性を検討するためにDUTスキーム見直し、廃止、延長及び/又は改良を決定します。

上記にかかわらず、基本的に、本信託は以下の場合にはDUTの繰延税金利益を受け続けることができます。

- () 2019年4月1日を含む基準期間に先立つ基準期間におけるすべてのDUT要件を充足し、前者の期間において本信託に申し込むためのDUTの繰延税金利益のための選出が行われていること。
- () すべてのDUT要件を充足し、後続のYA毎にDUTの繰延税金利益を選択していること。

本信託は、2019年4月1日以降に開始する基準期間に関連するYAにおいてDUT要件を充足できなかった場合、又は2019年4月1日以降に開始する基準期間においてDUTの繰延税金利益のための選出が行われなかった場合には、DUTの繰延税金利益を享受しません。DUTの繰延税金利益は、基準期間に関連するYA及び後続するYAの本信託には適用されません。

DUTの課税に関わる要点の概要を以下に示します。

(a) 信託レベル。 信託の収益は、一般的にその受託者によって課税されます。本信託は、DUTの繰延税金利益について適格性があり、選出されており、以下の収益(以下「特定収益」といいます。)は本信託の法定収益には含まれず、さらに本信託レベルで課税されません。

- ・ シンガポール又はその他の場所において証券の処分から得た利得又は利益
- ・ 利息(ITA第45条に従って税が差し引かれる利息を除きます。)
- ・ シンガポール外で発生してシンガポール内で受領した配当金
- ・ 以下に由来する利得又は利益

為替取引

先物契約の取引

金利又は通貨の先物、スワップ又はオプション契約の取引、及び

証券又は金融指数に関わる先物、スワップ又はオプション契約の取引

- ・ シンガポール外で発生してシンガポール内で受領した外国ユニット・トラストからの分配金
- ・ 特定の指定された者との証券の貸与又は買戻しの取り決めからの手数料及び補償的支払金(ITA第45A条に従って税が差し引かれる手数料及び補償的支払金を除きます。)
- ・ 賃貸及びシンガポール内で受領したシンガポール外の不動産資産によるその他収益
- ・ シンガポール外で発生してシンガポール内で受領した割引
- ・ 2006年2月17日から2018年12月31日までの期間に発行された適格負債証券からの割引
- ・ 国際的主体が発行する債務証書、株式、持分又は債券から得た利得又は利益
- ・ 2007年2月15日から2018年12月31日までの期間に発行された適格負債証券からの前払費用、償還プレミアム及び取引ブレイク費用、及び
- ・ 所定の日以降に発行される適格負債証券に直接分配される、規制によって規定されたかかるその他収益

免税されない限り、特定収益の上記リストに該当しない利得又は利益(すなわち、非特定収益)は、基本的に本受託者によって一般的な法人税率(現行では17%)による課税の対象となります。

本信託によるすべての受益者に対する分配金はシンガポールの源泉徴収税の対象になりません。

(b) 受益者レベル - 分配金。 受益者に渡るDUTからの分配金の税務上の取扱いは、以下の通りです。

- ・ 個人(シンガポールの居住者であるかどうかを問いません。)が受け取ったいかなる分配金も、シンガポール所得税が免除されます。免税は、分配金がシンガポールのパートナーシップを通じて又は事業、業務若しくは専門職を営むことに由来する場合には適用されません。
- ・ 特定収益(前記(a)に記載の通りです。)から発生した外国投資家が受け取ったいかなる分配金も、シンガポール所得税は課税されません。

「外国投資家」とは、

- ・ 個人については、シンガポールに居住していない個人、
- ・ 会社については、シンガポールに居住しておらず、シンガポールの恒久的施設を通じて業務を行っていない会社であり、かつ発行済株式の総数の80%を下回らない部分が、直接又は間接的にシンガポールの市民でもシンガポールの居住者でもない者によって実質的に所有されているものとし、また
- ・ トラスト・ファンドについては、当該トラスト・ファンドの評価額の少なくとも80%が直接又は間接的に、上記の二つの段落において言及されている外国投資家によって所有されており、ただし、大臣又はシンガポール財務大臣が任命する者によって免除されない限り、

当該トラスト・ファンドがシンガポール外で組成され、かつ

当該トラスト・ファンドの受託者がシンガポールの市民でもシンガポールの居住者でもないこと、及びシンガポールにおける恒久的施設を通じて業務を行っていないこと、が条件となります。

他の受益者(すなわち、個人でもなく、上記の通り外国投資家でもありません。)への分配(前記に記載の特定収益によるものを言います。)は、受益者の収益とみなされ、基本的に受益者に対する課税対象となります。

信託レベルで課税対象となる非特定収益によるいかなる分配金も、追加で受益者によるシンガポール所得税の課税対象にはなりません。

シンガポール所得税を免税される非特定収益(例えば、シンガポールにおける一段配当)のうち、本信託によって支払われた分配金は受益者に対する免税対象となります。

- ・ 上記に含まれる状況以外の分配金は、収益となる分配金が本信託レベルで既に課税されている場合を除き、受益者レベルで課税対象となります。

(c) 受益者レベル - 本ユニットの保有

本信託の特定収益が、DUTの繰延税金利益(以下「繰延税金特定収益」といいます。)及び該当日が2015年6月1日以降である以下の表の第1列に記載されている事象の発生を理由として、過去1年又は複数のYAの間、本受託者の法定収益の一部を形成しなかった場合には、特定の受益者は(前記の項目(c)に述べられているものを含みます。)、該当日までに受益者に分配されるべき未払いの所定の額の繰延税金特定収益に相当する収益額を該当日に得たものとして取扱われます。

所定の額とは、信託証書の分配方針に基づいて、関連する投資家に対して分配されるべき額のことをいいます。信託証書に定められた額の確認ができない場合(例えば、分配方針がない場合、分配方針が不明確な場合、又は分配方針に変更が認められている場合をいいます。)には、所定の額は、該当日における本信託の総ユニット数における、関連する投資家が保有するユニット数の割合に基づくものとします。

事象	該当日
本信託がいずれかのYAにおいてDUTスキームにおけるひとつ又は複数の条件を満たさない。	直前のYAの基準期間(注)の最終日
いずれかのYAにおいて本信託のDUTの繰延税金利益が選択されていない。	直前のYAの基準期間(注)の最終日
いずれかのYAにおける基準期間の一部の期間についてのみ得られる収益に適用されるDUTの繰延税金利益が選択されている(例えば、別の優遇税制への移行のために、本信託がそのDUTの税制上の資格を放棄する場合。)	基準期間(注)の当該期間の最終日

注：ある評価年度における「基準期間」とは、当該年度の利益の税金が評価される当該利益に係る期間のことをいい、本ケースにおいては、6月30日に終了した会計年度のことをいいます。

(d) 受益者レベル - 本ユニットの処分又は本信託の解散

受益者による本ユニットの処分による利得は、以下の場合を除いて、シンガポールでの課税対象とはなりません。

- ・ シンガポール内で行われた事業又は業務の過程に由来して利得を受領した場合、又は
- ・ シンガポール外で行われた事業又は業務の過程に由来してシンガポール内で利得が受領された場合、若しくは受領したとみなされる場合(外国所得)。条件が満たされる場合、一定の外国所得の税額控除が適用される場合があります。

課税上の取扱いは、投資家の状況によるため、投資家においては、本信託の分配及び本ユニットの処分による利得に関する課税について、自身の租税専門家に相談すべきです。

本信託の特定収益が、DUTの繰延税金利益及び本信託の2015年6月1日以降の解散及び当該解散が生じた基準期間につき当該YAのDUTスキームにおけるすべての適用要件が満たされたことを理由として、過去1年以上のYAの間、本受託者の法定収益の一部を形成しなかった場合には、特定の受益者は(前記の項目(c)に述べられているものを含みます。)、本信託の解散日までに受益者に分配されるべき未払いの所定の額の繰延税金特定収益に相当する収益額を本信託の解散日に得たものとして取扱われます。

所定の額とは、信託証書の分配方針に基づいて、関連する投資家に対して分配されるべき額のことをいいます。信託証書に定められた額の確認ができない場合(例えば、分配方針がない場合、分配方針が不明確な場合、又は分配方針に変更が認められている場合をいいます。)には、所定の額は、該当日における本信託の総ユニット数における、関連する投資家が保有するユニット数の割合に基づくものとします。

(e) 本信託レベル - 物品サービス税

本信託の費用には、シンガポールの物品サービス税(以下「GST」といいます。)が発生する場合があります。GSTが発生した場合には、本信託は、2014年の予算案で発表され2019年3月31日まで延長されたGST免除の該当要件を満たしている場合、GSTを請求することが可能です。請求されるGSTの額は、毎年改訂される固定比率に基づきます。2014年の固定比率は90%であり、2015年の固定比率は88%です。

しかし、本信託が該当要件を満たしていない場合には、発生するGST(ある場合)が、本信託の追加費用となります。本マネージャーは、本信託がGST免除に該当するためのDUT要件を満たすべく、本信託の業務を遂行するよう努めます。

香港利益税

本信託は、証券の売却又は処分に関係して発生する香港利益税を免除されています。香港利益税は、当該投資家が香港内で証券の取引の事業、専門職又は業務を営んでいない限り、本ユニットの売却、償還又はその他の処分において得られたいかなる利得又は利益についても投資家に支払義務は生じません。

香港印紙税

2005年6月21日の香港特別行政区政府(以下「香港政府」といいます。)の金融国庫局長が発行した免除命令に従い、投資家による流通市場における本ユニットの売却及び購入に対するいかなる香港印紙税も、免除又は返金されません。何らかの預託証券又は償還銘柄が香港の印紙税法(第117章)に定義される借入資本を構成する場合、その移転は、香港印紙税の対象となりません。いかなる事態においても、

- ・ 1999年10月20日に香港政府の国庫局長が発行した免除命令に従い、投資家による本ユニットの設定のための本預託証券の移転に対する香港印紙税は、免除又は返金されます。同様に、本ユニットの償還の際における投資家への償還銘柄の移転に対する香港印紙税も、免除又は返金されます。
- ・ 2015年(改正)印紙税法に従い、香港証券取引所において取引された株式又はETFのユニットの取引に関する契約証書及び移転証書に対して支払われる印紙税は、2015年2月13日を効力日として免除されます。

本ユニットの発行又は償還若しくは流通市場における本ユニットの売却及び購入に対しては、香港印紙税の支払義務はありません。

米国税制

下記の米国の課税に関する記述は2014年6月20日現在の情報に基づいています。

FATCA、米国源泉徴収税および報告義務

FATCAは米国追加雇用対策法の一部として2010年に米国で法制化されました。FATCAは新たな報告体制を課し、米国における投資資産であるもの及び米国における投資資産とみなされるものに関してなされる一定の支払い(総手取高及び収益の支払いを含みます。)に対する30%の米国源泉徴収税を課す可能性があります。一般的な事項として、FATCAに基づく新たな規則は、非米国口座及び非米国事業体の米国人の直接及び間接の所有権についてIRSへの報告を義務づけることを意図しています。30%源泉徴収税体制は、要求された米国所有権に関する情報を提供しない場合に適用されます。

一般的に、新たな規則は、外国金融機関(FATCAに基づく最終的な米国財務省規則又は適用される政府間協定(以下「IGA」といいます。))に定義されています。)(以下「FFI」といいます。))により受領される、FATCAの下で適用されるすべての支払いに対して30%の米国源泉徴収税を課します。ただし、FFIが(i)IRSとの契約(以下「FFI契約」といいます。))を締結している場合、(ii)適用されるIGAの要件を遵守している場合、又は(iii)その他免除される場合を除きます。

シンガポールは、2014年12月9日付でModel 1 IGA(以下「シンガポールIGA」といいます。))を米国と締結しました。FATCAを施行する米国財務省規則ではなく、シンガポールIGAの要件の下、シンガポール居住の金融機関は、シンガポールIGAの要件に基づくFATCAの規定、並びにシンガポールIGAを施行するその他のシンガポールの規制規則及び指針(以下「シンガポールIGA法令」と総称します。))の遵守を義務づけられます。シンガポールIGAに基づき、シンガポール居住の金融機関はシンガポール税務当局に対して、(a)特定の米国投資家、(b)特定の米国支配外国法人投資家、及び(c)米国財務省規則及び適用されるIGAの要件を遵守していない非米国金融機関投資家の所有権並びに支払いについて報告することを義務づけられます。シンガポールIGAの下、かかる情報はシンガポール税務当局によりIRSに報告されます。

本信託は、()みなし協力金融機関としてシンガポール内国歳入庁に登録されており(登録番号：IF8D0N)、()FFI(グローバル仲介者証明番号(Global Intermediary Identification Number)(GIIN)：IF8D0N.99999.SL.702)としてIRSに登録されています。本信託は、シンガポールIGA法令に基づく該当する義務を果たすよう努力しており、かかる遵守の結果として、本信託は上記のFATCAに基づく30%超の源泉徴収税の課税対象とはなりません。本信託がこれらの該当する義務を果たすことができる保証はありません。本信託がかかる義務を果たすことができない場合、本信託は上記のFATCAに基づく30%超の源泉徴収税を負う可能性があり、また本ユニット毎にNAVがマイナスの影響を与える可能性があり、本信託は重大な損失を被る可能性があり、これらは受益者に重大な損失を与える可能性があります。

FATCAに基づく源泉徴収税は、(a)本信託がシンガポールIGA法令に基づく義務を果たすために要求されている情報の開示に同意していない米国人、(b)非米国人としての資格取得に失敗した者、(c)米国財務省規則又は該当するIGAを遵守しない、又は免除されていない非米国金融機関投資家、及び(d)米国所有権に関する証明書又は情報を提供していない特定のその他の非米国人、に対する支払を原因として適用されるFATCAに従って、支払いの一部に対して課される可能性があります。

本信託のシンガポールIGA法令に基づく義務の遵守能力は、本信託が、本信託の義務を果たすのに必要と判断する要求された情報を提供する、受益者に依存します。本信託は、誠実に妥当な根拠に基づいて、必要な情報を提供できなかったこと又はかかる義務を果たせなかったことが源泉徴収を引き起こした場合、本信託の設定文書の範囲内で、適用ある法令及び規則に従って、その受益者によってかかる源泉徴収が経済的に負担されるよう確保するため、受益者の本ユニット又は償還手続(関連する受益者が有する本ユニットの強制的な償還及びその控除並びに合理的な金額の償還金の相殺を含みます。)に関連するで許容されるあらゆる行動をとります。

かかる本信託から要求された情報の提供ができなかった受益者は、シンガポール課税当局への報告対象となる可能性があり、かかる受益者がシンガポールIGA法令及び/又はFATCAを遵守しなかったことを原因とする特定の種類の収益に対して源泉徴収される可能性があります。

受益者及び将来の投資家は、本ユニットへの投資に対するFATCAに基づく課税の可能性について自身の租税専門家に相談すべきです。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2015年6月30日現在)

資産の種類	国名	米ドル	円	投資比率(%)
国債・公債等	香港	469,541,966	57,861,656,470	14.88
	インドネシア	211,968,335	26,120,857,922	6.71
	大韓民国	538,430,816	66,350,829,456	17.05
	マレーシア	360,634,839	44,441,031,210	11.42
	フィリピン	170,698,455	21,035,170,610	5.41
	シンガポール	488,808,972	60,235,929,620	15.49
	タイ	282,862,564	34,857,153,762	8.96
	中国	628,722,154	77,477,431,037	19.92
合計		3,151,668,101	388,380,060,086	99.84

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

評価額上位銘柄明細

(2015年6月30日現在)

順位	銘柄名又は 発行者名	種類	利率 (%)	満期日	保有数	金額(米ドル)				投資比 率(%)
						簿価		時価		
						単価	総額	単価	総額	
1	シンガポール政府	固定金利	2.375	2017年4月1日	70,700,000	0.1052490250	56,935,460.59	0.1025618900	53,849,657.44	1.71
2	シンガポール政府	固定金利	3.00	2024年9月1日	64,200,000	0.1062247220	52,775,675.82	0.1028343200	49,028,727.82	1.55
3	香港政府債プログラム	固定金利	2.93	2020年1月13日	318,000,000	0.1051923020	43,052,762.41	0.1082448100	44,402,398.76	1.41
4	韓国財務省債	固定金利	5.75	2018年9月10日	38,000,000,000	0.1078787250	35,327,325.64	0.1137190060	38,740,617.94	1.23
5	香港政府債プログラム	固定金利	1.43	2015年12月2日	293,000,000	0.1015652480	38,276,552.76	0.1005760000	38,013,180.69	1.20
6	中国政府債	固定金利	4.07	2020年10月17日	220,000,000	0.0992069050	35,828,560.51	0.1025663500	36,371,046.10	1.15
7	シンガポール政府	固定金利	2.50	2019年6月1日	45,800,000	0.1063582330	38,003,753.60	0.1032916700	35,132,438.35	1.11
8	シンガポール政府	固定金利	3.25	2020年9月1日	42,750,000	0.1080344440	34,287,650.47	0.1059293600	33,630,241.28	1.07
9	シンガポール政府	固定金利	2.25	2021年6月1日	44,800,000	0.1028883270	36,502,362.68	0.1001894300	33,333,232.81	1.06
10	シンガポール政府	固定金利	3.50	2027年3月1日	38,300,000	0.1133733130	33,257,562.99	0.1067862700	30,373,280.91	0.96
11	シンガポール政府	固定金利	4.00	2018年9月1日	37,350,000	0.1143039220	31,692,328.99	0.1082443000	30,024,318.48	0.95
12	マレーシア政府	固定金利	4.378	2019年11月29日	108,000,000	0.1029907560	33,659,862.51	0.1030490000	29,423,111.70	0.93
13	香港政府債プログラム	固定金利	0.97	2016年12月8日	225,000,000	0.1004802220	29,122,096.45	0.1011044900	29,344,397.11	0.93
14	韓国財務省債	固定金利	3.75	2033年12月10日	28,200,000,000	0.1150584040	29,794,704.54	0.1159785660	29,320,862.08	0.93
15	シンガポール政府	固定金利	3.125	2022年9月1日	36,800,000	0.1091238280	30,793,008.66	0.1045528600	28,573,355.97	0.91
16	シンガポール政府	固定金利	2.75	2042年4月1日	39,000,000	0.0984133760	29,648,837.80	0.0942031200	27,283,960.34	0.86
17	韓国財務省債	固定金利	4.25	2021年6月10日	27,000,000,000	0.1068753280	25,783,977.00	0.1115822660	27,009,020.41	0.86
18	マレーシア政府	固定金利	4.16	2021年7月15日	100,000,000	0.1033776390	31,523,643.42	0.1016970000	26,886,186.38	0.85
19	フィリピン政府	固定金利	8.00	2031年7月19日	846,174,950	0.1308406470	25,518,936.60	0.1378593130	25,848,237.82	0.82
20	中国政府債	固定金利	3.36	2022年5月24日	160,000,000	0.1000168130	25,358,284.82	0.0999811000	25,784,938.75	0.82
21	中国政府債	固定金利	4.50	2041年6月23日	150,000,000	0.1050799200	24,757,489.25	0.1059277400	25,611,155.71	0.81
22	シンガポール政府	固定金利	0.50	2018年4月1日	34,000,000	0.0981843560	26,286,373.11	0.0981949700	24,793,947.35	0.79
23	タイ政府	固定金利	3.65	2021年12月17日	780,500,000	0.1037811080	25,189,569.20	0.1058558400	24,460,212.60	0.77
24	韓国財務省債	固定金利	4.00	2031年12月10日	23,000,000,000	0.1062591680	21,610,327.00	0.1181605680	24,364,095.78	0.77
25	韓国財務省債	固定金利	3.50	2017年3月10日	26,000,000,000	0.1020262700	24,073,498.24	0.1040528610	24,253,658.94	0.77
26	韓国財務省債	固定金利	3.00	2042年12月10日	25,000,000,000	0.0973108720	22,419,168.89	0.1050556080	23,545,566.36	0.75
27	韓国財務省債	固定金利	5.00	2020年6月10日	23,000,000,000	0.1070467370	22,239,152.74	0.1137543260	23,455,551.55	0.74
28	フィリピン政府	固定金利	8.125	2035年12月16日	756,902,627	0.1292683740	22,366,738.03	0.1382032360	23,178,903.70	0.73
29	韓国財務省債	固定金利	2.75	2019年9月10日	24,000,000,000	0.101360267	22,934,970.27	0.1037678400	22,326,667.80	0.71
30	タイ政府	固定金利	3.875	2019年6月13日	706,500,000	0.1033302020	22,839,010.22	0.1065465300	22,285,581.66	0.71

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

計算期間/各月末	純資産額		一口当たり純資産額	
	米ドル	円	米ドル	円
2013年6月30日	3,472,656,056.00	427,935,405,780.88	125.11	15,417.31
2014年6月30日	3,048,386,166.00	375,652,627,236.18	124.35	15,323.65
2014年11月28日	3,109,442,969.86	383,176,657,175.85	122.94	15,149.90
2014年12月31日	3,062,737,291.00	377,421,116,369.93	121.53	14,976.14
2015年1月30日	3,142,192,186.97	387,212,343,200.31	121.32	14,950.26
2015年2月27日	3,136,020,964.00	386,451,863,393.72	120.75	14,880.02
2015年3月31日	3,128,161,194.23	385,483,303,964.96	119.76	14,758.02
2015年4月30日	3,163,354,137.64	389,820,130,381.38	121.95	15,027.90
2015年5月29日	3,144,059,809.15	387,442,490,281.56	119.82	14,765.42
2015年6月30日	3,156,641,424.00	388,992,922,679.52	118.79	14,638.49
2015年7月31日	3,132,602,330.37	386,030,585,171.50	115.44	14,225.67
2015年8月31日	2,987,211,617.32	368,114,087,602.34	112.19	13,825.17
2015年9月30日	2,944,206,628.83	362,814,582,870.72	111.51	13,741.38
2015年10月30日	3,019,302,394.29	372,068,634,048.36	115.05	14,177.61
2015年11月30日	2,980,951,867.60	367,342,698,644.35	114.15	14,066.70

注：上記表中の純資産額は分配金を含まない額となっております。分配のための基準日は会計期間末日と暦月末のいずれでもないため、上記表には分配金を含んだ額を記載しておりません。

2012年7月1日から2015年6月30日までの期間における分配は、下記の通りです。

支払日	基準日	分配総額	一口当たりの分配額 (米ドル)	一口当たりの分配額 (円)
2012年8月2日	2012年7月23日	43,682,490	1.80	221.81
2013年2月4日	2013年1月22日	42,968,816	1.67	205.79
2013年8月5日	2013年7月22日	49,113,571	1.77	218.12
2014年2月6日	2014年1月22日	51,789,949	2.04	251.39
2014年8月5日	2014年7月22日	51,401,962	2.09	257.55
2015年2月4日	2015年1月22日	48,275,276	1.89	232.90
2015年8月4日	2015年7月22日	44,978,551	1.67	205.79

香港証券取引所における一口当たりの市場相場

計算期間/各月末	相場(米ドル)	相場(円)
2013年6月28日	123.55	15,225.07
2014年6月30日	123.60	15,231.23
2014年11月28日	123.00	15,157.29
2014年12月31日	120.85	14,892.35
2015年1月30日	120.35	14,830.73
2015年2月27日	120.25	14,818.41
2015年3月31日	118.55	14,608.92
2015年4月30日	121.85	15,015.58
2015年5月29日	120.00	14,787.60
2015年6月30日	118.50	14,602.76
2015年7月31日	114.90	14,159.13
2015年8月31日	111.10	13,690.85
2015年9月30日	111.20	13,703.18
2015年10月30日	114.25	14,079.03
2015年11月30日	113.55	13,992.77

東京証券取引所における一口当たりの市場相場

各月末	相場(米ドル)	相場(円)
2013年6月28日	99.4076	12,250
2014年6月30日	102.5724	12,640
2014年11月28日	118.5588	14,610
2014年12月31日	119.1268	14,680
2015年1月30日	117.0170	14,420
2015年2月27日	116.8547	14,400
2015年3月31日	116.7735	14,390
2015年4月30日	118.0719	14,550
2015年5月29日	120.1006	14,800
2015年6月30日	116.6112	14,370
2015年7月31日	116.7735	14,390
2015年8月31日	110.0381	13,560
2015年9月30日	108.6586	13,390
2015年10月30日	113.5276	13,990
2015年11月30日	113.6087	14,000

【分配の推移】

本ユニット一口当たりの分配金の推移は以下の通りです。

期別	米ドル	円
2012年7月1日～2013年6月30日	3.47	427.61
2013年7月1日～2014年6月30日	3.81	469.51
2014年7月1日～2015年6月30日	3.98	490.46

【収益率の推移】

本信託の収益率の推移は以下の通りです。

期別	収益率(%)
2012年7月1日～2013年6月30日	1.74
2013年7月1日～2014年6月30日	2.58
2014年7月1日～2015年6月30日	-1.34

(4) 【販売及び買戻しの実績】

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2013年6月30日に終了した事業年度	5,427,730	1,498,000	27,757,780
2014年6月30日に終了した事業年度	1,926,460	5,170,000	24,514,240
2015年6月30日に終了した事業年度	2,826,024	767,000	26,573,264

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 日本における設定

日本国内において、本信託の設定の募集は一切行っておらず、下記(2)はシンガポールにおける設定について参考までに記載するものです。

(2) シンガポールにおける設定

本ユニットの設定

本信託の本ユニットは、10,000ユニットのサイズのクリエイション/リデンプション・ユニット又はその倍数を単位としてのみ(本マネージャーが本受託者の事前承諾を得て随時決定し、目論見書に記載される単位で、本信託証書に従い求められた場合、クリエイション/リデンプション・ユニットのサイズの増減について、受益者に対して事前通知がなされなければなりません(ただし、()本ユニットは、毎月の最終取引日において、クリエイション/リデンプション・ユニット単位で発行される必要はなく、()本マネージャーは、本受託者の承諾を得て、特定の場合において、クリエイション/リデンプション・ユニット単位より小さい単位で本ユニットを設定及び発行することができます。)、)、継続して、本受付代理人を通じて、本受付代理人が適切な様式による注文を受領するか又は受領したと扱われる取引日において、本基礎指数の評価が完了する時点(以下「本評価時」といいます。)における終値により計算されたその時点のNAVにより、発行及び販売することができます。

「取引日」とは、本信託の存続期間中の各営業日及び/又は本マネージャーが本受託者の事前承認を得て随時決定するその他の日をいいます。

いずれかの取引日において、本ユニットは、本評価時における本信託のクリエイション/リデンプション・ユニット当たりNAV(以下「クリエイション/リデンプション・ユニット当たり発行価格」といいます。)により現金と引き替えに、クリエイション/リデンプション・ユニット単位で申込みに供されます。ただし、()毎月の最終取引日において又は(本受託者の承諾を得た)特定の場合において、ユニットは、クリエイション/リデンプション・ユニット単位で設定する必要はなく、本評価時における本信託の本ユニット1口当たりのNAV(以下「本ユニット1口当たり発行価格」といいます。)により申込みが可能であり、()マーケットメーカーである認定参加者はいかなる取引日においても、いかなる本ユニット単位でも本ユニットを設定することができます。なお、本受託者(又は本受託者を代理する本マネージャー)が、クリエイション/リデンプション・ユニット当たり発行価格又は本ユニット1口当たり発行価格(場合によります。)(以下「発行価格」といいます。)並びに租税・手数料及び取引手数料の全額が、決済済みの資金により、当該申込みに関して本受託者又はその代理人により適式に受領されていると認める場合でなければなりません。

本マネージャーがその裁量により決定するところに従い、設定に関して追加の租税・手数料が当該投資家に対して(本信託の計算で)請求される可能性があります(詳細は、下記「2 買戻し手続等 * 1 希釈化」に記載されています。)

本マネージャーは、本信託証書の条件に従い、ケース・バイ・ケースで、本ユニットの設定に関する現物支払いを受け入れる絶対的裁量を有しています(ただし、受け入れる義務を負わないものとします。)。本マネージャーがその裁量により認定参加者の請求による本ユニットの現物による設定を受け入れることに同意する場合、本マネージャー、本受付代理人及び認定参加者は、かかる設定に関する詳細な手続き(証券バスケット、現金部分及び設定される本ユニット数を含みます。)に関して、常に本信託証書に従って合意しなければなりません。当初の設定時を除き、本マネージャーは原則として設定に関して現物による支払いを受け入れる予定はありません。

本ユニットの設定手続き

本ユニットを設定する注文を本受付代理人に対して行う資格を有するために、主体は()CCASS参加者であるか、()CCASS参加者を通じて取引を行うことができる者でなければならず、さらに、本ユニットの設定及び償還に関し、本受託者、本マネージャー、本受付代理人及び認定参加者の間で締結する契約(以下「参加者契約」といいます。))を交わしていなければなりません。この当事者を「認定参加者」と呼びます。投資家は参加者契約を交わした認定参加者の名前で本受付代理人と接触できます。また、最新の認定参加者のリストは本信託のウェブサイトでご覧いただけます。設定された本ユニットは、その設定方法にかかわらずすべて、CCASS参加者の勘定でHKSCCノミニーズ名義でCCASSの記録に記入されます。

本ユニットを設定する注文はすべて、当該取引日の香港時間正午12時(以下「設定取引締切時刻」といいます。)(又は本マネージャーが(本受託者の事前承認を得て)随時決定し、5営業日前に認定参加者に事前通知をしたその他の時刻)までに本受付代理人により受領されなければなりません。適式な注文が取引日の設定取引締切時刻を過ぎて本受付代理人により受領された場合、本マネージャーが本受託者の同意を得た上で、遅い注文を当該取引日に承認及び受領してよいことを本受付代理人と確認するという例外的状況を除き、かかる注文は次の取引日に受領されたとみなされます(ただし、いかなる場合でも、当該取引日の本評価時より後に受領された遅い注文が当該取引日について承認されることはありません。)。設定注文が設定取引締切時刻までに本受付代理人により受領されたかどうかは本受付代理人が判定し、この判定が最終的で、拘束力を有するものとします。本ユニットを設定する注文(又は本ユニットを償還する注文)が本受付代理人により受領された日又は受領されたとして処理される日を「トランザクション日」と呼びます。注文は認定参加者により書面で、又は参加者契約に定められた手続きに従って本受付代理人にとって受け入れ可能な他の伝達方法により、本受付代理人に伝達されなければなりません。しかし、認定参加者は本受付代理人に電話をかけ、本受付代理人による設定注文の受領を確認することができます。深刻な経済若しくは市場の混乱若しくは変化、又はファクシミリ若しくはその他の通信の故障が、本受付代理人又は認定参加者への伝達能力を妨げることもあります。

本ユニットを設定する投資家の注文はすべて、認定参加者に対し、それが求める様式でなされなければなりません。さらに、その認定参加者は、必要に応じて現金での支払いに備えるなどといった特定の表明又は契約締結を当該注文について投資家に要請することができます。投資家は、その特定のブローカー又はディーラーが参加者契約を締結しておらず、したがって参加者契約を交わしている認定参加者を通じて本ユニットを設定する注文を出さなければならない、ということもありうることを承知していなければなりません。その場合、そうした投資家には追加の負担が発生する可能性があります。いかなる時でも、認定参加者は限られた数しか存在しません。

本ユニットの注文を出す者は十分な時間を確保して、当該取引日の設定取引締切時刻より前に注文を正しく本受付代理人に出せるようにすべきです。

設定の申込み

取引日に本ユニットの発注を行うには、認定参加者は、該当する取引日の設定取引締切時刻までに記入済みの注文書を本受付代理人に提出しなければなりません。本受付代理人は、そうした注文をすべて本マネージャーと本受託者に連絡する義務があります。

本ユニットの設定に関わる現金支払額(本取引手数料及びその他の租税・手数料を加えた額)は、当該トランザクション日から2日目の営業日(T+2)の香港時間午前11時30分(又は本マネージャーが(本受託者の事前承認を得て)随時決定し、5営業日前に認定参加者に事前通知をしたその他の時刻)までに本カस्टディアンに受領されるように、時機を逸せず本カस्टディアン宛に直接送金されなければなりません。しかし、本カस्टディアンがその現金(本取引手数料及びその他の租税・手数料を加えた額)を当該トランザクション日から2日目の営業日(T+2)の香港時間午前11時30分(又は本マネージャーが(本受託者の事前承認を得て)随時決定し、5営業日前に認定参加者に事前通知をしたその他の時刻)までに受領しないならば、その設定注文は取消となります。上記にかかわらず、本マネージャーは当該トランザクション日の2CCASS営業日後に現金が本カस्टディアンに支払われるように要求することができます。本受付代理人への書面通知があり次第、この取り消された注文は次の取引日に再度提出することができます。「CCASS営業日」とは、CCASSの総則に従ってCCASSがCCASS参加者を相手に業務を行う日をいいます。

設定注文が取り消された場合、認定参加者は、本取引手数料に加え、本ユニットの設定と償還の両方に適用される租税・手数料、及び認定参加者が出した設定注文が本信託証書若しくは参加者契約の認める以外の方法で認定参加者により取り消され又は認定参加者が必要な現金の引き渡し若しくは送金を行わなかった結果として取り消されたことにより生じる、本マネージャーが決定する額の取消手数料を課される可能性があります。この取消手数料は、設定注文及びその取消に関して本信託に又は本信託のために発生する管理費用を補填するためのものです。取消手数料は現在、設定注文1件当たり1,000米ドルです。認定参加者はさらに、本信託が当該取消との関連で指数構成銘柄、非指数構成銘柄、及び/又は本信託証書に基づき許可される他の投資対象物(以下「本投資対象」といいます。)を売却及び/又は購入したことについて生じた損失及び支払利息の額、並びに()取消対象である本ユニットの設定注文のトランザクション日における発行価格と()取消日における当該本ユニットの償還価格の差額を課される可能性があります。延滞利息も上記金額に加算して支払わなければなりません。

正しい申請に従って行われた本ユニットの譲渡及び引き渡しは、当該トランザクション日から(本信託証書の規定に基づき本受託者と本マネージャーの間で決定及び合意されない限り)2日目の取引日(T+2)までに行われます。

設定の申込みの承諾

本受託者及び本マネージャーは、本信託について本受付代理人に伝達された設定注文につき理由を示すことなく拒絶する絶対的権利を留保しています。本マネージャーは、本ユニットの申込みの全部又は一部について理由を示すことなく受理又は拒絶する絶対的裁量を有していますが、次の場合に設定注文を拒絶することが本マネージャーの現在の意図です。()その注文が本マネージャーにより定められた1日当たりの取引限度を超過している、()その注文が正しい様式を取っていない、()適用される法律又は規制の下で、申請者が本ユニットの応募、購入若しくは保有のための資格を有していないか、又は申請者による本ユニットの購入若しくは保有のために、本信託、本マネージャー若しくは本受託者が通常であれば負担し、被り若しくは服することのない納税義務を負担し、その他の金銭的不利益を被り、若しくは法律又は規制の適用に服する可能性が、本信託若しくは本マネージャーの裁量において存在すると認められる、()本受託者、本カストディアン、本受付代理人又は本マネージャーの管理が及ばない状況のために、設定注文の処理がいかなる実際的目的のためにも不可能である(この状況の例としては、不可抗力；火災、洪水、極端な気象条件、停電のために電話、ファクシミリ及びコンピューターが故障するなどといった公共サービス又は公益事業の問題；取引の停止の原因となる市場の状況又は活動；本受託者、本マネージャー、本受付代理人、本カストディアン、CCASS、香港証券取引所又は設定手続きの他の参加者に影響する、コンピューター又はその他情報システムが関わるシステム故障及び類似の異常な出来事)。認定参加者が出した注文が拒絶された場合、本受付代理人はそれをその認定参加者に通知します。

本受託者、本マネージャー、本カストディアン及び本受付代理人は、本信託について本受付代理人に伝達された設定注文を拒絶する理由を示す義務を負いません。

設定注文はトランザクション日の香港時間午後5時00分より前に認定参加者に確認されます。しかし、認定参加者は本受付代理人に電話して、提出した設定注文を本受付代理人が受領したことを確認することができます。

割り当てられた本ユニットの数を詳しく記載した確認書が、本ユニットの発行日から2営業日以内に受益者に送られます。

本ユニットの設定及び償還が停止されている期間中は、本ユニットは発行されず設定注文は受け入れられません(下記「2 買戻し手続等 * 2 設定及び償還に関するその他の規定 (2) 設定及び償還の停止」を参照してください。)

本マネージャーは、本受託者の事前承認を得た上で、本ユニットの設定実施を目的にクリエイション/リデンプション・ユニット集合を構成する本ユニットの数を自己の裁量で変更することができます。

上記にかかわらず、本マネージャーは例外的状況において、その裁量により、また本受託者の事前承認を得た上で認定参加者ではない投資家からの設定注文を受け入れることができます。ただし、本マネージャーと本受託者が別途合意する場合を除き、設定注文を行う者が、認定参加者を通じて行われる設定に適用される条件と同等の条件をすべての重要な側面において遵守することに同意していることをその条件とします。本マネージャーは、次のように考える場合に限り、その裁量権を行使して認定参加者ではない投資家からの設定注文を受け入れるものとします。つまり、(a)認定参加者を通じた設定注文について定められたプロセスよりも効率的な設定メカニズムを当該投資家について定めることができ、(b)当該投資家については認定参加者を通じた設定の方が非効率である例外的状況が存在し、さらに(c)本受託者の意見によると、それが他の受益者の利益を著しく棄損することがないと考える場合です。

クリエイション・ユニット毎の発行価格

ユニットは先渡取引ベースで販売されています。これはクリエイション・ユニット毎の(本評価時において決定された)発行価格は本評価時の後に計算されることを意味します。本評価時とは、各ディーリング日における香港時間の午後5時(又は、本受託者の事前承認を得て本マネージャーによって決定されたその他の時刻)です。例えば、ディーリング日の設定取引締切時刻に、又はその以前に購入した場合、ディーリング日におけるクリエイション・ユニットの発行価格に基づいて支払うことになります。また、ディーリング日の設定取引締切時刻より後に購入した場合には、翌ディーリング日におけるクリエイション・ユニットの発行価格に基づいて支払うことになります。本信託における全てのディーリング日のクリエイション・ユニット毎の発行価格は常に翌ディーリング日に計算されます。

設定取引手数料

上述の設定手続きを通じて行われる設定取引に伴う譲渡及びその他の事務コストを補償するために、認定参加者は、一定の取引手数料を本信託に支払わなければならない、各設定注文に関し、現在1,000香港ドル(15,900円)(約128米ドル)が請求されますが、最高1,000米ドル(123,230円)まで増額される可能性があります。かかる手数料は、設定されるクリエイション/リデンプション・ユニット又はその他の本ユニット集合の数にかかわらず、注文ごとに請求されます。取引手数料の水準は、本マネージャーの裁量により変更され得ます。また、かかる取引手数料の増額の場合、少なくとも1カ月前までに、認定参加者に通知されます。認定参加者は、本手数料の全部又は一部を、代理して注文が行われた投資家に帰属させることができます。認定参加者は、また、自らの計算で、追加の手数を請求することができます。

下記「2 買戻し手続等 * 1 希釈化」においてより詳細に説明されている通り、本信託の財産のいかなる「希釈化」をも防止するために、本マネージャーは、本信託の租税・手数料の引当金(かかる金額は、本マネージャーの裁量により、決定されます。)に関して、追加の手数を請求する裁量を有します。

2【買戻し手続等】

(1) 日本における償還

日本国内において、本信託の償還の取扱いは一切行っておりません。下記(2)はシンガポールにおける償還について参考までに記載するものです。

(2) シンガポールにおける償還

本ユニットの償還

本信託の本ユニットは、一般的に、本受付代理人が適切な様式で請求を受領するか又は受領したものと扱われる取引日(すなわち、トランザクション日)に関して本評価時で計算されるその時点のNAVで、本受付代理人を通じてのみ償還することができます。本ユニットは、クリエイション/リデンプション・ユニット単位より小さい額で償還することができません。ただし、()特定の場合において、本マネージャーは本受託者の承諾を得て、クリエイション/リデンプション・ユニット単位より小さい単位で本ユニットを償還することができ、また、()その月の最終取引日を除きます。

取引日において、受益者は、償還請求を提出することができます。本ユニットは、クリエイション/リデンプション・ユニット単位により、本受付代理人が適切な様式で請求を受領するか又は受領したものと扱われる取引日(すなわち、トランザクション日)に関して本評価時で計算されるその時点のNAVで、償還することができます。ただし、()その月の最終取引日の場合又は(本受託者の承諾を得た)特定の場合には、本ユニットは、クリエイション/リデンプション・ユニット単位以外の単位により、本ユニット1口当たりのその時点のNAVで、償還することができます。また、()許可されたマーケット・メーカーである認定参加者は、いかなる取引日においても、いかなるユニット単位でも、本ユニット1口当たりのその時点のNAVで、ユニットを償還することができます。

本ユニットの償還を求める投資家には、本マネージャーがその裁量で決定するところにより、追加の租税・手数料が(本信託の勘定で)課される可能性があります(下記「*1 希釈化」で詳述されています。)

本マネージャーは、本信託証書の条件に従い、ケース・バイ・ケースで現物による償還を実行する絶対的裁量を有します(ただし、実行する義務を負わないものとします。)。本マネージャーが、その裁量により、認定参加者の請求により、本ユニットの現物償還を実行することを望む場合には、本マネージャー、本受付代理人及び認定参加者は、その詳細な手続き(償還銘柄の一覧表、現金償還部分及び償還される本ユニットの数を含みます。)に関して、常に本信託証書に従って合意しなければなりません。本マネージャーは、原則として現物による償還を実行する意図はありません。

償還の申込み

一般に認定参加者のみが本受付代理人に償還請求を行うことができます。

取引日における本ユニットの現金償還に対する請求はすべて、当該取引日の香港時間正午12時(又は本マネージャーが(本受託者の事前承認を得て)随時決定し、5営業日前に認定参加者に事前通知をしたその他の時刻)までに本受付代理人により受領されなければなりません(以下「償還取引締切時刻」といいます。)。正しい様式の償還請求が取引日の償還取引締切時刻を過ぎて本受付代理人により受領された場合、本マネージャーが本受託者の同意を得た上で、遅い償還請求を当該取引日に受け入れ受領してよいことを本受付代理人と確認するという例外的状況を除き、かかる請求は次の取引日に受領されたものとみなされます(ただし、いかなる場合でも、当該取引日の本評価時より後に受領された遅い償還請求が当該取引日について受け入れられることはありません。)。償還請求が償還取引締切時刻までに本受付代理人により受領されたかどうかは本受付代理人が判定し、この判定が最終的で、拘束力を有するものとします。償還請求は、参加者契約に定められた手続きに従って、書面又は本受付代理人にとって受け入れ可能な他の伝達方法で認定参加者により本受付代理人に伝達されなければなりません。しかし、認定参加者は本受付代理人に電話をかけ、本受付代理人による償還請求の受領を確認することができます。深刻な経済若しくは市場の混乱若しくは変化、又はファクシミリ若しくはその他の通信の故障が、本受付代理人又は認定参加者への伝達能力を低下させることもあります。

本ユニットの取引日の償還請求はすべて、認定参加者に対し、認定参加者が求める様式で行わなければなりません。投資家は、その特定のブローカー又はディーラーが本マネージャー及び本受託者と参加者契約を締結しておらず、したがって本ユニットの償還請求は、そのブローカー又はディーラーが参加者契約を締結した認定参加者を通じて行わなければならない、ということもありうることを承知していなければなりません。その場合、そうした投資家には追加の負担が発生する可能性があります。いかなる時でも、認定参加者は限られた数しか存在しません。

償還される本ユニットはすべて、トランザクション日から2日目の営業日(T+2)の香港時間午前11時30分(又は本マネージャーが(本受託者の事前承認を得て)随時決定し、5営業日前に認定参加者に事前通知をしたその他の時刻)までに本受託者又はその代理人に引き渡されなければなりません。引き渡される本ユニット、並びにその有効性、形式及び適格性(受領時刻を含みます。)は本受託者が判定し、この判定が最終的で、拘束力を有するものとします。本受託者又はその代理人がトランザクション日から2日目の営業日(T+2)の香港時間午前11時30分(又は本マネージャーが(本受託者の事前承認を得て)随時決定し、5営業日前に認定参加者に事前通知をしたその他の時刻)までに要求した本ユニットを受領しなかった場合、償還請求は本マネージャーの同意を条件として取り消されます。上記にかかわらず、本マネージャーは、償還されるべき本ユニットがトランザクション日から2日目のCCASS営業日に本受託者又はその代理人に引き渡されることを要求できます。本受付代理人への書面通知があり次第、この取り消された請求は次の取引日に再度提出することができます。

償還請求が取り消された場合、認定参加者は、本取引手数料に加え、本ユニットの償還と設定の両方に適用される租税・手数料、及び認定参加者が出した償還請求が本信託証券若しくは参加者契約の許容する以外の方法で取り消され、又は認定参加者が必要な本ユニットを引き渡さなかった結果として取り消されたことにより生じる、本マネージャーが決定する額の取消手数料を課される可能性があります。この取消手数料は、この償還未遂に関係して本信託で発生するか本信託のために発生する管理費用を補填するためのものです。取消手数料は現在、償還請求1件当たり1,000米ドルです。認定参加者はさらに、本信託による本投資対象の売却及び/又は購入に関連して生じた損失及び支払利息の額、当該償還未遂に関連して本信託で発生した支払利息、並びに()取消日における当該本ユニットの発行価格と()トランザクション日における取消対象である本ユニットの償還評価額の差額を課される可能性があります。延滞利息も上記金額に加算して支払わなければなりません。

本ユニットの償還を請求する者は十分な時間を確保して、当該取引日の償還取引締切時刻より前に請求を正しく本受付代理人に出せるようにしなければなりません。適切な償還請求に従ったユニットの設定及び譲渡は、(本信託証券の規定に従って本信託者及び本マネージャーが別途決定及び合意した場合を除き)当該トランザクション日(T+2)から2営業日以内に行われ、所定の償還金は参加者契約の条件に従って、通常トランザクション日から4営業日以内(T+4)に、認定参加者宛に又はその指図に従って送金されます。

償還金は、償還される本信託のクリエイション/リデンプション・ユニット総額(又は場合によって本ユニット)のNAV(これはトランザクション日の本評価時で計算されます。)から償還の本取引手数料と以下に述べる追加の租税・手数料を差し引いた額となります。

償還請求はトランザクション日の香港時間午後5時00分より前に本受付代理人によって認定参加者に確認されません。しかし、認定参加者は本受付代理人に電話して、提出した償還請求を本受付代理人が受領したことを確認することができます。

本ユニットが本ユニットの設定と償還が停止されている期間に現金で償還されることはなく、現金償還請求が受け入れられることはありません(下記「*2 設定及び償還に関するその他の規定 (2) 設定及び償還の停止」を参照してください。)

本マネージャーは、その裁量により、また本受託者の事前承認を得た上で、本ユニットの償還実施を目的にクリエイション/リデンプション・ユニット集合を構成する本ユニットの数を変更することができます。

認定参加者を通さない償還請求

上記にかかわらず、本マネージャーは例外的状況において、その裁量により、また本受託者の事前承認を得た上で認定参加者ではない投資家からの償還請求を受け入れることができます。ただし、本マネージャーと本受託者が別途合意する場合を除き、償還請求を行う者が認定参加者を通じて行われる償還に適用される条件と同等の条件をすべての重要な側面において遵守することに同意していることをその条件とします。本マネージャーは、次のように考える場合に限り、その裁量権を行使して認定参加者ではない投資家からの償還請求を受け入れるものとします。つまり、(a)認定参加者を通じた償還請求について定められたプロセスよりも効率的な償還メカニズムを当該投資家について定めることができ、(b)当該投資家については認定参加者を通じた償還の方が非効率である例外的状況が存在し、さらに(c)本受託者の意見によると、それが他の受益者の利益を著しく棄損することはないと考える場合です。

リデンプション・ユニット毎の発行価格

ユニットは先渡取引ベースで販売されています。これは、リデンプション・ユニット毎の(本評価時において決定された)発行価格が本評価時に計算されたことを意味します。本評価時とは、各ディーリング日における香港時間の午後5時(又は、本受託者の事前承認を得て本マネージャーによって決定されたその他の時刻)です。例えば、ディーリング日の償還取引締切時刻に、又はその以前に購入した場合、ディーリング日におけるリデンプション・ユニットの発行価格に基づいて支払うことになります。また、ディーリング日の償還取引締切時刻より後に購入した場合には、翌ディーリング日におけるリデンプション・ユニットの発行価格に基づいて支払うことになります。本信託における全てのディーリング日のリデンプション・ユニット毎の発行価格は常に翌ディーリング日に計算されます。

償還取引手数料

認定参加者は、上記償還手続きを通じて負担される譲渡及びその他の事務コストを相殺するために一定の取引手数料を本信託に支払わなければなりません。取引手数料は、クリエイション/リデンプション・ユニット単位又は償還される本ユニットの数にかかわらず、各償還注文に関し、現在1,000香港ドル(15,900円)(約128米ドル)が請求されますが、最高1,000米ドル(123,230円)まで増額される可能性があります。取引手数料の水準は、本マネージャーの裁量により変更され得ます。また、かかる取引手数料の増額の場合、少なくとも1カ月前までに、認定参加者に通知されます。認定参加者は、取引手数料の全部又は一部を、償還を行う投資家に帰属させることができます。認定参加者は、また、自らの計算で、追加の手数を請求することができます。

下記「*1 希釈化」においてより詳細に説明されている通り、本信託の財産のいかなる「希釈化」も防止するために、本マネージャーは、本信託の租税・手数料の引当金(かかる金額は、本マネージャーの裁量により、決定されます。)に関して、追加の手数を請求する裁量を有します。

* 1 希釈化

本ユニットの申込時に受領した現金申込金を投資する際に負担したコスト、本ユニットの償還について現金償還手取金を支払う際に負担したコスト、又はポートフォリオ証券の取扱いに関連して負担したコスト、印紙税、租税その他の通常の本信託のコストの結果、本信託の財産の評価額は、減少する可能性があります。さらに、当該証券の購入及び売却価格とかかる証券の時価との差異により、希釈化コストが存在する可能性があります。本信託の投資家に対する潜在的な悪影響がある場合にこれを防止するために、また、かかる租税・手数料及び/又は希釈化コストによる本信託の財産の希釈化を避けるために、本マネージャーは、本ユニットが発行又は償還された場合に、本信託のNAVの減少を補償するために通常チャージ及び希釈化チャージから構成される報酬を投資家に請求する裁量を有します。本信託に支払われるいかなる当該報酬も、本信託の財産の一部になり、また、本マネージャーが当該報酬の適切な引当金に相当すると考える通りに、本マネージャーにより決定されます。かかる報酬(もしあれば)は、また、本マネージャーが当該租税・手数料の適切な引当金に相当すると考える通りに、本マネージャーにより決定されます。本信託が負担した実際の通常チャージ及び希釈化チャージが、本マネージャーのこれらに係る引当金より少ない場合には、かかる差額は、本信託の利益となります。

* 2 設定及び償還に関するその他の規定

(1) NAVの決定

下記「3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」を参照してください。

(2) 設定及び償還の停止

取引の停止に関するシンガポール集団投資スキーム規約の規定に従い、香港証券取引市場での本ユニットの取引が規制又は停止される場合、本マネージャーは本ユニットの設定及び償還を停止することができ、さらに、本受託者の事前承認を得て、何時にても、本ユニットの設定若しくは償還を(認定参加者を通じて)請求する投資家の権利の停止、並びに/又は以下のいずれかに該当する期間中の償還請求に関する償還手取金の分配(及び/若しくは収益の分配)を延期することができます。

- ・ 香港証券取引所、CCASS又はその他の関連ある取引所若しくは清算・決済システムが閉鎖されている期間
- ・ 香港証券取引所における本ユニットの取引が制限又は停止されている期間
- ・ CCASS又はその他の関連ある清算・決済システムにおける証券の決済又は清算が中断されている期間
- ・ 本マネージャーの意見において、受益者の利益を損なうことなく通常通り本信託のポートフォリオから資金を送金できない期間
- ・ 本基礎指数が集計又は公表されない期間
- ・ 本信託のポートフォリオの評価額若しくは本信託の債務の決定に通常用いる方法の破損又はそれ以外の理由により、その時点において本信託を構成するいずれかの資産の評価額又は本信託の債務が迅速かつ正確に確認できない場合
- ・ 本マネージャー又は本受託者の意見において、他方の事前承認を得て、受益者全体としての利益若しくは本信託の本預託財産を著しく損なう可能性のある事態の存在
- ・ シンガポール通貨庁又は香港証券先物委員会が発した命令若しくは指示に従って本ユニットの取引が停止されている期間

- ・ 疫病、戦争、テロ行為、暴動、革命、社会不安、反乱、ストライキ若しくは天災の結果又はこれらに起因して、本信託の運営に関連する本マネージャー又は受託者の事業運営が実質的に中断若しくは閉鎖されている期間

本マネージャーは、本信託のNAV及び各本ユニットのNAVの計算が停止されているという事実を、当該停止後直ちに公表し、また停止期間中少なくとも1カ月に一度、シンガポールにおいてStraits Times紙及びLianhe Zaobao紙並びに香港においてHong Kong Economic Times紙及びSouth China Morning Post紙で公表し、かつ各取引日に本信託専用のウェブサイトで公表します。

当該停止を終了する環境が整ったとき、及び、どのような場合でも当該停止の開始から21日以内には、実行可能な限り速やかに当該停止を終了すべきです。停止を継続することが本ユニットを取引する受益者にとって最大の利益になるとして本マネージャーが本受託者を納得させた場合、停止期間を延長することができ、当該延長は本受託者による週次レビューを受けます。

(3) 設定及び償還の制限

本マネージャーは取引日に発行できるクリエイション/リデンプション・ユニットの総数を1.5百万本ユニット(かかる取引日に有効な償還が受理された本ユニットの正味数)又は本マネージャーが本受託者及び認定参加者に対し随時合理的な事前通知を行った上で決定するその他の数に制限する権限を有しています。

本マネージャーは受益者が取引日に償還請求できる本ユニットの総数を1.5百万本ユニット(かかる取引日に有効な引受が受理された本ユニットの正味数)(又は、本マネージャーが本受託者と認定参加者に対し随時合理的な事前通知を行った上で決定するその他の数)に制限する権限を有しています。この上限は、当該取引日の償還実施を有効に請求したすべての認定参加者に対し、償還が請求された各保有分のうち償還される割合がすべての認定参加者について同じになるように按分比例されます。ただし、本マネージャーは200,000ユニットまでについてマーケットメーカーの償還を優先する意向です。特定の取引日について償還されない本ユニットは、次の取引日の償還に繰り越されるものとします(設定及び償還についての上記上限がさらに適用されます。)

本受託者は、償還が当該トランザクション日から1営業日以内(T+1)に延期された本ユニットを認定参加者に連絡します。償還請求が繰り越された場合、受領されたその後続の償還請求も繰り越され、当該後続取引日における当該本ユニットの償還に対する請求としてみなされるものとします。本マネージャーは、この上限を各後続取引日の償還に適用し、未実施の各償還請求を上記に従って繰り越すことができます。

* 3 クリエイション/リデンプション・ユニット総額の設定及び償還の数値例

(1) クリエイション・ユニット総額の設定

クリエイション・ユニット1口当たりの想定価格を1,000,000米ドルとし、正味投資額を1,000,000米ドルとすると、設定し発行するクリエイション・ユニットの数は次のように計算されます*。

$$\begin{array}{rcccl} 1,000,000\text{米ドル} & \times & 1\text{クリエイション・ユニット} & = & 1,000,000\text{米ドル} \\ \text{(クリエイション・ユニット} & & \text{(10,000ユニットを設定し発行)} & & \text{(正味投資額)} \\ \text{1口当たりのNAV)} & & & & \end{array}$$

* 認定参加者に対する手数料を除きます。

$$\begin{array}{rcccl} 1,000,000\text{米ドル} & + & 128\text{米ドル} & + & 1,250\text{米ドル} & = & 1,001,378\text{米ドル} \\ \text{(正味投資額)} & & \text{(本取引手数料)} & & \text{(租税・手数料)} & & \text{(総投資額)} \end{array}$$

(2) リデンプション・ユニット集合の償還

リデンプション・ユニット1口当たり1,000,000米ドルの想定価格でリデンプション・ユニット1口を償還するならば、受益者に支払う正味償還手取金は次のように計算されます。

$$\begin{array}{rcccl} 1\text{リデンプシ} & \times & 1,000,000\text{米ドル} & = & 1,000,000 & - & 128 & - & 1,250 & = & 998,622 \\ \text{ョン・ユニット} & & \text{(リデンプション・ユニット} & & \text{米ドル} & & \text{米ドル} & & \text{米ドル} & & \text{米ドル} \\ \text{(償還請求)} & & \text{1口当たりのNAV)} & & \text{(総償還金)} & & \text{(本取引} & & \text{(租税・} & & \text{(正味償還金)} \\ & & & & & & \text{手数料)} & & \text{手数料)} & & \end{array}$$

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本アドミニストレーターが、本ユニットの設定及び償還を目的として、各取引日において、本評価時における本信託の本ユニット1口当たりNAVを計算します。本信託の各本ユニットのNAVは、その資産(ポートフォリオ構成銘柄を含みます。)の市場評価額の総額から本信託の経費及び債務のすべてを差し引き、その結果を発行済本ユニット数で除すことによって計算されます。本ユニット1口当たりNAVは、小数点以下第四位まで計算されます。クリエイション/リデンプション・ユニット単位のNAVを計算するために、本アドミニストレーターは、本ユニット1口当たりのNAV(小数点以下第四位まで計算されます。)に10,000(又はそれ未満の数で、本マネージャーが本受託者の事前承諾を得て随時決定するもの若しくは本マネージャーがその月の最終取引日に決定するもの)を乗じます。すべての評価は、本受託者及び本マネージャーによるレビューの対象となります。

本信託のNAVを決定する際、経費は日次単位で発生及び適用され、市場取引値が容易に入手できる証券及びその他の資産は本マネージャー及び本受託者が承認した厳選された価格提供サービスを使用して市場評価額で評価されます。このような取引値が容易に入手できない場合、本信託の資産は、本信託証書に準拠して本アドミニストレーターが採用し、かつ本マネージャー及び本受託者が承認した手続きに従って計算された公正価値で価格が決定されます。

各取引日における本ユニット1口当たりNAVは、香港証券取引所の施設を通じて、及び本信託の専用ウェブサイト上で翌取引日に公表されます。

日本においては、各取引日における本ユニット1口当たりのNAVは、東京証券取引所の提供する適時開示情報システム(TDnet)を通じて、原則的に翌取引日に公表されます。

(2)【保管】

本ユニットは、CCASS上で受入、預託、清算及び決済が行われます。本ユニットは、ブックエントリー方式で保持されます。つまり、本ユニットの証書は発行されません。HKSCCノミニーズは、本信託のすべての発行済本ユニットの登録所有者(つまり、記録上の唯一の受益者)となり、したがって、あらゆる目的に関してすべての本ユニットの法的所有者として認知されることになります。

本ユニットを所有する投資家は、CCASS又はCCASS参加者の記録に示される受益所有者です。CCASSは、すべての本ユニットの証券保管所として機能します。CCASS参加者には、証券ブローカー及びディーラー、銀行並びにホンコン・クリアリングによって認められたその他の機関が含まれます。投資家は、本ユニットの証書を受領する又は自らの名前で本ユニットを登録する権限を持たず、そのため投資家は本ユニットの登録所有者とはみなされません。したがって、かかる投資家は、本ユニットの受益所有者としての権利を行使するためには、CCASS及びその参加者の手続きに依存しなければなりません。これらの手続きは、その他のあらゆる香港上場株式に適用されるものと同一です。

(3)【信託期間】

本信託の存続期間は確定しておらず、本受託者は、以下のいずれかの事由が生じた場合、本マネージャー(()及び()の場合を除きます。)及び監督委員会((), (), ()及び()の場合を除きます。)の事前承認を得て、後記の書面通知をもって、本信託を終了することができます。すなわち、

- () 本信託の継続が、違法となるか、又は本受託者の意見において不可能若しくは実現不能である場合。
- () 本信託が、所得又はキャピタルゲインに関して、受益者が当該指数構成銘柄及び非指数構成銘柄を直接所有する場合にかかる受益者が負担するであろう税率に対して本マネージャーが過大であると考える税率により、納税義務(シンガポールかその他かは問わない。)を負う場合。
- () 本ユニットの香港証券取引所への上場が廃止される場合。
- () 本信託が、シンガポール証券先物法第286条に基づく認可を失うか、又はシンガポール証券先物令第104条に基づく認可を失った場合。
- () 汎アジア指数が集計又は公表されなくなり、後継指数が存在しない場合。
- () 本ライセンス契約が終了し、汎アジア指数又は後継指数に関する新たなライセンス契約が本受託者と本マネージャーとの間で締結されない場合。
- () 本マネージャーが清算するか(事前に本受託者により書面により承認された条件に基づく再編又は合併を目的とする任意清算を除く。)、破産若しくは支払不能の宣告を受けるか、又は清算人を任命する場合、本マネージャーの財産若しくは事業又はその一部に関して管財人が任命されるか、本マネージャーに関して司法上の管財人が任命されるか、又は本マネージャーが類似の手続きの対象となった場合(いずれの場合も、その状況において適用されることのあるその他の法律に基づく。)で、3カ月が経過しても、本受託者が本信託証書の規定に従って新たなマネージャーを指名していない場合。
- () 本受託者の意見においてマネージャーの変更が受益者及びCCASS参加者の利益にとって望ましいと考えられる旨を本信託証書の規定に従って本マネージャーに通知してから3カ月経過後、本受託者が、本信託の本マネージャー職を受諾する用意のある他の会社で、本受託者、監督委員会、シンガポール通貨庁及び香港証券先物委員会が承認するものを見つけられなかった場合。
- () 1日の本信託の評価額の平均が連続する3カ月間について250百万米ドルを下回る場合。

() シンガポール通貨庁又は香港証券先物委員会が、シンガポール証券先物法又はシンガポール証券先物令(場合による。)に基づき、本信託の終了を命じた場合。

ここに定める場合(()を除きます。)における本受託者及び本マネージャーの決定は、最終的なものとし、すべての関係当事者を拘束するものとしますが、本受託者及び本マネージャーは、上記その他に基づき本信託を終了しなかったことを理由としていかなる責任も負わないものとします。

「汎アジア指数」とはマークイットにより組成、管理及び計算された本基礎指数を意味し、その総利回りが本信託の実績(手数料及び費用控除前)に密接に連動するように本マネージャーが決定したものです。本基礎指数の集計若しくは公表がされなくなる場合又は基礎指数に関する本ライセンス契約が何らかの理由で終了した場合、本マネージャーは、本受託者及び監督委員会の事前承諾を得て、本マネージャーの意見を用いて本基礎指数と同じ又は計算方法が実質的に類似した数式である代替又は後継指数を決定しなければならず、かかる代替又は後継指数は「汎アジア指数」又は「後継指数」といいます。

本受託者は、本信託証書に定める方法により、本信託の終了に関し書面により、受益者及びCCASS参加者に対して通知するものとし、かかる通知をもって当該終了の効力発生日を定めるものとします。かかる日は、当該通知の送達から3カ月以降とするものとします(ただし、上記()に従い本信託の継続が違法であるという理由により、本信託が終了する場合を除き、かかる場合は、受益者に事前に通知することなく即時に終了の効力が発生する可能性があります。)

本信託は、受益者の特別決議でいつでも終了することができ、当該終了は当該特別決議が可決された日又は特別決議が定めるそれ以降の日(定めた場合)から効力を生じるものとします。

本信託の終了に際して、すべての借入及びその他本信託の手数料、費用及び債務の残額は、返済又は支払いされなければなりません。以後、本受託者の裁量により、本信託の証券ポートフォリオ及びその他の財産は、本信託証書の条件に従って、本ユニットの保有数に比例して、現物で分配又は受益者の利益のために売却されます。個人投資家の受益者の場合は、本受託者は、当該受益者に現金で分配するため、それらの者が保有する本ユニット数に比例して、本信託の証券及びその財産を売却します。

受益者に対して、本信託の終了の少なくとも3カ月前に通知を行うものとします(本信託が違法を原因として終了した場合を除きます。かかる場合は、受益者に対する事前の通知は必要ありません。)

(4)【計算期間】

本信託の計算期間は、毎年6月30日に終了します。

(5)【その他】

本信託証書の変更に関する手続き

本受託者及び本マネージャーは、受益者の特別決議による承認を得ずに、本信託証書の条件を改定、修正又は変更することはできません。ただし、以下に該当する改定、修正又は変更を除きます。

- ・ 本信託がいずれかの国又は当局の財務上又はその他の制定法上若しくは公式の要件(法的拘束力を有するかを問いません。)を遵守できるようにする場合。ただし、本受託者が、本受託者の意見において、これを遵守するためにかかる変更が必要であると書面により証明することを条件とします。
- ・ 明白な誤謬を是正するために必要であり、かつ本受託者がそれに応じて書面により証明する場合。

- ・ いかなる目的であれ、有益であり、かつ、本受託者が、本受託者の意見において、当該改定、修正又は変更が以下の場合であることを書面により証明する場合。
 - 受益者の利益を著しく損なうものではないこと。
 - 本受託者、本マネージャー又はその他のいずれかの者について受益者に対する責任を本質的部分まで免除するものではないこと。
 - 本信託から支払うべきコスト及び費用(本信託証書の改定、修正又は変更において生じるコストを除きます。)を増大させないこと。

さらに、いかなる改定、修正又は変更も、特別決議による承認の有無にかかわらず、いかなる受益者に対しても、当該受益者が保有する本ユニットに関して、追加支払義務又は本ユニットに関して追加債務引受義務を課さないものとします。

本受託者は、さらに、本信託証書の変更が、本ユニットの香港証券取引所若しくは監督委員会によって承認された公認取引所への上場若しくは上場維持のために、又は、監督委員会によって承認されたその他の法域での本ユニット若しくは本信託の登録若しくは認可のために本受託者の意見において必要又は望ましいという旨を証明することができます。この場合、特別決議による受益者の承認は、かかる変更を行うのに必要とされません。

本信託証書に基づき、受益者の事前承認を必要とせずに本マネージャー及び本受託者により本信託証書になされる変更は、監督委員会の事前承認を必要とします。本信託証書の規定及び(SFC又はMASの別段の承諾がある場合を除き)CISにおけるシンガポール集合投資スキーム規約又は香港のSFC規約の適用され得る規定に従って、本マネージャーは、受益者の承認を得ずに本信託証書について行われる変更について、書面による通知を受益者に行います。

当初資金

本信託の当初資金約10億米ドルはEMEAPが大半を提供しました。当初の出資は大部分が本投資対象の現物出資でした。

EMEAPは次のアジア・太平洋地域の中央銀行と金融当局から構成されています。すなわち、オーストラリア準備銀行、中国人民銀行、香港金融当局、インドネシア銀行、日本銀行、韓国銀行、マレーシア中央銀行、ニュージーランド準備銀行、フィリピン中央銀行、シンガポール通貨庁、タイ銀行です。

EMEAPのメンバーである中央銀行と通貨当局は、他の投資家と同様に本信託に加わっており、EMEAPのメンバーである中央銀行と通貨当局が本ユニットへの各持分をいつ処理するかについても制約がありません。EMEAPのメンバーである中央銀行と通貨当局が本信託の投資家であり続けるという保証はありません。

EMEAPのメンバーである中央銀行と通貨当局は、当初設定について本取引手数料を課されることもなく、租税・手数料の支払義務を負うこともありません。

当初設定に従ってEMEAPのメンバーである中央銀行と通貨当局に発行される本ユニットは、認定参加者を通じて発行されるものではありません。

EMEAPのメンバーである中央銀行と通貨当局のいずれも、本信託を助成、後援、推薦、発行又は保証していません。

本基礎指数の免責事項

マークイット・インディシズ・リミテッド

ここにおいて参照されている本基礎指数はマークイット・インディシズ・リミテッド(つまり、本指数提供者)の財産であり、本信託に関連する使用が許可されています。各当事者は、本信託が本指数提供者によって支援、認定又は販売推進されていないことを認め、これに同意しています。本指数提供者は明示的であれ黙示的であれ、いかなる表明も行わず、本基礎指数、これに含まれるデータ又はこれについてのデータに関するすべての保証(その商品性又は特定の目的若しくは使用に対する適合性についての保証を含むが、これらに限定されません。)も明示的に否認します。特に、本基礎指数又はこれに含まれるデータの品質、正確性及び/又は完全性、あらゆる特定の日時における本基礎指数及び/又は本基礎指数の構成銘柄の利用により得た結果、及び/又はあらゆる企業体の信用力、又はある特定の日時における本基礎指数におけるオブリゲーションに関連するクレジットイベント又は類似事象(ただし、定義されます。)の発生の可能性についてのいかなる保証も否認します。本指数提供者は本基礎指数におけるあらゆる過誤について、当該当事者又はその他の者に対して(過失の有無を問わず)責任を負うべきでなく、本指数提供者は当該指数におけるあらゆる過誤について、当該当事者又はあらゆる者に対して助言する義務を負うものではありません。

本指数提供者は、本信託の購入又は売却の妥当性、関連市場の実績に連動する本基礎指数の能力、本基礎指数又はこれに関する取引若しくは商品、又は関連するあらゆるリスクの想定について、明示的であれ黙示的であれ、いかなる表明も行いません。本指数提供者は、本基礎指数の決定、構成又は計算について、いかなる当事者の要望も考慮する義務を負っていません。本信託を購入又は売却する当事者も本指数提供者も、本基礎指数の決定、調整、計算又は維持に関連して本指数提供者が行ったあらゆる作為又は不作為について、いかなる当事者に対しても責任を負うものではありません。

本マネージャー及び本受託者

本マネージャーも本受託者も、本基礎指数又はそこに含まれるいかなるデータの正確性及び/若しくは完全性も保証するものではなく、本マネージャー及び本受託者は、その中のいかなる錯誤、脱漏又は中断に対しても補償義務を持たないものとします。本マネージャー及び本受託者は、本信託、本ユニットの所有者又はその他の者若しくは主体が、本基礎指数又はそこに含まれるデータの利用から取得した結果に関して、明示的であれ黙示的であれ、いかなる保証も行いません。本マネージャー及び本受託者は、いかなる明示的又は黙示的な保証を行うこともなく、本基礎指数又はそこに含まれるいかなるデータに関して、その商品性又は特定の目的若しくは使用に対する適合性についての保証を明示的に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いかなる場合でも、本マネージャー又は本受託者は、いかなる特別の、懲罰的、直接的、間接的若しくは結果的損害(逸失利益も含まれます。)に対しても、たとえばかかる損害の可能性について通知されていた場合でも、賠償責任を負いません。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

投資家は、本ユニットの証明書を受領し、又は自らの名前で本ユニットを登録する権限を持たないため、投資家は本ユニットの登録所有者とはみなされません。したがって、かかる投資家は、本ユニットの受益所有者としての権利を行使するために、CCASS及びその参加者の手続きに依存しなければなりません。

配当の請求

投資家に支払われるべき配当は、関係する配当落日の4週間以内にそれぞれの半期及び通期配当として支払われるものとします。本受託者及び本マネージャーがHKSCCノミニーズに対して支払いを行った限りにおいて、本受託者も本マネージャーも、所有する本ユニットがHKSCCノミニーズの名義で登録されているCCASS参加者へのHKSCCノミニーズによる支払金の分配に対していかなる責任も持ちません。

設定及び償還の請求

一般的に、本ユニットは、シンガポールの認定参加者を通じてのみ設定及び償還することができます。

残余財産の分配

本信託の終了時に、本信託のすべての借入金残高並びにその他の手数料、経費及び債務は、返済又は支払いを行わなければなりません。それ以後は、本受託者の裁量により、本信託の証券ポートフォリオ及びその他の財産は、本信託証書の条項に従って保有する本ユニットの数で按分して現物で配布するか又は受益者のために売却されます。リテール投資家が受益者の場合、本受託者は、かかる受益者に対して現金分配を行うために、受益者が所有する本ユニットの数で按分して本信託の証券及びその他の財産を売却します。

損失に対する請求

香港証券先物委員会規約は、本受託者も本マネージャーも、香港法に従って課されるか又は詐欺若しくは不注意による信託義務違反について課される受益者への賠償責任から免除されることはできないと定めており、また、かかる賠償責任について受益者から又は受益者の経費により補償を受けることはできません。

本信託証書は、本受託者及び本マネージャーを利する形で、本受託者又は本マネージャーの詐欺、不注意、不誠実又は意図的不履行に関するもの以外の賠償責任からの一定の除外及び免責を含んでいます。

受益者の総会

本ユニットの10%以上を保有する登録受益者は、本マネージャーに対し、受益者の総会の招集を請求することができます。(個人の場合)自ら若しくは委任により出席し、又は(企業の場合)その代表者の1人若しくは委任により出席している各受益者は、その個人又は企業が受益者となっている各本ユニットに対して1つの投票権を持ち、その個人又は企業が権限を有するすべての票を同じように投じる必要はありません。詳細については、下記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要 (3) 受益者総会」を参照してください。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する本信託の受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、シンガポールにおける外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

継続開示に関する代理人は、以下の者です。

弁護士 伊東 啓
東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル
西村あさひ法律事務所

(4)【裁判管轄等】

本信託に関する紛争については、シンガポールの裁判所に訴訟提起するものとし、また、本信託は、すべての点において、シンガポール法に準拠し、シンガポール法に従い解釈されるものとします。

第3【ファンドの経理状況】

経理状況

- () 本書に記載された本信託の日本語の財務書類(以下「日本語財務書類」といいます。)は、国際財務報告基準に従って英文で作成された原文の財務書類(以下「原財務書類」といいます。)を翻訳したものです。この日本語財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項但書きの規定の適用によるものです。
- () 原財務書類はシンガポールにおける独立監査人であるプライスウォーターハウス・コーパーズ(PricewaterhouseCoopers LLP)によって国際財務報告基準に従い監査され、監査報告書を受領しております。
- () 本信託の原財務書類は米ドルで作成され表示されていますが、日本語財務書類には元本額の円換算額も併記されています。日本円への換算に適用した為替相場は、株式会社三菱東京UFJ銀行が米ドルの対円直物電信為替売買相場仲値として2015年11月17日に顧客に提示した相場：1米ドル=123.23円です。
- () 上記円換算額は原財務書類に記載されておらず、上記()で述べた独立監査人による監査を受けていません。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

純資産計算書

2015年6月30日現在

	注記	2015年6月30日		2014年6月30日	
		米ドル	円	米ドル	円
資 産					
流動資産					
投資対象 ブローカーから 受け取るべき金 額	10(b)	3,151,668,101	388,380,060,086	3,027,242,661	373,047,113,115
銀行預金	8(f)	21,118,077	2,602,380,629	38,519,218	4,746,723,234
資産合計		3,187,882,768	392,842,793,501	3,092,578,587	381,098,459,276
負 債					
流動負債					
ブローカーに支 払うべき金額		26,170,651	3,225,009,323	39,602,468	4,880,212,132
本マネージャー に支払うべき金 額	8(c)	-	-	407,298	50,191,333
未払監査報酬		47,336	5,833,215	32,012	3,944,839
未払受託者報酬	8(e)	261,910	32,275,169	128,934	15,888,537
未払マネジメン ト報酬	8(d)	586,559	72,281,666	289,716	35,701,703
未払指数ライセ ンス報酬	9(a)	173,561	21,387,922	90,136	11,107,459
その他の未払金		4,001,327	493,083,526	3,641,857	448,786,038
負債(償還可能ユ ニットの保有者に帰 属する純資産を除 く。)		31,241,344	3,849,870,821	44,192,421	5,445,832,040
償還可能ユニットの 保有者に帰属する純 資産	3	3,156,641,424	388,992,922,680	3,048,386,166	375,652,627,236

注記は、これらの財務書類の一部を形成しています。

(2)【損益計算書】

包括利益計算書(損益計算書)

2015年6月30日に終了した計算期間

	注記	2015年6月30日に終了した計算期間		2014年6月30日に終了した計算期間	
		米ドル	円	米ドル	円
収 益					
銀行預金利息		73,502	9,057,651	47,979	5,912,452
投資に対する純損失 ()/利益	6	27,739,255	3,418,308,394	77,806,304	9,588,070,842
為替差損失()/利益純額		833,671	102,733,277	4,234,169	521,776,646
その他の収益	5	410,798	50,622,638	918,948	113,241,962
投資損失()/収益総額		28,088,626	3,461,361,382	83,007,400	10,229,001,902
費 用					
マネジメント報酬	8 (d)	3,409,263	420,123,479	3,316,792	408,728,278
受託者報酬	8 (e)	1,620,132	199,648,866	1,596,965	196,793,997
指数ライセンス報酬	9 (a)	295,756	36,446,012	354,087	43,634,141
出版印刷費用		171,284	21,107,327	49,795	6,136,238
監査報酬		75,694	9,327,772	47,596	5,865,255
手続処理代理人報酬	9 (b)	12,381	1,525,711	17,535	2,160,838
保護預り及び銀行手数料		27,727	3,416,798	45,332	5,586,262
法務及び専門家報酬		181,350	22,347,761	156,427	19,276,499
年間保険料		31,000	3,820,130	31,072	3,829,003
その他の運用費用		27,584	3,399,176	30,604	3,771,331
運用費用総額		5,852,171	721,163,032	5,646,205	695,781,842
運用損失()/利益		33,940,797	4,182,524,414	77,361,195	9,533,220,060
金融コスト					
償還可能ユニットの保有者への分配金	12	99,677,237	12,283,225,916	100,903,520	12,434,340,770
分配後及び税引前損失()		133,618,034	16,465,750,330	23,542,325	2,901,120,710
源泉徴収税	7	8,570,211	1,056,107,102	10,440,073	1,286,530,196
分配及び税引後損失()/運用による償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産の減少額()		142,188,245	17,521,857,431	33,982,398	4,187,650,906

注記は、これら財務書類の一部を形成しています。

償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産の変動表

2015年6月30日に終了した計算期間

	2015年6月30日に終了した計算期間		2014年6月30日に終了した計算期間	
	米ドル	円	米ドル	円
期首残高	3,048,386,166	375,652,627,236	3,472,656,056	427,935,405,781
ユニットの発行額	343,478,697	42,326,879,831	234,528,738	28,900,976,384
ユニットの償還額	93,035,194	11,464,726,957	624,816,230	76,996,104,023
ユニットの純発行額/償還額 ()	250,443,503	30,862,152,875	390,287,492	48,095,127,639
運用による償還可能ユニットの 保有者に帰属する純資産の減少 額()	142,188,245	17,521,857,431	33,982,398	4,187,650,906
期末残高	3,156,641,424	388,992,922,680	3,048,386,166	375,652,627,236

注記は、これら財務書類の一部を形成しています。

キャッシュ・フロー計算書

2015年6月30日に終了した計算期間

	2015年6月30日に終了した計算期間		2014年6月30日に終了した計算期間	
	米ドル	円	米ドル	円
運用活動からのキャッシュ・フロー				
運用による償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産の減少額()	142,188,245	17,521,857,431	33,982,398	4,187,650,906
調整額:				
銀行預金に対する利息	73,502	9,057,651	47,979	5,912,452
償還可能ユニットの保有者への分配金	99,677,237	12,283,225,916	100,903,520	12,434,340,770
運用資本の増減前の運用損失()/利益	42,584,510	5,247,689,167	66,873,143	8,240,777,412
投資の純増加額()/減少額	124,425,440	15,332,946,971	440,773,893	54,316,566,834
ブローカーから受け取るべき金額の純減少額	11,720,118	1,444,270,141	8,738,386	1,076,831,307
その他の未収金の純減少額	-	-	72,813	8,972,746
ブローカーに支払うべき金額の純減少額()	13,431,817	1,655,202,809	2,236,478	275,601,184
本マネージャーに支払うべき金額の純減少額()/増加額	407,298	50,191,333	407,298	50,191,333
未払金及び未払費用の純増加額	888,038	109,432,923	1,757,109	216,528,542
運用に使用した()/運用から発生した現金	168,240,909	20,732,327,216	516,386,164	63,634,266,990
銀行預金の受取利息収益	73,502	9,057,651	47,979	5,912,452
運用活動に使用した()/運用活動から発生した正味現金	168,167,407	20,723,269,565	516,434,143	63,640,179,442
金融活動からのキャッシュ・フロー				
償還可能ユニットの保有者への分配金	99,677,237	12,283,225,916	100,903,520	12,434,340,770
ユニットの発行額	343,478,697	42,326,879,831	237,155,548	29,224,678,180
ユニットの償還額	93,035,194	11,464,726,957	624,816,230	76,996,104,023
金融活動から発生した/金融活動に使用した()正味現金	150,766,266	18,578,926,959	488,564,202	60,205,766,612
現金及び現金同等物の純減少額()/増加額	17,401,141	2,144,342,605	27,869,941	3,434,412,829
期首の現金及び現金同等物	38,519,218	4,746,723,234	10,649,277	1,312,310,405
期末の現金及び現金同等物	21,118,077	2,602,380,629	38,519,218	4,746,723,234
現金及び現金同等物の残高の分析:				
銀行預金	21,118,077	2,602,380,629	38,519,218	4,746,723,234

注記は、これら財務書類の一部を形成しています。

財務書類に対する注記

1. 一般的な情報

ABF汎アジア債券インデックス・ファンド(以下「本信託」といいます。)は、シンガポール証券先物法(289章)第286条及び香港証券先物令(571章)第104条に基づき認可されたシンガポールのユニット・トラストです。本信託は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド及びHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(シンガポール)リミテッドの間の2005年6月21日付けの信託証書(以下「本信託証書」といいます。)により設立されました。本信託証書は、2006年6月28日付けの変更証書、2007年6月28日付けの第2変更証書、2008年6月27日付けの補足証書及び2011年6月24日付けの第3変更証書により修正及び変更されました。本信託証書及びすべての補足証書はシンガポール法に準拠しています。また本信託は香港証券取引所及び東京証券取引所にも上場しています。本信託の運用開始日は2005年6月29日です。

本信託の投資目的は、マークイット iBoxx ABF パン・アジア指数(以下「本基礎指数」といいます。)の総利回りに緊密に相関する投資成績の、手数料及び経費差引前での提供を追求することです。本基礎指数は、マークイット・インディーズ・リミテッド(以下「本指数提供者」といいます。)により決定され、構成されています。本基礎指数は、政府、準政府機関又は国際金融機関により発行された又は保証された、本基礎指数のその時点の構成証券である中国人民元、香港ドル、インドネシア・ルピア、韓国ウォン、マレーシア・リンギット、フィリピン・ペソ、シンガポール・ドル又はタイ・バーツ(以下それぞれを「アジア通貨」といいます。)建ての債務証券の投資利回りの指標であり、それぞれの場合において本指数提供者により定められた通りとなっています。

2. 重要な会計方針の要約

これらの財務書類の作成に適用された主要な会計方針は、以下に提示されています。これらの方針は、特に明記されていない限り、表示されたすべての年に継続して適用されています。

(a) 作成の基礎

本信託の財務書類は、国際財務報告基準(以下「IFRS」といいます。)に従い作成されています。本財務書類は、利益又は損失を通じ公正価値で保有された金融資産及び負債(金融派生商品を含みます。)の再評価により修正された通りに、歴史的な原価の原則のもとで作成されています。

本財務書類のIFRSに準拠した作成は、特定の重要な会計上の見積りをを用いることを義務付けています。また、本マネージャーに、本信託の会計方針の適用の過程において判断を行うよう義務付けています。財務書類に重要な影響を与える高度な判断若しくは複雑な仮定及び見積りは、注記4で開示されています。

当期に適用され、本信託により適用される新しく変更された基準

IAS 32、「金融資産及び金融負債の相殺における金融商品の表示」が変更されました。この変更は、相殺権を将来の事象を条件にはならないことを明確にしています。また、相殺権は全ての契約相手にとって一般的な商取引においてのみならず、債務不履行、支払不能、倒産の事象においても法的に実施可能なものでなければなりません。当該変更は解決メカニズムも考慮しています。また、当該変更は企業集団財務諸表に対して重要な効果を及ぼすものではありませんでした。

2014年7月1日に開始する会計年度に初めて適用される本信託に重要な影響を与えると予想されるその他の基準、解釈又は既存の基準への変更はありません。

本信託に関連するが未だ適用されておらず、本信託により早期に適用されていない、新基準及び変更

IFRS 9、「金融商品」(2018年1月1日から又はそれ以降に開始する年次期間に適用されます。)は金融資産及び金融負債の分類、測定及び認識を定めています。IFRS 9の最終完成版は、2014年7月に公表されました。同基準は、金融商品の分類及び測定に関連するIAS 39の指針を置き換えます。IFRS 9は、混合測定モデルを維持しつつも簡略化し、金融資産について、償却原価、他の包括利益を通じた公正価格及び純損益を通じた公正価格という三つの主な測定カテゴリーを規定しました。分類原則はエンティティの事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの性質によります。持分金融商品への投資は、還流ではなく他の包括利益の公正価格の変更を表示するため、契約開始時から現在におけるまで取り消し不能な選択権が付された純損益を通じた公正価格により測定されることが要求されています。現在は、IAS 39により使用されていた既発生損失減損モデルに替わり、新たな予想信用損失モデルを使用しています。金融負債について、純損益を通じた公正価格において示された負債の他の包括利益における自己の信用リスクの認識の変更を除いて、分類及び測定に関する変更はありませんでした。IFRS 9は、ヘッジ有効性テストに関する数値基準を置き換えることによってヘッジの有効性に関する要件を緩和しました。それは、ヘッジ項目とヘッジ商品との間における経済関係を求めるものであり、「ヘッジ比率」がリスク管理目的で実際に使用されている管理と同じであることを求めるものです。同時期のドキュメンテーションは依然として求められていますが、IAS 39に基づいて現在作成されているものとは異なっています。早期採用は認められています。本信託の本マネージャーは、IFRS 9全体の影響をまだ評価していません。

本信託に重大な影響を与えると予想される、未だ適用されていないその他の基準、解釈又は既存の基準の変更はありません。

(b) 投資対象

本信託は、損益を通じて公正価値で測定する金融資産として分類された負債証券に投資しています。これらの投資は、本マネージャによって、開始時に損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されています。投資対象の購入及び売却は、取引日ベースで計上されています。投資対象は当初、負担した費用処理される取引コストを除き、公正価値にて認識されており、その後、公正価値にて再測定されています。実現した及び未実現の投資対象の利益及び損失は、それらが発生した期間の包括利益計算書に含まれています。投資対象は、投資対象からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅するか又は移転され、本信託が所有に伴うすべてのリスク及び便益を実質的に移転した時点でその認識を中止しています。

取引所に上場しているか又は取引されている投資対象には、公表買呼値に基づき公正価値が付けられています。取引所に上場していない投資対象は、ブローカーからの呼び値を利用することにより評価されています。投資対象には、経過利息を含めた公表買呼値に基づき公正価値が付けられています。

外国為替予約は、評価日の先物レートと契約レートの差異で評価されています。実現した及び未実現の外国為替予約の利益及び損失は包括利益計算書の中で認識されています。

公正価値のヒエラルキー間における振替は、報告期間の開始時に発生したものとみなされます。

(c) 収 益

銀行預金の受取利息収益は、実効利率法を用い、期間按分方式に基づき認識されています。投資対象の受取利息収益は、包括利益計算書の中に投資対象の純利益/損失の一部として計上されています。その他の収益は、包括利益計算書の中に発生主義で計上されています。

(d) 費 用

費用は包括利益計算書の中に発生主義で計上されています。

(e) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は手持ちの現金及び当初満期が3カ月以下の銀行預金から成っています。

(f) ブローカーから受け取るべき/に支払うべき金額

ブローカーから受け取るべき/に支払うべき金額は、売却された投資対象の未収金及び購入した投資対象の未払金で、契約は締結済みであっても年度末までに決済されなかったものを表示しています。

(g) 外国通貨の換算

機能通貨及び表示通貨

本財務書類に含まれた項目は、本信託が運用する主要な経済環境の通貨(以下「機能通貨」といいます。)を用いて測定されています。本財務書類は、本信託の機能通貨及び表示通貨である米ドル(以下「米ドル」といいます。)により表示されています。

取引高及び残高

外国通貨取引は、取引日の為替レートを用いて機能通貨に換算されています。外国通貨資産及び負債は、年度末日の為替レートを用いて機能通貨に換算されています。

換算から生じた為替差益及び差損は、包括利益計算書の中に含まれています。

(h) 金融商品の相殺

認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利が現在本信託にあり、かつ、正味ベースで決済する意図のある場合、又は資産を実現しそれと同時に負債を決済する意図のある場合、金融資産及び金融負債は相殺され、正味金額は貸借対照表の中で報告されます。

(i) 償還可能ユニット

本信託は償還可能ユニットを発行します。償還可能ユニットは、保有者のオプションにより償還可能であり、金融負債として分類されます。償還可能ユニットは、本信託の純資産価額の比例持分に相当する現金で本信託に買い取らせることができます。保有者が本信託に償還可能ユニットを買い取らせる権利を行使した場合、償還可能ユニットは、償還日に支払われるべき償還金額にて計上されます。

償還可能ユニットは、保有者のオプションにより、発行時又は償還時の本信託のユニット1口当たりの純資産価額に基づく価格にて発行され償還されます。本信託のユニット1口当たりの純資産価額は、償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産を発行済みの償還可能ユニットの総数で割ることにより計算されています。

(j) セグメント情報

事業セグメントは、業務執行上の最高意思決定者が使用する内部報告と一致した方法で報告されます。事業セグメントの資源配分及び業績評価に対して責任を持つ、本マネージャーは、戦略的な決定をする業務執行上の最高意思決定者として認定されています。

(k) 分 配

償還可能ユニットの保有者への予定分配金は、それらが適切に承認されたときに包括利益計算書の中で認識されています。償還可能ユニットにおける分配金は、包括利益計算書の中で金融コストとして計上されています。

(l) 比 較

一部の比較される年次の残高は、当期の表示に合わせて再分類されています。

3. 償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産及び発行済ユニット数

償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産

本信託の資本は本信託の中のユニットで表され、貸借対照表の中で償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産として表示されています。本信託の本信託証書に従い、償還可能ユニットは2013年6月20日からは通常10,000口又はその倍数単位でのみ、発行及び償還されます。その年中のユニットの申込みと償還は、償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産の変動表に表示されています。投資目的を達成するために、本信託は、定義された投資方針に従いその資本を投資しようと努め、その一方で償還の求めに応じるための十分な流動性を維持しています。かかる流動性は流動性のある投資対象を保有することにより増大しています。

償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産は、貸借対照表の中では負債で表示されており、償還可能ユニットの保有者が本信託のユニットを償還する権利を行使した場合には貸借対照表日における償還金額により計上されています。

発行済ユニットの数

	2015年	2014年
	□	□
期首の発行済ユニット	24,514,240	27,757,780
ユニットの発行	2,826,024	1,926,460
ユニットの償還	767,000	5,170,000
期末の発行済ユニット	26,573,264	24,514,240

	2015年	2014年
	米ドル	米ドル
償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産	3,156,641,424	3,048,386,166
償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産(ユニット1口当たり)	118.79	124.35
クリエイション・ユニット1口当たりの純資産価額(1クリエイション・ユニットは10,000ユニットに相当する。)	1,187,901	1,243,516

4. 重要な会計上の見積り及び仮定

本マネージャーは、将来に関する見積り及び仮定を行います。もたらされた会計上の見積りは、あくまで見積りであり、関連する実際の結果と等しくなることは稀です。見積りは継続的に評価され、その状況の下で合理的と考えられる将来の事象の予測を含む過去の経験及びその他の要因に基づいています。翌会計年度内に資産及び負債の簿価に対して重大な調整をもたらす重要なリスクのある見積り及び仮定については、以下に概説します。

投資対象の公正価値

本信託は、ブローカーの呼び値によって評価される非上場の負債証券を多く保有しています。かかる投資対象の公正価値を決定するにあたり、本マネージャーは、ブローカーの情報源並びに用いられた呼び値の量及び質に対する判断及び見積りをします。投資対象の公正価値に適用されるこれらの呼び値は、気配値に過ぎず、これにより執行可能でなかったり、法的拘束力がないことがあります。かかる場合、ブローカーの呼び値は、2015年6月30日時点において、必ずしもその有価証券が実際に取引されうる価格を示していません。実際の価格はブローカーの呼び値とは異なることがあります。本マネージャーは、他に信頼できる市場の情報源が存在しない場合、入手可能なブローカーの呼び値が、公正価値の最良の見積りを反映していると考えています。

5. その他の収益

設定の申請又はユニットの償還それぞれについて、本信託は申請1件につき1,000香港ドル(約128米ドル)の取引手数料及び希薄化チャージとして0.125%を受け取る権利を与えられています。

6. 投資対象に対する純損失()/純利益

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
投資対象の価額のうち未実現の利益/損失()の変動額	138,442,302	27,899,869
投資対象の売却により実現した利益	110,703,047	105,706,173
	<u>27,739,255</u>	<u>77,806,304</u>

7. 課 税

本信託は、香港証券先物令の第104条に基づき集団投資スキーム規約として認可されており、香港内国歳入法の第26A(1A)条に基づく事業所得税の課税対象にならないため、香港事業所得税引当金が計上されたことはありません。

本信託はまた、シンガポールにおける指定ユニット・トラストでもあり、したがって、以下の所得は所得税法(134章)第35(12)条及び第(12)A条に従い課税対象になりません。

- (a) シンガポール又はその他からの有価証券の売却で生じた売却益又は利益
- (b) 利息(所得税法第45条に基づき税が控除された利息以外)
- (c) シンガポール以外から発生し、シンガポールで受け取った配当金
- (d) 外国為替取引、先物契約における取引、金利又は為替先物予約における取引、スワップ又はオプション契約及び金融指数のあらゆる有価証券に関する先物、スワップ又はオプション契約における取引で生じた売却益又は利益

(e) シンガポール以外から発生し、シンガポールで受け取った外国ユニット・トラストからの分配金

本信託は、中華人民共和国(以下「中国」といいます。)の証券取引所に上場している人民元建て債(以下「人民元債」といいます。)に投資しています。本信託は、人民元債の処分に関する特別なルール又は規制が存在しない、中国の一般的な税規制に基づいています。法人所得税の一般税規定に基づき、本信託は、中国におけるキャピタルゲインについて、関連する租税条約によって減額又は免除されない限り、中国の源泉所得税を支払う義務を負う可能性が潜在的にあります。人民元債の処分による利益が中国におけるものか、それゆえ中国の源泉所得税の対象となるか否かについて、中国課税当局の立場は不明確です。しかし、実務においては、中国課税当局は非中国在住事業者の人民元債の取引による利益に対して、中国源泉所得税を厳密には徴収していません。本マネージャーはかかるエクスポージャーの可能性を評価し、本信託の運用開始以降、中国政府により徴収されたことがないことに基づいて、重大な税のエクスポージャーはないとみています。そのため、財務書類において、かかるキャピタルゲインからの課税に対する引当金は計上されていません。本マネージャーは状況の監視を継続し、調整をすることに十分な根拠があると考えられる場合には、適切な調整を加えます。

本年中に受領した利息収益のうち一定のものに対して、外国及び中国の源泉徴収税が課せられました。2015年6月30日現在、本信託は中国の非政府有価証券からの利息収益に対する源泉所得税のために2,467,840米ドルの引当金を用意しました(2014年:2,237,707米ドル)。総額は純資産計算書の「その他未払金」に計上されます。

8. 本マネージャー及びその関係者を含む関連当事者との取引

本マネージャーの関係者とは、香港証券先物委員会により設定されたユニット・トラスト及びミューチュアル・ファンドに関する規約(以下「香港証券先物委員会規約」といいます。)に定義された通りの者です。本信託の本マネージャー及び本受託者とはそれぞれ、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド及びHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシズ(シンガポール)リミテッドのことで、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッドはステート・ストリート・コーポレーションの子会社です。HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシズ(シンガポール)リミテッドは、HSBCホールディングスplc(HSBC Holdings plc)の子会社です。本信託と、本マネージャー及びその関係者を含む関連当事者間で本年中に実施されたすべての取引は、通常の事業目的に従い正常な取引条件にて実施されました。

(a) 本マネージャー及び本受託者の関係者との外国通貨取引

2015年6月30日に終了した年度中、本マネージャーはその関連会社、ステート・ストリート・グローバル・マーケット・エルエルシー(State Street Global Markets, LLC)及びステート・ストリート・グローバル・マーケット・オーストラリア(State Street Global Markets, Australia)並びに本受託者の関連会社であるHSBC香港及びHSBCオーストラリアを通じ、本信託の投資及び決済目的のため、総額952,293,341米ドル(2014年：1,344,670,609米ドル)の外国通貨取引を実施しました。本金額は、2015年6月30日に終了した年度中の本信託のすべての外国通貨取引の100%(2014年：90.06%)に相当します。

会社名	外国通貨取引 の総価額 米ドル	すべての外国通貨取引額 に対する比率 %
2015年		
HSBCオーストラリア	610,839,626	64.15
HSBC香港	200,594,715	21.06
ステート・ストリート・グローバ ル・マーケット・オーストラリア	100,000	0.01
ステート・ストリート・グローバ ル・マーケット・エルエルシー	140,759,000	14.78
2014年		
HSBCオーストラリア	49,360,778	3.31
HSBC香港	1,044,550,862	69.96
ステート・ストリート・グローバ ル・マーケット・エルエルシー	250,758,969	16.79

2015年及び2014年6月30日に終了した年度中、上記の本マネージャーの関係者及び本受託者は、本信託が行う外国通貨取引について通常のビッドオファースプレッドを含めており、当該取引は通常の事業目的に従い正常な取引条件にて実施されました。2015年及び2014年6月30日に終了した年度中、直接手数料は、本マネージャーの関係者及び本受託者に支払われていません。

(b) 本マネージャーの本信託に対する保有

2015年6月30日現在、本マネージャーの役員及び取締役は、本信託のユニットを保有していません(2014年：ゼロ)。

(c) 本マネージャーに支払うべき金額

本年度中、監査費用や指数ライセンス等の本信託の支出のうちいくつかは本信託に代わって本マネージャーが支払いました。2015年6月30日現在、本マネージャーに支払うべき金額はありませんでした(2014年：407,298米ドル)。

(d) マネジメント報酬

本信託は本マネージャーに、本信託の日々の平均純資産に基づき以下の通りの割合で決定され、毎日発生するマネジメント報酬*を毎月後払いで支払います。

最初の10億米ドル	0.13%
次の250百万米ドル	0.12%
次の250百万米ドル	0.11%
その後	0.10%

* かかる報酬は、ユニット保有者へ3カ月前までに書面にて通知することで、年に最大で0.25%まで増額することが出来ます。

(e) 受託者報酬

本信託は本受託者に、本信託の日々の平均純資産の年0.05%の、毎日発生する受託者報酬*を毎月後払いで支払います。

* かかる報酬は、ユニット保有者へ3カ月前までに書面にて通知することで、年に最大で0.15%まで増額することが出来ます。

(f) 銀行預金残高

本受託者の関連当事者が保有する本信託の銀行預金残高は、以下の通りです。

	2015年 6月30日現在	2014年 6月30日現在
	米ドル	米ドル
銀行預金残高	21,118,077	38,519,218

9. その他の費用

(a) 指数ライセンス報酬

指数ライセンス報酬は、本基礎指数の本指数提供者に支払われています。指数ライセンス報酬は、最低年184,000米ドル(2014年：年184,000米ドル)を条件として、本信託の日々の平均純資産価額に基づき最大年0.0175%(2014年：年0.0175%)の評価割合で計算されています。指数ライセンス報酬は毎日発生し、四半期ごとに後払いで支払われま

(b) 手続処理代理人報酬

手続処理代理人報酬は、香港コンバージョン・エージェンシー・サービシーズ・リミテッド(Hong Kong Conversion Agency Services Limited)に支払われています。手続処理代理人は、ユニットの設定時におけるCCASSへのユニットの預託及び償還時におけるCCASSからのユニットの引き出しの円滑化を含め、認定参加者によるユニットの設定及び償還に関連する特定の業務を香港中央結算有限公司(Hong Kong Securities Clearing Company Limited)を通じて実施しています。

さらに毎月5,000香港ドルの顧問料報酬も本信託に課されています。

10. 金融リスクの管理

(a) 金融商品を利用する際の戦略

本信託の投資目的は、本基礎指数の総利回りに緊密に相関する投資成績の、手数料及び経費差引前での提供を追求することです。本基礎指数は、本指数提供者により決定され、構成されています。本基礎指数は、アジアの政府、アジアの準政府機関又は国際金融機関により発行された又は保証された、本基礎指数のその時点の構成証券であるアジア通貨建ての債務証券の投資利回りの指標であり、それぞれの場合において本指数提供者により定められた通りとなっています。

すべての金融資産及び負債は、投資対象及びデリバティブ金融商品を除き貸付金及び未収金に分類されています。投資対象及びデリバティブ金融商品は、損益を通じた公正価値による金融資産に分類されています。

本信託は、市場価格リスク、金利リスク、信用リスク、流動性リスク、通貨リスク及び新興市場リスク等のリスクにさらされています。

これらのリスク及びこれらのリスクを管理するために本信託により採用されているリスク及び個々のリスクの管理方針は、以下で議論されています。

(b) 市場価格リスク

市場価格リスクとは、市場価格の変化の結果として、市場価格の変化が個別の商品に特有の要因であるとうと市場の商品すべてに影響を及ぼす要因であるとうと、金融商品の価額が変動するリスクです。

本信託の固定金利証券は、証券の将来の価格に関する不確実性から生じる市場価格リスクに敏感です。本信託の市場価格リスクは、投資ポートフォリオの分散化を通じて管理されています。年度末時点において、全市場でリスクにさらされている金額は以下の通りです。

投資対象： - 負債証券	2015年			2014年		
	公正価値	取得価格	純資産に 対する比率	公正価値	取得価格	純資産に 対する比率
	米ドル	米ドル	%	米ドル	米ドル	%
	3,151,668,101	3,209,856,349	99.84	3,027,242,661	2,948,245,547	99.31
	3,151,668,101	3,209,856,349	99.84	3,027,242,661	2,948,245,547	99.31

市場でリスクにさらされている額

下の表は、本信託が保有するすべての金融資産及び負債を通じた根底にある市場リスクを織り込んだ、本信託が様々な市場に対して、市場でリスクにさらされている額を示しています。

	2015年 米ドル相当額	2014年 米ドル相当額
市場でリスクにさらされている額		
中国	628,722,154	615,063,945
香港	469,541,966	467,353,903
インドネシア	211,968,335	200,687,278
マレーシア	360,634,839	346,117,398
フィリピン	170,698,455	153,919,771
シンガポール	488,808,972	464,820,873
韓国	538,430,816	508,820,540
タイ	282,862,564	270,458,953
	3,151,668,101	3,027,242,661

2015年6月30日及び2014年6月30日時点における、本信託の純資産価額の10%を超える市場価額を有する単一の発行者により発行された投資対象は以下の通りです。

	2015年 比率(%)	2014年 比率(%)
香港政府	14.08	13.79
中国政府	18.11	18.03
韓国財務省	15.93	14.95
シンガポール政府	14.22	13.74
マレーシア政府	10.01	-

2015年6月30日に終了した年度中、本基礎指数は0.76%減少し(2014年：3.04%増加)、配当金を含む本信託の利回りは1.34%減少しています(2014年：2.58%増加)。

下の表は、償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産に対する、本信託がリスクにさらされている本基礎指数の上昇/下落の結果としての影響をまとめたものです。分析は、他のすべての変数が不変である場合に本基礎指数がそれぞれの比率で上昇/下落し、かつ本信託の投資対象は本基礎指数との過去の相関に従い変動したという仮定に基づいています。

	2015年		2014年	
	市場指数の 変動利率	影響	市場指数の 変動比率	影響
	(%)	米ドル	(%)	米ドル
	+ / -	+ / -	+ / -	+ / -
マークイット iBoxx ABFパン・アジア指数(米ドル建て)	6.00	189,100,086	7.00	211,906,986

仮定：本信託の設立以来、変動は本基礎指数の年率換算利回りに基づいており、本信託と本基礎指数の過去の相関性を考慮していますが、本基礎指数が非常に不安定であるという証拠が存在する場合、変更されます。

本投資マネージャーは、上記の市場感応度分析の中で利用するための変化を見積るために、それぞれの主要市場において何が「合理的な動き」であるかに関する自身の見解を用いています。

上記の開示は絶対ベースで示されており、変動及び影響はプラスかマイナスのいずれかになります。市場指数の変動比率は、市場の変動性及びその他の関連する要因に関する運用管理者の最新の見解に基づき毎年改定されています。

(c) 金利リスク

金利リスクとは、金融商品の価額が市場の金利の変化によって変動するリスクのことです。通常、金利リスクは短期投資では低く、長期投資では高くなります。

本信託の金融資産及び負債の大部分には利子が付いています。したがって、本信託は市場金利の実勢レベルの変動による多大なリスクにさらされています。いかなる過剰な現金及び現金同等物も短期市場金利にて運用されています。

下の表は、本信託の金利リスクにさらされている金額をまとめたものです。これには、契約上の金利改定の早さ又は満期日より分類された、本信託の公正価値による資産及び負債が含まれています。

2015年6月30日現在

	1年まで 米ドル	1～5年 米ドル	5年超 米ドル	利子なし 米ドル	合計 米ドル
資 産					
投資対象	180,815,881	1,304,166,030	1,666,686,190	-	3,151,668,101
銀行預金	21,118,077	-	-	-	21,118,077
ブローカーから受け 取るべき金額	-	-	-	15,096,590	15,096,590
資産合計	201,933,958	1,304,166,030	1,666,686,190	15,096,590	3,187,882,768
負 債					
ブローカーに支払う べき金額	-	-	-	26,170,651	26,170,651
その他の負債	-	-	-	5,070,693	5,070,693
償還可能ユニットの 保有者に帰属する純 資産	-	-	-	3,156,641,424	3,156,641,424
負債合計	-	-	-	3,187,882,768	3,187,882,768
金利感応度ギャップ 合計	201,933,958	1,304,166,030	1,666,686,190		

2014年6月30日現在

	1年まで 米ドル	1～5年 米ドル	5年超 米ドル	利子なし 米ドル	合計 米ドル
資 産					
投資対象	91,153,748	1,371,822,563	1,564,266,350	-	3,027,242,661
銀行預金	38,519,218	-	-	-	38,519,218
ブローカーから受け 取るべき金額	-	-	-	26,816,708	26,816,708
資産合計	129,672,966	1,371,822,563	1,564,266,350	26,816,708	3,092,578,587
負 債					
ブローカーに支払う べき金額	-	-	-	39,602,468	39,602,468
本マネジャーに支払 うべき金額	-	-	-	407,298	407,298
その他の負債	-	-	-	4,182,655	4,182,655
償還可能ユニットの 保有者に帰属する純 資産	-	-	-	3,048,386,166	3,048,386,166
負債合計	-	-	-	3,092,578,587	3,092,578,587
金利感応度ギャップ 合計	129,672,966	1,371,822,563	1,564,266,350		

2015年6月30日現在、金利が50ベースポイント(2014年：50ベースポイント)下落/上昇し、残りのその他の変数すべてが不変であった場合、当年の償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産の増加/減少が、負債証券の市場価額の増加/減少から実質的に生じ、それぞれ、約90,899,095米ドル及び95,406,522米ドル(2014年：87,085,551米ドル及び84,475,979米ドル)となります。

仮定：変動は過去の金利変動に基づいていますが、金利が非常に不安定であるという証拠が存在する場合、変更されます。

本マネージャーは、市場エクスポージャー及びデュレーション・リスクを基に、本信託が本基礎指数の動きを効果的に再現できるようにすることで、利回り曲線を上回るよう投資ポートフォリオを管理しています。

(d) 信用及び取引相手リスク

信用及び取引相手リスクとは、発行者又は取引相手が支払額を期限内に全額支払うことができない又は支払おうとしないリスクです。

有価証券におけるすべての取引は、認可されたブローカーを利用して受け渡し時に決済/支払いがなされます。売却された証券の受け渡しは、ブローカーが支払金を受け取った場合のみに行われるため、取引債務不履行のリスクは最小であると考えられています。支払いは、ブローカーが証券を受け取った際の購入時に行われます。いずれかの当事者がその債務を履行しなかった場合、取引は不成立となります。

本信託の取引相手リスクの集中に潜在的にさらされている金融資産は主として銀行預金及びカストディアンが保有する資産で構成されています。

下の表は、2015年及び2014年6月30日現在の銀行及びカストディアンに預託されている資産をまとめたものです。

2015年6月30日現在

	米ドル	信用格付け	信用格付けの出所
カストディアン及び銀行			
香港上海銀行(The Hongkong & Shanghai Banking Corporation Limited)	3,172,786,178	Aa2	ムーディーズ

2014年6月30日現在

	米ドル	信用格付け	信用格付けの出所
カストディアン及び銀行			
香港上海銀行(The Hongkong & Shanghai Banking Corporation Limited)	3,065,761,879	Aa2	ムーディーズ

下の表は、マークイット iBoxxから供給されスタンダード・アンド・プアーズにより補完される(開示目的のためにマークイット iBoxxの信用格付けに変換される)信用格付けごとに投資ポートフォリオを分類したものです。

格付け区分別ポートフォリオ

格付け(マークイット iBoxx)	2015年 投資対象に 対する比率(%)	2014年 投資対象に 対する比率(%)
AAA	28	19
AA	20	46
A	28	18
BBB	14	15
BB	7	-
格付けなし	3	2
合計	100	100

本マネージャーは、発行者の特性及び発行者の債務不履行率に関する過去の情報を基に、投資対象の信用の質を評価しています。

2015年及び2014年6月30日時点において、信用及び取引相手リスクにさらされている最大値は、下記で示される通りの金融資産の帳簿価格です。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
投資対象	3,151,668,101	3,027,242,661
ブローカーから受け取るべき金額	15,096,590	26,816,708
銀行預金	21,118,077	38,519,218
	3,187,882,768	3,092,578,587

これらの資産は、いずれも減損しておらず、かつ、減損せずに期限を経過しているものにも当たりません。

本マネージャーは、本信託の有価証券の大半の取引及び契約上の義務を履行するための活動について、高格付けを取得し、さらに本マネージャーが安定した地位にあるとみなしているブローカー・ディーラー、銀行及び規制を受けた取引所を相手にすることにより、取引相手リスクにさらされることを制限しています。

(e) 流動性リスク

流動性リスクとは、本信託が、償還の請求を含む負債の返済で困難に直面し、又は高い費用が発生するリスクです。

本信託は本信託のユニットの日々の償還リスクにさらされています。本マネージャーは本信託の資産の大半を、容易に処分することのできる活発な市場で取引されている投資対象に投資しています。

下の表は、本信託の非デリバティブ金融負債を、年度末時点における契約上の満期日までの残りの期間に基づき、関連する満期でグルーピングして分析したものです。表中の金額は、契約上の割引前キャッシュ・フローです。割引の影響はわずかであるため、12カ月以内に期日を迎える残高はその帳簿残高と等しくなっています。

	1カ月未満 米ドル	1～3カ月未満 米ドル	3カ月以上 米ドル
2015年6月30日現在			
ブローカーに支払うべき金額	26,170,651	-	-
未払監査報酬	-	47,336	-
未払受託者報酬	-	261,910	-
未払マネジメント報酬	-	586,559	-
未払指数ライセンス報酬	-	173,561	-
その他の未払金	19,786	49,759	3,931,782
償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産	3,156,641,424	-	-
契約上のキャッシュ・アウトフロー	3,182,831,861	1,119,125	3,931,782
2014年6月30日現在			
ブローカーに支払うべき金額	39,602,468	-	-
本マネジャーに支払うべき金額	-	407,298	-
未払監査報酬	-	32,012	-
未払受託者報酬	-	128,934	-
未払マネジメント報酬	-	289,716	-
未払指数ライセンス報酬	-	90,136	-
その他の未払金	57,862	20,380	3,563,615
償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産	3,048,386,166	-	-
契約上のキャッシュ・アウトフロー	3,088,046,496	968,476	3,563,615

本ユニットは、保有者の選択による請求に基づき償還されます。しかし、保有者は、通常、自分のユニットを中長期間保有するため、本受託者及び本マネジャーは、上記の表で開示された契約上の満期は実際のキャッシュ・アウトフローを表していないと予想しています。2015年及び2014年6月30日時点において、本信託のユニットの10%を超えて保有しているユニット保有者は2名でした。

本信託は、1カ月以内に流動化することができると思われる投資対象に投資することによりその流動性リスクを管理しています。下の表は保有する資産の流動性を見込みを示しています。

	1カ月未満 米ドル	1～12カ月 米ドル
2015年6月30日現在		
資産合計	3,187,882,768	-
2014年6月30日現在		
資産合計	3,092,578,587	-

(f) 通貨リスク

通貨リスクとは、為替レートの変化により金融商品の価額が変動するリスクです。

本信託は、機能通貨である米ドル以外の通貨建ての資産及び負債を保有しています。したがって、本信託は通貨リスクにさらされており、それは為替レートの変化の結果、その他の通貨建ての資産及び負債の価額が変動するためです。本信託は積極的にはヘッジ活動を行っていませんが、本マネージャーは、ユニットの設定及び償還の決済、並びに祝日で市場が閉まる前にポートフォリオのバランスを整え通貨リスクに対する本信託のエクスポージャーをカバーするなどその他の運用上の用途に関連して、為替レートの変動をヘッジするために適宜スポット及び先物為替予約を締結する可能性があります。

下の表は、本信託の通貨リスクにさらされている金額をまとめたものです。

	2015年 米ドル相当額	2014年 米ドル相当額
香港ドル	470,975,128	468,782,124
インドネシア・ルピア	211,824,183	201,004,628
マレーシア・リングgit	360,842,948	346,522,369
フィリピン・ペソ	171,071,612	154,467,785
人民元	632,088,938	633,500,568
シンガポール・ドル	488,986,001	465,409,025
韓国ウォン	537,859,791	508,572,727
タイ・バーツ	282,846,237	270,480,483

下の表は、本信託がリスクにさらされており、リスクにさらされている金額が上の表の通りになっている主要な為替レートの上昇/下落の結果、償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産に対する影響をまとめたものです。分析は、他の変数がすべて不変である場合に、為替レートがそれぞれの率で上昇/下落したという仮定(過去の為替変動に基づいていますが、為替が非常に不安定であるという証拠が存在する場合、変更されます。)に基づいています。

	2015年		2014年	
	変化 比率(%) + / -	影響 米ドル + / -	変化 比率(%) + / -	影響 米ドル + / -
香港ドル	1	4,709,751	1	4,687,821
インドネシア・ルピア	12	25,418,902	12	24,120,555
マレーシア・リングgit	10	36,084,295	10	34,652,237
フィリピン・ペソ	10	17,107,161	10	15,446,779
人民元	3	18,962,668	3	19,005,017
シンガポール・ドル	6	29,339,160	6	27,924,542
韓国ウォン	10	53,785,979	10	50,857,273
タイ・バーツ	10	28,284,624	10	27,048,048

(g) 新興市場リスク

本信託は、新興市場であるとみなされている特定のアジアの債券市場に投資しています。これらの市場は、こうした新興市場への外国からの投資に関連する特有のリスクにさらされています。これには、以下が含まれますが、これらに限定されるものではありません。一般的に証券市場の効率性が低いこと、一般的に価格の変動性が高いこと、為替レートの変動及び為替管理、資金又はその他の資産の国外への持ち出しに対して制限が課されること、発行者に関する入手可能な公開情報が少ないこと、課税、取引及び保管コストが高いこと、決済の遅れ及び紛失のリスク、契約履行の困難、証券市場の規制が甘いこと、時価総額が小さいこと、会計基準及び開示基準が異なること、政府による介入、市場閉鎖リスクが高いこと、資産の没収リスク、高度インフレ、社会的、経済的及び政治的な不確実性。

本信託は、アジアの幅広い国の通貨の債券指数である、本基礎指数の動きを追跡するように設計されています。したがって、本信託の中で新興市場リスクにさらされている程度は、本基礎指数と実質的に同じになります。インデックスファンドのため、本マネージャーは、市場のウェイト及びデュレーションのような本信託の主要な特徴を本基礎指数の特徴にきっちりと合わせることを確実にすることにより、本信託の新興市場リスクにさらされている状況を管理しています。

(h) キャピタル・リスク管理

本信託の資本は、償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産により表されます。本信託は、償還可能ユニットの保有者の裁量による日々の申込み及び償還の対象となるため、償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産の額は、日次ベースで大きく変動する可能性があります。資本管理における本信託の目的は、償還可能ユニットの保有者に対するリターン及びその他の利害関係者に対する利益を提供し、並びに本信託の投資活動の発展を支える強固な資本基盤を維持するために、継続事業体としての本信託の存続力を守ることです。

資本構成を維持又は調整するための、本信託の方針は、以下を実施することです。

- 流動資産に関連する日々の申込み及び償還のレベルを監視すること、並びに
- 本信託の信託証書及び補足証書に従いユニットを償還及び発行すること。

本受託者及び本マネージャーは、償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産の価値ベースで資本を監視しています。

(i) 公正価値の見積り

活発な市場で取引される金融資産及び金融負債の公正価値は、年度末日の取引終了時の取引相場価格に基づきます。本信託が保有する金融資産に用いられる取引相場価格は現在の買呼値です。

相場価格が、為替、ディーラー、ブローカー、業界団体、価格提供者又は規制機関から容易にかつ定期的に利用可能で、それらの価格が実際の、かつ定期的に発生する独立当事者の立場での市場取引を象徴している場合、金融商品は活発な市場で取引されているとみなされます。

貸倒引当金控除後の他の債権及び未払金の帳簿価格は、それらの公正価値に近似すると仮定されます。開示のための金融負債の公正価値は、将来の約定キャッシュ・フローを、類似の金融商品について本信託が利用可能な現在の市場利率で割り引くことにより見積られます。

IFRS 13は本信託が、測定を行う際に使用されるインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値測定を分類することを要求しています。公正価値ヒエラルキーは次のレベルを有します。

- 同一の資産又は負債に関する活発な市場での相場価格(調整なし)(レベル1)。
- 資産又は負債に関して、直接的(すなわち、価格)又は間接的(すなわち、価格から算出される金額)に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット(レベル2)。
- 観察可能な市場データに基づかない、資産又は負債のインプット(すなわち、観察不能なインプット)(レベル3)。

公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体として公正価値測定に重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定されます。このため、インプットの重要性は全体として公正価値測定に対して評価されません。公正価値測定が、観察不能なインプットに基づく重要な調整を要する観察可能なインプットを使用する場合、その測定はレベル3測定です。全体の公正価値測定に対する特定のインプットの重要性を評価するには、その資産又は負債に特有の要因について考慮しつつ判断することが求められます。

何が「観察可能」を構成するのかの決定には、本信託による重要な判断が求められます。本信託は、観察可能なデータとは、すぐに利用可能で、定期的に配信又は更新され、信頼できるものでかつ検証可能なものであり、独占的なものではなく、そして、関連市場において活発に關与する独立した情報源により提供される市場データであると考えています。

下の表は、2015年及び2014年6月30日現在の公正価値で測定される本信託の投資対象(クラス別)を公正価値ヒエラルキー内で分析したものです。

2015年6月30日現在	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	残高合計 米ドル
投資対象				
- 負債証券	-	3,151,668,101	-	3,151,668,101
	-	3,151,668,101	-	3,151,668,101
2014年6月30日現在	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	残高合計 米ドル
投資対象				
- 負債証券	-	3,027,242,661	-	3,027,242,661
	-	3,027,242,661	-	3,027,242,661

その価値が活発な市場における取引相場価格に基づく投資対象は、レベル1に分類されます。2015年及び2014年6月30日現在、本信託はレベル1に分類される投資対象を保有していませんでした。

市場で取引をするが、取引相場価格、ディーラーの提示する価格又は観察可能なインプットによって支持される代替的な価格決定の情報源に基づいて評価される金融商品は、レベル2に分類されます。2015年及び2014年6月30日現在、本信託はレベル2に分類される負債証券である投資対象を保有しています。

レベル3に分類される投資対象は、あまり取引がなされないため、重大な、観察不能なインプットを有します。2015年及び2014年6月30日現在、本信託はレベル3に分類される投資対象を保有していませんでした。

2015年及び2014年6月30日に終了した年度中において、レベル間の振替は行われませんでした。

純資産計算書に記載される資産及び負債は、投資対象を除いて、償却原価で計上され、その簿価は公正価値の合理的な近似値です。

11. ソフト・ダラー慣行

本マネージャーは、かかる取引が「最良執行」の基準と一致しているということを条件に、本信託の負担により、本マネージャー又はその関係者の誰かが契約を締結している他者の仲介により取引を実施する場合があります。契約に基づき、その当事者は、本マネージャー又はその関係者の誰かに、そうした提供が本信託全般に恩恵をもたらすと合理的に期待され、かつ本信託の運用実績の向上に貢献する可能性がある性質の、物品、サービス又はその他の便益(調査及び投資顧問業務、専門的なソフトウェア又は調査業務に関連したコンピューター・ハードウェア並びに実績測定等)を適宜提供したり、又は調達したりします。疑義を回避するために付言すると、かかる物品及びサービスに、旅行、宿泊、娯楽、一般的な管理品若しくはサービス、一般的な事務用備品若しくは事務所、会費、従業員の給与又は直接的な現金の支払いを含めることはできません。

本信託の設立以来、本マネージャーは、いかなる取引に関しても本信託の負担でソフト・ダラー契約に関与したことはありません。

12. 分配

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
中間分配		
- 2015年2月4日付けで25,542,474口に対し1.89米ドルの支払い	48,275,276	-
- 2014年2月6日付けで25,387,230口に対し2.04米ドルの支払い	-	51,789,949
		<hr/>
最終分配		
- 2014年8月5日付けで24,594,240口に対し2.09米ドルの支払い	51,401,961	-
- 2013年8月5日付けで27,747,780口に対し1.77米ドルの支払い	-	49,113,571
分配総額	<hr/> 99,677,237	<hr/> 100,903,520

13. セグメント情報

本マネージャーは本信託のために戦略的資源の分配をしています。本信託は、本マネージャーにより吟味された報告書に基づき事業セグメントを決定し、そしてその報告書は戦略決定をするために用いられます。

本マネージャーは、本信託のポートフォリオ全体に対して責任があり、そのビジネスは単一の事業セグメントを有していると考えています。本マネージャーの資産分配決定は、単一かつ統合投資戦略に基づいており、本信託のパフォーマンスは総合的に評価されます。

本信託の投資目的は、手数料及び経費差引前において、マークイット iBoxx ABF パン・アジア指数の総利回りに対応した投資成績の提供を追求することです。

本信託の資産、負債及びパフォーマンスに関して本マネージャーに提供される内部報告は、常にIFRSの測定及び認識の原則に基づいて作成されます。

2015年及び2014年6月30日に終了した年度中に報告セグメントの変更はありませんでした。

本信託のすべての活動は、アジア太平洋地域で主として行われた投資活動の単一のビジネスです。本信託の収益は、アジア太平洋地域の組織が発行した負債証券への投資から生じるものです。

本信託は非流動資産に分類される資産を有していません。本信託は多様な投資ポートフォリオを有しています。2015年6月30日に終了した年度中、本信託の収益の10%超を占める投資対象はありませんでした(2014年：なし)。本信託の純資産の10%超を占める単一の発行体により発行される投資対象の保有については注記10を参照してください。

本信託はまた、多様化したユニット保有人口を有します。2015年6月30日現在、本信託のユニットの10%超を保有するユニット保有者が2名おり、本信託のノミニー口座保有者でした(2014年：2名)。2名の本信託のノミニー口座保有者は、2015年6月30日現在、本信託のユニットの73%および18%を保有していました(2014年：73%および18%)。

14. 補足的比率

	2015年	2014年
経費率 ¹	0.19%	0.18%
回転率 ²	18.35%	23.51%

注 記

- 1 経費率はシンガポール投資管理協会(Investment Management Association of Singapore)により規定されたガイドラインに基づき計算されています。会計年度末の経費率の計算は、当期の5,852,171米ドル(2014年:5,646,205米ドル)の運用費用総額を3,104,129,510米ドル(2014年:3,152,726,285米ドル)の平均純資産価額で割ったものに基づいています。運用費用総額は、(適用される場合には)ブローカーへの手数料並びにその他の取引コスト、パフォーマンス報酬、支払利息費用、ユニット保有者へ支払われる分配金、外国為替差益/差損、他のファンドの購入又は売却から生じた販売手数料又は解約手数料及び源泉徴収税又は受取収益から生じる税金を含みません。本信託はいかなるパフォーマンス報酬も支払いません。平均純資産価額は日々の残高に基づいています。
- 2 ポートフォリオ回転率は、集団投資スキーム規約に記述された公式に従って計算されています。ポートフォリオ回転率の計算は、購入又は売却の総価値の低い額に基づいており、569,631,923米ドルの投資対象の売却(2014年:741,129,571米ドルの購入)を、日々の平均純資産価額3,104,129,510米ドル(2014年:3,152,726,285米ドル)で割ったものです。2012年6月にシンガポール勅許会計士協会(Institute of Singapore Chartered Accountants)により発行された推奨会計実務7「ユニット・トラストのための報告の枠組み」に沿うよう、当期の購入又は売却の総価値はブローカーへの手数料及びその他の取引コストを含みません。

15. 年度末日後に発生した事象

年度末の後2015年7月14日に、本信託はユニット1口当たりにつき1.67米ドルの配当金分配を発表しました。配当金は2015年8月4日に支払われました。2015年6月30日付けの償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産は、上述の未払分配配当金を計上していません。

16. 財務書類の承認

本財務書類は2015年9月25日付けで本受託者及び本マネージャーにより承認されました。

(3) 【投資有価証券明細表等】

上記「第1 ファンドの状況 5 運用状況 (2) 投資資産 投資有価証券の主要銘柄」を参照してください。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2015年6月30日現在)	
資産総額	3,187,882,768米ドル (392,842,793,501円)
負債総額	31,241,344米ドル (3,849,870,821円)
調整額	0米ドル (0円)
純資産総額(- +)	3,156,641,424米ドル (388,992,922,680円)
発行済数量	26,573,264口
1単位当たり純資産額(/)	118.79米ドル (14,638円)

注：これらの数値は、本信託の2015年度アニュアル・レポートから引用しております。より詳細な情報については、本信託の2015年度アニュアル・レポートを参照してください。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 本受益証券の名義書換

本ユニットは、香港のCCASS上で受入、預託、清算及び決済が行われます。本ユニットは、ブックエントリー方式で保持されます。つまり、本ユニットの証書は発行されません。ホンコン・セキュリティーズ・クリアリング・カンパニー・リミテッドは、本信託のすべての発行済本ユニットの登録所有者(つまり、記録上の唯一の受益者)となり、したがって、あらゆる目的に関してすべての本ユニットの法的所有者として認知されることになります。

日本では、株式会社証券保管振替機構(以下「JASDEC」といいます。)又はそのノミニーが指定する、受益者のための外国信託証券についての管理事項は、証券についての管理事項を管轄する機関及び分配金支払取扱銀行として指名された三菱UFJ信託銀行株式会社がJASDECの規則に従って管理します。

日本の金融商品の取引所で上場及び取引されているすべての本ユニットは、仲介者経由又はその他の形で、香港のCCASSにJASDECが維持する口座に預託されなければなりません。同じ取引証券会社の日本における顧客の間の決済は、それらの各外国証券取引口座間の振替により行われ、異なった取引証券会社の顧客の間の決済は各取引証券会社が決済会社に開設している口座間の振替によって行われます。結果として、かかる名義書換はJASDECが香港でCCASS口座に保管している本ユニットの数に変化を引き起こすことはありません。しかしながら、日本の外に本ユニットが移転される場合、JASDECが香港のCCASS口座に保有する本ユニットの数に変化を引き起こす可能性があります。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

- () 受益者名簿は、本受託者が随時本マネージャーの事前承認を得て決定する時期及び期間に閉鎖することができます。ただし、受益者名簿は1年間のうち合計して30営業日を超えて閉鎖されないものとします。
- () 本受託者は該当する本基準日における本信託の受益者の間で分配を行います。上記「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (4) 分配方針」を参照してください。

(3) 受益者総会

- () 本受託者、本マネージャー又は監督委員会は、それぞれ、何時にても受益者の集会を招集することができます(また本マネージャーは、当該時点において発行済本ユニットの10%以上を保有するものとして登録された受益者が書面で請求した場合には、そのように招集するものとします。)、かかる招集は、シンガポール(又は本受託者が決定するその他の場所)において、当該集会を招集する当事者が適切と考える日時及び場所において(後記の規定に従うことを前提とします。)行うことができ、以下の規定がかかる集会に適用されるものとします。
- () 本マネージャーは、かかる集会の通知を受領し、かかる集会に出席する権限を有するものとします。本受託者の取締役その他の適切に授権された役員及びその弁護士、本マネージャーの取締役、秘書役及び弁護士並びにこれらの者の代理権限を本マネージャーより与えられた者は、かかる集会において出席及び発言することができます。監督委員会の委員も、かかる集会の通知を受領し、かかる集会において出席及び発言する権限を有するものとします。

- () すべての集会について、少なくとも21日(通知の送達日又は通知が送達されたとみなされる日及び通知がなされた日を除きます。)前の通知が、本信託証書に規定される方法で、受益者に対してなされるものとします。この通知は、集会の場所、日時及び当該集会で提案される予定である議案の内容を特定するものとします。本受託者により招集された集会を除き、集会通知の写しが本受託者に郵送されるものとします。いずれかの受益者に対する過誤による通知の発送漏れ又はいずれかの受益者による通知の不受領は、集会の手続きを無効としないものとします。この「第4外国投資信託受益証券事務の概要 (3) 受益者総会」の項目において、「受益者」とは、本マネージャーが本受託者の事前承認を得て定める基準日(本第()項の下における通知が送付される21日前から7日前までの期間とします。)に受益者であった者を意味します。ただし、集会の時点又はその他の関連する時点で受益者でないとして知られている者を除きます。集会が延期された場合、本第()項の下でなされる通知への言及は、当該延会について後記第()項の下でなされた通知への言及であるものとして、本第()項は適用されます(第()項に定める通知期間を除きます。)
- () 集会においては、当該時点で発行済本ユニットの10%を保有するものとして登録され、本人又は代理人が出席する1又は複数の受益者が、特別決議の採択を目的とする場合を除き、議事のための定足数を構成するものとします。特別決議を採択するための定足数は、発行済本ユニットの25%以上を保有するものとして登録され、本人又は代理人が出席する1又は複数の受益者とします。集会においては、議事開始時点で必要な定足数が出席しない限り、いかなる議事も行われぬものとします。「特別決議」は以下を意味します。
- (a) 本信託証書の別紙1に定められた規定に従って正式に招集及び開催された受益者集会で、自ら又は代理人により投票する資格を有する出席者の総投票数の75%以上の多数によって可決された決議。
- (b) 当該時期に発行済みであった本ユニット全体の75%以上の受益者により署名されたか、それを代表して署名された書面による決議。
- () 集会が受益者の要求により招集されたものである場合、集会指定時刻から30分以内に定足数が出席しないときは、集会は解散するものとします。それ以外の場合、集会は、その後15日以内ではなく議長が指定する日時及び場所に延期されるものとし、かかる延会においては本人又は代理人により出席する受益者(出席受益者の数又は出席受益者の保有する本ユニット数にかかわらず)が、議事(特別決議の採択を含みます。)のための定足数を構成するものとします。延期された受益者集会については、少なくとも7日前の通知が当初集会の場合と同じ方法でなされるものとし、かかる通知は、延会に出席する受益者が、その人数及び保有本ユニット数にかかわらず、定足数を構成すべき旨を記載するものとします。
- () 本受託者により書面で指名された者(受益者である必要はありません。)が集会の議長を務めるものとし、かかる者が指名されない場合又は指名された者が集会開催指定時刻後10分以内に出席しない場合、出席受益者は、その内から1名を議長に選任するものとします。
- () 議長は、定足数を満たした集会の承諾を得たときは、集会を任意の日時及び場所に延期することができ、また集会により指示されたときはそのように延期するものとするが、かかる延会では、延期の生じた集会において適法に行うことのできた議事を除き、いかなる議事も行われぬものとします。
- () 集会においては、当該集会の投票に付される決議(特別決議を含みますが、これに限りません。)その他の事項は、議長が指示する方法による投票で決定されるものとし、投票結果は当該集会の決議とみなします。

- () (個人の場合)本人若しくは代理人により出席した受益者又は(法人の場合)代表者の1人若しくは代理人により出席した受益者は、各自が保有する各本ユニットにつき1議決権を有するものとし、権限を有するすべての議決権について同様に議決権を行使する必要はありません。
- () 受益者は、集会に出席して、自己の本ユニットの一定数につき議決権を行使する複数の代理人を任命することができます。複数の議決権の行使を授権された代理人は、議決権を行使する場合、そのすべての議決権を行使する必要はなく、また行使するすべての議決権を同様に行使する必要もありません。
- () 受益者が香港法により認められた証券システム若しくは預託機関又はそのノミニーである場合、かかる受益者は、適切と考える1名又は複数の者に、受益者集会において代表者若しくは代理人を務める権限を付与することができます。ただし、複数の者が授権された場合、授権書類又は委任状は、受託者が承認する様式によるものとし、かかる公認決済機関又はそのノミニーを代理して、かかる者が本ユニットの個人保有者であるかのようにして、決済機関又はそのノミニーが行使できる権利(挙手による議決権を含みます。)を行使できる本ユニットの口数を記載するものとします。
- () 共有受益者の場合、本人によるか代理人によるかを問わず、議決権行使を申し出た優先順位の高い受益者の議決権行使が、その他の共有受益者による議決権行使を排除して、受諾されるものとし、この目的上、優先順位は、受益者名簿における氏名の記載順により、又は共有署名人若しくは(複数の場合)各共有署名人が書面で授権した共有受益者のうちのその他の者により、決定されるものとし、本ユニットの共有の受益者についての「共有署名人」は以下を意味します。
- (a) 最初の本ユニット申請時に、共有保有者のそれぞれが署名した本受託者宛の書面で指定され、又はその後、共有保有者のそれぞれが、若しくは直前に共有署名人であった保有者若しくは(複数であれば)各保有者が署名した本登録機関宛の書面による通知で指定されている、1名又は複数の共有保有者、又は
- (b) そのように指定された共有署名人がいなかったか、又は共有署名人若しくは(複数であれば)各共有署名人が故人若しくは無能力者である場合、共有保有者のいずれか1名。
- () 代理人を任命する証書は、任命者又は適式に書面で授権された任命者の代理人の署名がある書面によるものとし、また任命者が法人の場合には社印又は書面で授権された役員若しくは代理人の署名がある書面によるものとし、代理人に任命される者は受益者である必要はありません。
- () 代理人を任命する証書及び委任状若しくは署名を基礎づけるその他の授権書類(もしあれば)又はかかる委任状若しくは授権書類の公証謄本は、当該集会の招集通知中において本受託者により若しくは本受託者の事前承認を得て本マネージャーにより指示された場所に、又はかかる場所が指定されない場合には本登録機関の登録上の事務所に、当該証書中で指名された者が議決権行使を申し出る投票の実施指定時刻の48時間以上前に預託されるものとし、この預託がない場合には代理人証書は有効なものとは扱われないものとし、代理人を任命する証書は、その作成日として記載された日から12カ月経過後は無効とします。
- () 代理人証書は、本信託証書記載の様式又は本受託者が承認するその他の様式によることができます。

- () 代理人証書の条件に従いなされた議決権行使は、それ以前に生じた本人の死亡若しくは心神喪失、委任状若しくは委任状の署名を基礎づける委任状その他の授権書類の取消、又は委任状が交付された本ユニットの譲渡にかかわらず、有効であるものとします。ただし、当該委任状が使用される集会又はその延会の開始までに、かかる死亡、心神喪失、取消又は譲渡に関する書面による通告が、委任状預託場所又はかかる場所が指定されていない場合には本登録機関の登録上の事務所において受け取られていないことを条件とします。
- () 法人である受益者は、その取締役会その他の統治機関の決議により、何人に対しても受益者集会において代表者を務めることを授権することができ、かかる授権を受けた者は、当該集会において、当該法人が個人受益者であるかのように法人が行使できるものと同一の権能を当該法人を代理して行使する権限を有するものとします。
- () すべての集会のすべての決議及び議事の議事録が作成されるものとし、かかる議事録は、本信託の費用負担で本受託者により又は本受託者を代理してかかる目的で随時作成される議事録簿に適式に編入されるものとします。上記の議事録は、当該集会の議長により署名されるものとされている場合、その記載事項について確定的な証拠であるものとします。反対の証明がなされない限り、その議事について議事録が作成されているかかるすべての集会は適式に招集及び開催され、そこで決議されたすべての議決は適式に決議されたものとみなされるものとします。
- () 普通決議及び特別決議は、当該集会への出席の有無にかかわらず、すべての受益者を拘束するものとし、各受益者、本受託者及び本マネージャーは、本信託証書に含まれる補償に関する規定の適用を受けることを前提として、当該特別決議をその内容通り実行する義務を負うものとします。ただし、本信託証書に記載される評価規定には、本受託者及び本マネージャーの事前の書面による承諾なしに、いかなる改定もなされないものとします。「決議」は以下を意味します。
- (a) 本信託証書の別紙1に定められた規定に従って正式に招集及び開催された保有者の会議で、自ら又は代理人を通じて投票する資格を有する出席者の総投票数の過半数によって可決された決議、又は
- (b) 当該時期に発行済みであった本ユニット全体の50%超の保有者により署名され、又はそれを代表して署名された書面による決議。

本マネージャー、本受託者、本マネージャーが任命する投資顧問又はそれらの関係者は、自己が著しい利害関係を有する、企図された取引に関する会議において、受益者として保有する本ユニットをもって投票すること、又は定足数に数えられることが禁止されます。

本信託証書は、受益者が特別決議によって行使可能な以下の権限を有することを規定しています。

- ・ 本信託証書に定められた規定の修正又は変更に同意する権限、
- ・ 運用報酬及び信託報酬の上限を引き上げる権限、
- ・ 他の種類の報酬を許可する権限、
- ・ 本信託を終了させる権限、又は
- ・ シンガポール証券先物法の第295条に従って本マネージャーを解任する権限。

(4) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(5) 受益者に対する譲渡制限

すべての受益者は、保有する本ユニット(譲渡不能なCPF資金(シンガポール中央積立基金(Central Provident Fund)の参加者の中央積立基金口座若しくは中央積立基金投資口座からの資金)又はSRS資金(投資家の退職補完制度(Supplementary Retirement Scheme)口座からの資金)により購入された本ユニットを除きます。)を、通常の様式又は本受託者が随時承認するその他の様式による書面証書により譲渡する権限を有するものとします。ただし、

- ・ いかなる譲渡も、その登録の結果として譲渡人又は譲受人が本マネージャーによりその時点において定められる本ユニットの口数(目論見書に記載されることにより又は受益者に対する事前の書面通知により定められた、本受託者が要求する本ユニットの口数(もしあれば)とするものとします。)を下回る受益者となる場合、登録されないものとします。
- ・ ある受益者の保有する本ユニットのすべてが譲渡されない限り、本ユニットは、本マネージャーがその時点において定める本ユニットの口数(目論見書に記載されることにより又は受益者に対する事前の書面通知により定められた、本受託者が要求する本ユニットの口数(もしあれば)とするものとします。)の整数倍に限り、譲渡することができるものとします。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額等

2014年12月31日現在

資本金の額	1,360,000シンガポール・ドル (117,912,000円)
発行する株式の総数	該当なし
発行済株式総数	1株1シンガポール・ドルの普通株式 1,360,000株

(2) 会社の機構

取締役会

本マネージャーの業務の管理は、取締役に委ねられています。定款(以下「本定款」といいます。)により明示的に付与される権限等に加え、取締役は、本マネージャーが行使しうる権限又は行いうる行為のうち、総会で、本マネージャーにより行使し又は行うことが明示に指示又は要求されていない、すべての権限を行使し、すべての行為等を行うことができます。かかる場合、シンガポール会社法及び本定款の規定並びに総会で本マネージャーが随時定める規制に従うものとしませんが、当該規制の制定は、当該規制が定められなければ有効であった、取締役の事前の行為を無効にするものではありません。ただし、取締役は、提案が総会で本マネージャーにより承認されない限り、本マネージャーの事業又は財産の全部又は実質的に全部の処分の提案を実施しないものとしします。

取締役は、業務の処理のために参集し、解散し、又はその他自己が適切と考えるところに従い会議を運営することができます。本定款の規定に従って、会議で発生する問題は、過半数の投票で決議することができ、票が同数の場合は、会議の議長が2度目の投票又は決定投票を行うものとしします。取締役はいつでも取締役会を招集することができます。また取締役の要求に応じて秘書役はいつでも招集するものとししますが、その時点においてシンガポールに不在である取締役に対する取締役会の通知は必要ありません。取締役の業務の取引に必要な定足数は、取締役が決定することができ、決定しない場合は2名としします。定足数を充たす取締役会は、取締役がその時点において行使することができるすべての権限及び裁量を行使する資格があります。

シンガポール会社法の規定に従って、取締役(すべて自然人としします。)の数は、2名未満となってはならず、総会で別途定めない限り、7名を超過してはなりません。総会で本マネージャーが別途決定しない限り、また決定するまでは、取締役は総会の構成員であることを要せず、持株資格を有することを要求されないものの、総会に参加し意見を述べる権利を有します。

取締役は、一時的な欠員を補充するため、又は追加的な取締役とするために、いつでも、また随時、いずれかの者を取締役に任命する権限を有するものの、取締役の合計人数が、その当時の取締役が定めた、定款に従った人数の上限を超過しないものとしします。本定款の規定又は本マネージャー及び当該取締役との合意にかかわらず、本マネージャーは、通常決議で任期満了前に取締役を解任することができ、解任された取締役の後任として、別の者を任命することができます。

株 主

本マネージャーの支払済みの発行済株式資本は、1,360,000シンガポール・ドルであり、1株1シンガポール・ドルの普通株式1,360,000株から構成されます。

シンガポール会社法の規定に従い、本マネージャーは、当該年度の他の会議に加え、毎年、年次総会として総会を開催し、本マネージャーの年次総会の日から次回の日との間は、15カ月間を超過しないものとします。年次総会を除くすべての総会は、臨時総会と呼びます。総会の時期及び場所は、取締役が決定します。取締役は、適切と考えるときはいつでも、臨時総会を招集することができ、シンガポール会社法に定める請求権者によってもまた臨時総会が招集されるものとします。

特別決議及び特別通知に関するシンガポール会社法の規定に従い、総会ごとに少なくとも14日前の書面による通知が行われるものとします。ただし、シンガポール会社法の求めるところに従い、()年次総会及び決議の場合、参加する権利のあるすべての構成員によって、並びに()臨時総会及び決議の場合、参加する権利のある構成員数又は構成員の過半数によって同意された場合は、それよりも短い通知がなされたとしても、当該総会は適切に招集されたものとみなされます。

定足数が充たされない限り、いかなる総会においても、問題は処理されないものとします。別途定める場合を除き、2名の構成員が定足数となりますが、本マネージャーの発行済資本の全部に対する持分を有する法人の場合は、当該法人を代表する1名をもって定足数とし、会議を構成するものとみなします。

(3) 投資運用の意思決定機構

ファンドの投資判断は、本マネージャーの投資チームにより行われます。投資チームは、定期的に月末に、指数の構成の変化及び新たな月の指数のエクスポージャーに伴いポートフォリオを見直すために必要な取引につき協議します。

1カ月の間に、投資チームは指数に対するポートフォリオのエクスポージャーの変化を監視し、ポートフォリオの調整の必要性の有無を判断します。同チームはまた、顧客から受けた引受又は償還の注文を反映するために、同月中に執行する必要のある取引につき判断します。

2【事業の内容及び営業の概況】

本マネージャーは、東南アジアにおいて新しいビジネスとサービス顧客を開拓するため、2000年に設立されました。本マネージャーは、ファンド運用についての資本市場業務許可を有しており、シンガポール通貨庁の監督下にあり、免除されたファイナンシャル・アドバイザーです。本マネージャーは、顧客に対し、幅広い投資戦略の配列及び革新的な投資解決法を提供します。さらに詳細な情報は、本マネージャーのホームページを参照してください。

<http://www.ssga.com/singapore/index.html>

本マネージャーは、下記のようなETF投資運用業に従事しています。

(2015年6月30日現在)

国	種 類	ファンド本数	純資産額	
			シンガポール・ドル/米ドル	円
シンガポール	株式投資信託	1	329,517,294シンガポール・ドル	28,569,149,390
アジア地域	債券投資信託*	1	3,156,687,627米ドル	388,998,616,275

注： これらの数値は、関連する為替トレードファンドの監査済みの財務書類に基づいております。

* 本信託を、債券投資信託と分類していますが、本信託の投資は債券に限定されるものではありません。

3【管理会社の経理状況】

- () 本書に記載された管理会社の日本語の財務書類(以下「日本語財務書類」といいます。)は、シンガポール財務報告基準に従って英文で作成された原文の財務書類(以下「原財務書類」といいます。)を翻訳したものです。この日本語財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項但書きの規定の適用によるものです。
- () 原財務書類はシンガポールにおける独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー(Ernst & Young LLP)によってシンガポールの監査基準に従い監査され、監査報告書を受領しています。
- () 管理会社の原財務書類はシンガポール・ドルで作成され表示されていますが、日本語財務書類には円換算額も併記されています。日本円への換算に適用した為替相場は、株式会社三菱東京UFJ銀行がシンガポール・ドルの対円直物電信為替売買取相場仲値として2015年11月17日に顧客に提示した相場：1シンガポール・ドル=86.70円です。
- () 上記円換算額は原財務書類に記載されておらず、上記()で述べた独立監査人による監査を受けていません。

(1)【貸借対照表】

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド

財政状態計算書(貸借対照表)

2014年12月31日現在の財政状態計算書(貸借対照表)

	注記	2014年度		2013年度	
		千シンガポール・ ドル	千円	千シンガポ ール・ドル	千円
固定資産					
有形固定資産	8	11	954	71	6,156
前払、預金及びその他 受取債権	10	13	1,127	28	2,428
		<u>24</u>	<u>2,081</u>	<u>99</u>	<u>8,583</u>
流動資産					
受取債権	9	2,446	212,068	2,635	228,455
前払、預金及びその他 受取債権	10	65	5,636	97	8,410
現金及び預金	12	22,235	1,927,775	20,042	1,737,641
		<u>24,746</u>	<u>2,145,478</u>	<u>22,774</u>	<u>1,974,506</u>
流動負債					
その他未払及び発生債 務	13	2,699	234,003	2,367	205,219
兄弟会社に対する債務	11	163	14,132	1,211	104,994
未払税金債務		531	46,038	870	75,429
		<u>3,393</u>	<u>294,173</u>	<u>4,448</u>	<u>385,642</u>
正味流動資産		21,353	1,851,305	18,326	1,588,864
正味資産		<u>21,377</u>	<u>1,853,386</u>	<u>18,425</u>	<u>1,597,448</u>
本マネージャーの株主 に帰属する持分					
株式資本	15	1,360	117,912	1,360	117,912
資本準備金		20	1,734	20	1,734
留保利益		19,997	1,733,740	17,045	1,477,802
資本合計		<u>21,377</u>	<u>1,853,386</u>	<u>18,425</u>	<u>1,597,448</u>

(2)【損益計算書】

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド

損益及びその他包括利益計算書

2014年12月31日に終了した事業年度

	注記	2014年度		2013年度	
		千シンガポール・ドル	千円	千シンガポール・ドル	千円
収益					
収益	4	8,386	727,066	10,860	941,562
売却可能投資の処分利益		-	-	2	173
雑収入		14	1,214	6	520
為替差益		95	8,237	54	4,682
収益合計		<u>8,495</u>	<u>736,517</u>	<u>10,922</u>	<u>946,937</u>
営業費用					
給与及び従業員福利費	5	2,810	243,627	4,523	392,144
減価償却費	8	60	5,202	59	5,115
その他営業費用	6	2,233	193,601	2,406	208,600
営業費用合計		<u>5,103</u>	<u>442,430</u>	<u>6,988</u>	<u>605,860</u>
税引前利益					
所得税	7	3,392	294,086	3,934	341,078
		440	38,148	743	64,418
当期利益		<u>2,952</u>	<u>255,938</u>	<u>3,191</u>	<u>276,660</u>
その他当期税引後包括利益					
		<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
本マネージャーの株主に帰属する 当期包括利益合計					
		<u>2,952</u>	<u>255,938</u>	<u>3,191</u>	<u>276,660</u>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド

株主持分変動計算書

2014年12月31日に終了した事業年度

	株式資本		資本準備金		留保利益		合 計	
	千シンガポール・ドル	千円	千シンガポール・ドル	千円	千シンガポール・ドル	千円	千シンガポール・ドル	千円
2013年1月1日現在	1,360	117,912	20	1,734	13,854	1,201,142	15,234	1,320,788
当期包括利益合計	-	-	-	-	3,191	276,660	3,191	276,660
2013年12月31日及び2014年1月1日現在	1,360	117,912	20	1,734	17,045	1,477,802	18,425	1,597,448
当期包括利益合計	-	-	-	-	2,952	255,938	2,952	255,938
2014年12月31日現在	1,360	117,912	20	1,734	19,997	1,733,740	21,377	1,853,386

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド

キャッシュ・フロー計算書

2014年12月31日に終了した事業年度

	注記	2014年度		2013年度	
		千シンガポール・ドル	千円	千シンガポール・ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前利益		3,392	294,086	3,934	341,078
調整:					
売却可能投資の処分利益		-	-	2	173
減価償却費	8	60	5,202	59	5,115
		<u>3,452</u>	<u>299,288</u>	<u>3,991</u>	<u>346,020</u>
受取債権の減少/(増加)		189	16,386	45	3,902
前払、預金及びその他受取債権の減少		47	4,075	42	3,641
兄弟会社に対する債権の減少		-	-	536	46,471
その他未払及び発生債務の増加/(減少)		332	28,784	178	15,433
兄弟会社に対する債務の(減少)/増加		<u>1,048</u>	<u>90,862</u>	<u>1,211</u>	<u>104,994</u>
営業活動から生じた現金		2,972	257,672	5,557	481,792
支払済シンガポール所得税		<u>779</u>	<u>67,539</u>	<u>212</u>	<u>18,380</u>
営業活動による正味キャッシュ・フロー		<u>2,193</u>	<u>190,133</u>	<u>5,345</u>	<u>463,412</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー					
売却可能投資の処分額		-	-	4	347
有形固定資産の購入	8	-	-	22	1,907
投資活動に使用された正味キャッシュ・フロー		<u>-</u>	<u>-</u>	<u>18</u>	<u>1,561</u>
現金及び現金同等物の純増		2,193	190,133	5,327	461,851
期首の現金及び現金同等物		<u>20,042</u>	<u>1,737,641</u>	<u>14,715</u>	<u>1,275,791</u>
期末の現金及び現金同等物		<u>22,235</u>	<u>1,927,775</u>	<u>20,042</u>	<u>1,737,641</u>
現金及び現金同等物の残高分析					
現金及び銀行残高	12	<u>22,235</u>	<u>1,927,775</u>	<u>20,042</u>	<u>1,737,641</u>

財務書類に対する注記 - 2014年12月31日

1. 企業情報

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッドはシンガポールで設立された会社です。直接の持株会社は米国で設立されたステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インクです。最終持株会社は米国で設立されたステート・ストリート・コーポレーションです。

本マネージャーの登記事務所及び主たる事業所は、シンガポール068912、キャピタルタワー、#33-01、ロビンソンロード168です。

本マネージャーの主たる活動は投資運用サービス及び投資助言サービスの提供です。事業年度中、本マネージャーの主要な活動の本質に重要な変化はありません。

2.1 作成の基準

本マネージャーの財務書類はシンガポール財務報告基準(以下「FRS」といいます。)に従って作成されました。

会計方針で言及される場合を除き、財務書類は以下の取得原価基準で作成されました。

財務書類はシンガポール・ドル(以下「SGD」又は「シンガポール・ドル」といいます。)で表示され、別段の表示がない限り、表中の金額はすべて千(千シンガポール・ドル)の位に四捨五入されています。

2.2 新規及び改訂されたシンガポール財務報告基準による影響

採用された会計方針は、2014年1月1日以降に開始する事業年度に有効なすべての新規及び改訂されたFRSの基準及び解釈("INT FRS")を当事業年度に適用していることを除き、前事業年度のものとは一致しています。これらの基準及び解釈の採用は本マネージャーの経営成績及び財政状態に何ら影響を及ぼしていません。

2.3 公表されているが未発効の基準

本マネージャーは、以下の公表されているが未発効の基準及び解釈を適用していません。

詳細	下記以降開始する事業年度に有効
改訂されたFRS 19 確定拠出制度：従業員負担	2014年7月1日
FRSの改正(2014年1月)	
(a) 改訂されたFRS 102 株式報酬	2014年7月1日
(b) 改訂されたFRS 103 企業結合	2014年7月1日
(c) 改訂されたFRS 108 事業セグメント	2014年7月1日
(d) 改訂されたFRS 113 公正価値測定	2014年7月1日
(e) 改訂されたFRS 16 有形固定資産及びFRS38 無形資産	2014年7月1日
(f) 改訂されたFRS 24 関連当事者についての開示	2014年7月1日
FRSの改正(2014年2月)	
(a) 改訂されたFRS 103 企業結合	2014年7月1日
(b) 改訂されたFRS 113 公正価値測定	2014年7月1日
FRS 115 顧客との契約から生じる収益	2017年1月1日
FRS 109 金融商品	2018年1月1日

FRS 115及びFRS 109を除き、取締役は上記のその他の基準が最初に適用される期間における財務書類に対し重大な影響を及ぼすことはないと考えています。FRS 115及びFRS 109の適用による当面の影響は以下のとおりです。

FRS 115 顧客との契約から生じる収益

FRS 115 顧客との契約から生じる収益は2017年1月1日以降に開始する事業年度から適用となります。

FRS 115は、顧客との契約から生じる収益に適用される新しい5段階モデルを制定しています。FRS 115の下では、収益は、エンティティが顧客への物又はサービスと交換に権利を有すると予測する報酬を反映する金額として認識されます。新しい収益基準は現行の収益基準に取って代わります。本マネージャーは、現在FRS 115の影響を評価しており、要求される適用日に当該新基準の採用を計画しています。

FRS 109 金融商品

FRS 109 金融商品は2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用となります。

FRS 109はFRS 39 金融商品：認識及び測定に取って代わります。かかる基準は、分類及び測定、減損及びヘッジ会計における新しい要件を規定しています。FRS 109の採用は、本マネージャーの金融資産の分類及び測定に影響を及ぼすこととなりますが、本マネージャーの金融負債の分類及び測定には影響を及ぼしません。

2.4 重要な会計方針の要約

非金融資産の減損

減損の兆候が存在する場合、又は資産の減損テストを毎年行う必要がある場合、資産の回収可能額を見積もります。資産の回収可能額は、資産又は資金生成単位の使用価値と、その公正価値の合計から処分費用を差し引いた額のうち大きい方の金額として計算され、個々の資産について決定されます。ただし、当該資産が他の資産又は資産グループによる現金流入からほとんど独立した現金流入を生まないという場合、回収可能額は資産が属している資金生成単位について決定されます。

資産の帳簿価額が回収可能額を上回っている場合にのみ、減損損失が認識されます。使用価値を見積もるときは、市場が現在評価している貨幣の時間価値及び資産に固有のリスクを反映する税引前割引率によって、将来のキャッシュ・フローの見積り額を現在価値に割り引きます。減損損失は、発生した事業年度の損益計算書に記載されます。

以前認識されていた減損損失がもはや存在しない可能性がある又は減少した可能性がある兆候の有無について各報告期間末に評価します。このような兆候が存在する場合、回収可能額を見積もります。以前認識されていた資産の減損損失(のれんを除く。)は、当該資産の回収可能額を決定するのに使用される見積りに変化がある場合のみ戻し入れられますが、以前に当該資産の減損損失が認識されていなければ、付されていたであろう帳簿価額(減価償却後の純額)を超えることはありません。かかる減損損失の戻入は、(財務書類において再評価された資産がある場合にのみ)資産が再評価額として計上されていない限り、再評価された資産に対する関連する会計方針にしたがって減損損失の戻入が処理され、発生した事業年度の損益計算書に記載されます。

関連当事者

以下のいずれかの場合に本マネージャーの関連当事者とみなされます。

- (a) ある当事者が、個人又は当該個人の近親者であり、
 - (i) 本マネージャーに支配又は共同支配を及ぼしている
 - (ii) 本マネージャーに対し重大な影響力を持っている
 - (iii) 本マネージャー又は本マネージャーの親会社の経営幹部の一員である場合

又は

- (b) 当該当事者が、以下のいずれかの要件を満たす事業体である場合
 - (i) 当該事業体と本マネージャーが同じグループの一員である
 - (ii) 一方の事業体が他方の事業体(又は他方の事業体の親会社、子会社若しくは兄弟会社)の関連会社又はジョイント・ベンチャーである
 - (iii) 当該事業体及び本マネージャーが同じ第三者のジョイント・ベンチャーである
 - (iv) 一方の事業体が第三者のジョイント・ベンチャーであり、他方の事業体が当該第三者の関連会社である
 - (v) 当該事業体の本マネージャー又は本マネージャーの関連当事者である企業の従業員の福利のための退職給付制度である

(vi) 当該事業体が(a)に分類される個人による支配又は共同支配を受けている

(vii)(a)(i)に分類される個人が、当該事業体へ重大な影響力を有していること、又はかかる企業(若しくは当該事業体の親会社)の経営幹部の一員である

有形固定資産及び減価償却

有形固定資産は、累計減価償却費用及び減損損失を差し引いた原価で表示されます。

有形固定資産の取得原価は、購入価格及びその使用目的に従った場所及び作業環境に資産を持ち込むための直接帰属原価を含んでいます。費用は、有形固定資産の外国建購入の適格キャッシュ・フロー・ヘッジ損益持分からの移転を含む可能性があります。

修繕費及び維持費等の有形固定資産の稼働後に生じた支出は、通常、かかる支出が発生した事業年度の損益計算書に計上されます。認識基準が満たされている場合、大規模な検査費用は交換として帳簿価額に計上されます。有形固定資産の重要な部分が、定期的に、代替物と交換される必要がある場合、本マネージャーはかかる部分を特定の耐用年数のある個別の資産として認識し、それによって減価償却します。

減価償却費は、定額法で有形固定資産における見積耐用年数の残余価値に基づいて計算されます。かかる目的のため使用される主な償却年数は以下のとおりです。

事務用機器	-	3 ~ 5年
事務用什器備品	-	7 ~ 10年
賃借物件改良工事	-	賃借期間又は耐用年数のうち短い方の期間

有形固定資産の項目が異なる耐用年数を有する場合、かかる項目の費用は項目によって合理的な基準に基づいて配分され、各項目は独立して評価されます。少なくとも、各会計期間末に、残余価値、耐用年数及び減価償却の方法は見直され、調整されます。

当初認識されている重要な項目を含む有形固定資産の項目は、処分されたとき、又はその利用若しくは処分による将来の経済的便益が期待できなくなったときに認識が中止されます。処分されたとき又は資産の認識が中止された年の損益計算書における認識された消却は純売却費用及び関連資産の交換費用の差額となります。

オペレーティング・リース

実質的に保有資産のすべての利得及びリスクが貸主に残っているリースは、オペレーティング・リースとして処理されます。貸主から受け取るあらゆるインセンティブを差し引いた後のオペレーティング・リースによる支払賃借料は、リース期間にわたり定額法で損益計算書に計上されます。

投資及びその他の金融資産

当初認識及び測定

金融資産は、当初認識では、損益を通じて公正価値で測定する金融資産、貸付金及び受取債権、並びに売却可能金融投資として、又は有効なヘッジのヘッジ商品に指定されたデリバティブとして適宜分類されます。損益を通じて公正価値で測定する金融資産である場合を除き、金融資産は当初認識時に、金融資産の取得に直接付随する取引費用を加えた公正価値で測定されます。

通常の方法による金融資産の購入及び売却は取引日、つまり本マネージャーが資産の購入又は売却を約束した日に認識されます。通常の方法による購入又は売却は、市場の規制又は慣習により一般に定められた期間内に資産を引き渡さなければならない金融資産の購入又は売却です。

事後測定

金融資産の事後測定は、以下の分類によります。

貸付金及び受取債権

貸付金及び受取債権は活発な市場における公表価格のない、支払額が固定されている非デリバティブ金融資産です。当初の測定後、かかる資産は、実効金利法を用いた償却原価から減損引当金を差し引いた金額で測定されます。

償却原価は取得の際の割引き又はプレミアムを考慮して計算され、実効金利計算上、不可分である手数料又は費用を含みます。実効金利法による償却原価は、損益計算書のその他の収入に含まれます。減損から生じる損失は、貸付金の場合には金融費用、受取債権の場合にはその他の費用として損益計算書に認識されます。

金融資産の認識中止

金融資産は主として次の場合に認識が中止(すなわち本マネージャーの財政状態計算書から除外)されます。

- ・ 資産からのキャッシュ・フローを受け取る権利が失効した場合。
- ・ 本マネージャーが資産からのキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡し、又は「パス・スルー」契約に基づき重大な遅滞なしに第三者に受領キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合、すなわち、(a)本マネージャーが資産のリスク及び利得の実質的にすべてを譲渡したか、又は(b)本マネージャーが実質的にすべての資産のリスク及び利得を譲渡も保持もしていないが資産の支配権を移転した場合。

本マネージャーが資産からのキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡し、又は、「パス・スルー」契約を締結する場合、本マネージャーは、かかる資産の所有によるリスク及び利得を留保したのか、そしてその場合どの程度留保しているのか判断します。実質的にすべての資産のリスク及び利得を譲渡も留保もしておらず、資産の支配権も移転していない場合、本マネージャーは関与を継続する範囲で譲渡された資産の認識を継続します。この場合、本マネージャーは関連する負債を合わせて認識します。譲渡された資産及び関連する負債は本マネージャーが留保する権利義務を反映する基準で測定されます。

金融資産の減損

各事業年度末に、本マネージャーは、金融資産又は金融資産のグループが減損したことに係る客観的証拠の有無を評価します。資産の当初認識の後にひとつ又は複数の事象が発生し、金融資産又は金融資産のグループにおける将来キャッシュ・フローの見積り額に影響を及ぼし、当該金額が信頼性をもって見積もることが可能な場合に減損は存在します。減損の証拠には、債務者又は債務者のグループが重大な財政難、利息又は元本支払いの不履行又滞納、破産又はその他金融再建を必要とする可能性があるという兆候及び、延滞金又は不履行と相互関連のある経済状況における変化など、見積もられた将来キャッシュ・フローの重大な減少を示す観測可能なデータを含む場合があります。

償却原価で計上される金融資産

本マネージャーは初めに、償却原価で計上される金融資産について、個々に重要な金融資産に対して個別に減損が生じているか、または個別には重要でない金融資産を集計して減損が存在するか否かを評価します。本マネージャーは個別に評価した金融資産に減損の客観的証拠がないと決定した場合、重大か否かを問わず、金融資産を類似した信用リスクの特質をもつ金融資産グループに含み、集団的に減損を評価します。個別的に減損を評価された資産及び減損損失が認識された、又は継続的に減損損失が認識されている金融資産は、集団的減損評価には含まれません。

識別されたいかなる減損損失の額も、資産の帳簿価額と将来キャッシュ・フローの見積り額の現在価値との差額として測定されます(現在発生していない将来の信用損失を除きます。)。将来のキャッシュ・フローの見積り額の現在価値は、金融資産の当初の実効利率(当初認識により算出される実効利率)によって割引かれています。

資産の帳簿価額は引当金の使用により減額され、損失は損益計算書に認識されます。ローン及び債権は、将来現実的に回収の見込みが無く、全ての担保が実現されるか、あるいは本マネージャーに譲渡された場合、関連した引当額と共に償却されます。

その後見積り減損損失額が、減損が認識された後に起こった事象により増減した場合、引当金勘定を調整することにより、以前に認識された減損損失を増額又は減額します。償却が後に回収された場合、かかる回収は損益計算書のその他の費用に計上されます。

現金及び現金同等物

キャッシュ・フロー計算書において、現金及び現金同等物は、手元現金、要求払預金及び容易に換金可能でかつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から3カ月以内に満期となる、流動性の高い短期性投資を含み、未決済の銀行当座借越を除いたものです。これらは本マネージャーの現金管理の不可欠な部分を構成しています。

財政状態計算書について、現金及び現金同等物は銀行預金を含み、使用については制限されていません。

引当金

引当金は、過去の事象の結果として(法律上又は推定上の)現在の債務を有しており、債務を清算するために、資源の将来的流出が生じる可能性が高く、債務の金額について信頼性のある見積りが可能である場合に認識されます。

所得税

所得税は、当期税金費用及び繰延税金から成ります。損益計算書外で認識された項目に関する所得税は、損益計算書外で認識され、その他の包括利益又は直接純資産で認識されます。

当期と前期の当期税金資産及び負債は、課税当局からの還付又は課税当局への支払いが予想される金額で測定され、税額の算定には、本マネージャーが営業活動を行う国における解釈及び普及している実務を踏まえて、実質的に制定されている税率(及び税法)が使用されます。

繰延税金は、報告日における資産及び負債の税務基準額と財務報告目的上の帳簿価額との差(一時差異)について資産負債法を用いて計上されます。

繰延税金負債は、以下の場合を除き、すべての将来加算一時差異について認識されます。

- ・ 繰延税金負債が、のれんの当初認識、あるいは企業結合ではない取引における資産又は負債の当初認識から生じ、取引時点で、会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない場合。
- ・ 子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資に関連する将来加算一時差異について、一時差異の戻入のタイミングを調整することができ、一時差異は予見可能な将来には解消しない可能性が高い場合。

繰延税金資産は、すべての将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び未使用の税務上の欠損金について認識されます。以下の場合を除き、繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び未使用の税務上の欠損金を利用可能な課税所得が生じると認められる額まで認識されます。

- ・ 将来減算一時差異に関連する繰延税金資産が、企業結合ではない取引における資産又は負債の当初認識から生じ、取引時点で、会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない場合。
- ・ 子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資に関連する将来減算一時差異について、繰延税金資産は、予測可能な将来に一時差異が解消する可能性が高く、一時差異に対して利用可能な課税所得が生じると認められる額まで認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は各報告期間末に見直され、全部又は一部の繰延税金資産が利用するだけの十分な課税所得が生じる可能性がもはや高いとはいえなくなった範囲で減額されます。未認識繰延税金資産は各報告期間末に再評価され、将来の課税所得により全部又は一部の繰延税金資産を回収できると認められる範囲で認識されます。

繰延税金資産及び負債は、その資産が回収されるか負債が決済される年に適用されることが、報告期間末において立法化されているか又は実質的に立法化されている税率(及び税法)に基づき予測される税率で測定されます。

当期税金資産と当期税金負債を相殺する法的に実施可能な権利が存在し、繰延税金が同一の納税主体及び同一の課税当局に関係している場合、繰延税金資産及び繰延税金負債は相殺されます。

収益の認識

収益は、以下に基づいて、本マネージャーに経済的便益が流入する可能性が高く、収益が信頼性をもって測定できる場合において認識されます。

- a) 顧問及び運用報酬収入について、投資運用サービス及び顧問サービスが提供された時点、並びに
- b) 受取利息について、金融商品の期待存続年数又は(適切であれば)これを下回る期間にわたり、将来の見積現金収入を金融資産の正味帳簿価額まで正確に割引くレートを適用することによる、実効金利法による発生主義。

株式報酬

本マネージャーの究極の持株会社は、本マネージャーの事業の成功に貢献した有資格参加者に奨励及び報酬を提供する目的で、株式オプション報酬及び株式報酬を含む持分奨励制度を運営します。本マネージャーの従業員(取締役を含む)は、株式報酬の形で報酬を受領するため、従業員は究極の持株会社の資本性金融商品に対する対価として役務を提供します(以下「持分決済取引」といいます。)

本マネージャーレベルでは、取引は現金決済取引に分類されます。現金決済取引の原価は、金融商品の付与にかかる条件を考慮して付与日の当初公正価値で測定されます。公正価値は、付与日に持分の市場価格に基づき、予想される配当利回りを控除して決定されます。その詳細は財務諸表に対する注記18に記載されています。

公正価値は、発効期日まで該当する負債として認識され、期間を超えて費用として計上されます。負債は権利確定日まで(当日を含みます。)、損益計算書において認識される公正価値の変化に伴い、各事業年度末に測定されます。

その他従業員給付費用

確定拠出制度

本マネージャーは、確定拠出年金制度であるシンガポールの中央積立基金制度(Central Provident Fund Scheme)に拠出しています。国民年金制度への拠出は、関連する役務が提供された期に費用として認識されます。

有給休暇の繰越し

本マネージャーは、暦年ベースで、従業員に対し、その雇用契約に基づき年次有給休暇を付与します。従業員が期中に取得した有給休暇の予想される将来の費用及び繰越しは、報告期間末に発生主義で計上されます。

機能通貨及び外国通貨

これらの財務書類はシンガポール・ドルで表示され、シンガポール・ドルは本マネージャーの機能通貨及び表示通貨です。

外国通貨取引は、当初取引日の機能通貨レートで計上されます。外国通貨建ての貨幣性の金融資産及び負債は、報告期間末の為替の機能通貨レートで換算されます。貨幣性項目の決済又は換算で生じた差額は、損益計算書で認識されます。外国通貨の取得原価で測定された非貨幣性項目は、当初取引日の為替レートで換算されます。外国通貨の公正価値で測定された非貨幣性項目は、公正価値が測定された日の為替レートで換算されます。公正価値で測定された非貨幣性項目の換算で生じた損益は、項目の公正価値における損益の変動の認識に沿って処理されます(つまり、その他包括利益、損益計算書で認識された公正価値の損益の項目の換算差額は、それぞれその他包括利益、損益計算書において認識されます。)

3. 重要な会計上の判断及び見積り

財務書類はFRSに準拠して作成され、収益、費用、資産及び負債認識額に影響する判断、見積り及び仮定を行うこと、付随する開示及び偶発債務の開示を経営陣に求めます。これらの仮定及び見積りの不確実性は、結果として影響を受けた資産及び負債の帳簿価額に将来において重大な調整をもたらす可能性があります。

見積りの仮定

次事業年度の資産及び負債の帳簿価額への重大な調整をもたらす重大なリスクを持つ、報告期間末時点における将来に関する主要な前提及び推定の不確実性に係るその他の主原因は以下に記述されます。

(a) 所得税

本マネージャーは主にシンガポールにおいて課税対象となります。特定の取引の将来の課税上の取扱いについての重大な判断は、所得税引当金を決めるにあたり要求されます。本マネージャーは取引への課税を慎重に評価し、税引当金はそれに従い計上されます。かかる取引の課税上の取扱いは、税法のすべての変更を考慮するために定期的に再考されます。

(b) 遅延税金

認識され得る遅延税金資産の金額を決定するために将来の課税所得に適したタイミング及び水準に基づき、将来の税務戦略とともに経営陣の重要な判断が必要とされます。詳細は注記14に記載されています。

(c) 不良債権及び問題債権のための減損引当金

本マネージャーは各報告期間末に、金融資産が減損している客観的証拠の有無を判断します。減損の客観的証拠の有無を決めるために、本マネージャーは、各顧客の現在の信用力及び過去の回収履歴を含む、融資及び受取債権の回収可能性及び経年分析を評価します。これらの顧客の財務状況が悪化し、顧客の支払いをする能力が悪化する結果となった場合、追加的な引当金が要求されます。

詳細は注記9に記載されています。

4. 収益

本マネージャーの売上高でもある収益は、当年度中、投資運用及び投資顧問サービスの提供に対して受領した手数料を示します。

5. 給与及び従業員福利

12月31日に終了した各年度の給与及び従業員福利は以下を含んでいました。

	2014年度	2013年度
	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル
給与及び従業員福利:		
給与及び関連費用	2,169	3,471
株式報酬費用	499	905
中央積立基金への拠出	142	147
	<u>2,810</u>	<u>4,523</u>

6. その他営業費用

12月31日に終了した各年度のその他営業費用は以下を含んでいました。

	2014年度 千シンガポール・ドル	2013年度 千シンガポール・ドル
その他営業費用:		
ファンド運用費用	733	720
賃借料(注記16(iii))	387	431
旅 費	183	259
遠隔アクセス手数料(注記16(v))	92	178
顧客訪問料	286	264
マーケット・データ・サービス手数料	101	125
一般従業員給付費用	91	99
弁護士報酬	45	54
専門家報酬	50	48
監査人報酬	53	56
施設費用	15	43
その他費用	197	237
	<u>2,233</u>	<u>2,406</u>

7. 所得税

各年度中にシンガポールで生じた見積課税利益について、シンガポールの所得税が17.0%(2013年度:17.0%)のレートで課税されます。

	2014年度 千シンガポール・ドル	2013年度 千シンガポール・ドル
当期所得税		
当期所得課税	451	773
前年度以前の年度に関する引当金過大額	11	30
繰延所得税(注記14)	-	-
各年度の税金	<u>440</u>	<u>743</u>

税引前利益に適用される法定税率の税費用と実効税率の税費用の調整は次の通りです。

	2014年度 千シンガポール・ドル	2013年度 千シンガポール・ドル
税引前利益	<u>3,392</u>	<u>3,934</u>
法定税率による税金	577	669
過年度に関する引当金過大額	11	30
課税の対象でない所得	207	127
損金算入されない費用	111	261
その他	30	30
実効税率による税金	<u>440</u>	<u>743</u>

8. 有形固定資産

	事務用機器	事務用什器備品	賃借物件改良工事	合 計
	千シンガポール ・ドル	千シンガポール ・ドル	千シンガポール ・ドル	千シンガポール ・ドル
原 価:				
2013年1月1日現在	261	174	195	630
追 加	22	-	-	22
2013年12月31日及び 2014年1月1日現在	283	174	195	652
2014年12月31日現在	283	174	195	652
減価償却累計額:				
2013年1月1日現在	261	170	91	522
当年度の減価償却費	4	2	53	59
2013年12月31日及び 2014年1月1日現在	265	172	144	581
当年度の減価償却費	7	2	51	60
2014年12月31日現在	272	174	195	641
正味帳簿価額:				
2013年12月31日現在	18	2	51	71
2014年12月31日現在	11	-	-	11

9. 受取債権

本マネージャーは未回収の受取債権について厳しい管理を維持しようと努め、信用リスクを監視するため信用管理部門を有しています。回収遅延分は経営陣により定期的に点検されます。前述及び本マネージャーの受取債権がかなりの数の多様な顧客に関連するという事実から、信用リスクの著しい集中はありません。本マネージャーは、その債権残高に対して担保その他信用補完を有していません。

受取債権は無利息であり、一般に期限は1カ月以内です。受取債権は当初認識時の公正価値を表す当初請求額で認識されます。2014年12月31日時点で減損された又は減損されていないが回収期限を徒過した額ははありません(2013年度:なし)。

10. 前払、預金及びその他受取債権

	2014年度 千シンガポール・ドル	2013年度 千シンガポール・ドル
非流動資産		
預 金	2	17
クラブ会費	11	11
	<u>13</u>	<u>28</u>
流動資産		
前払費用	38	35
諸 債 権	8	38
その他資産	19	24
	<u>65</u>	<u>97</u>

諸債権には米ドル建ての9,000シンガポール・ドル(2013年度:30,000シンガポール・ドル)が含まれています。上記資産は、回収期限の徒過又は減損はありません。

11. 兄弟会社に対する債務

兄弟会社に対する収支は、取引関連、無担保、無利息であり、要求に応じて返済されます。

12. 現金及び現金同等物

	2014年度 千シンガポール・ドル	2013年度 千シンガポール・ドル
現金及び預金	<u>22,235</u>	<u>20,042</u>

12月31日現在のその他外国通貨建て現金及び現金同等物は次の通りです。

	2014年度 千シンガポール・ドル	2013年度 千シンガポール・ドル
米ドル	2,111	3,263
香港ドル	<u>41</u>	<u>60</u>

銀行預金は、銀行の日々の預金金利に基づく変動金利による利息が付されます。現金及び現金同等物の帳簿価額は、その公正価値と近似します。

13. その他未払及び発生債務

	2014年度 千シンガポール・ドル	2013年度 千シンガポール・ドル
マーケティング費用予備前受金	1,793	973
未払奨励給与	431	321
諸債務	256	319
リストラクチャリング引当金	-	468
未払GST	186	225
未払いの保管手数料及び受託者手数料	33	61
	<u>2,699</u>	<u>2,367</u>

残高には香港ドル建ての3,000シンガポール・ドル(2013年度:7,000シンガポール・ドル)及び米ドル建ての1,804,000シンガポール・ドル(2013年度:1,015,000シンガポール・ドル)が含まれています。その他未払及び発生債務は無利息です。

14. 繰延税金

繰延税金負債

税務上の加速償却

	2014年度 千シンガポール・ドル	2013年度 千シンガポール・ドル
1月1日現在	25	13
期中の損益計算書に対する繰延税金	<u>2</u>	<u>12</u>
12月31日現在の繰延税金負債の総額	<u>27</u>	<u>25</u>

繰延税金資産

未利用休暇積立金

	2014年度 千シンガポール・ドル	2013年度 千シンガポール・ドル
1月1日現在	29	13
期中の損益計算書に対する繰延税金控除	<u>13</u>	<u>16</u>
12月31日現在の繰延税金資産の総額	<u>42</u>	<u>29</u>

繰延税金資産は以下の項目に関しては認識されていません。

	2014年度 千シンガポール・ドル	2013年度 千シンガポール・ドル
控除可能一時差異	42	29
課税対象一時差異	27	25
	<hr/>	<hr/>
	15	4
	<hr/>	<hr/>

上記の項目から得られる課税所得が利用できる可能性がないと考えられたため、繰延税金資産は上記の項目に関しては認識されていません。

15. 株式資本

	2014年度 千シンガポール・ドル	2013年度 千シンガポール・ドル
授権株式:		
1株当たり1シンガポール・ドルの普通株2,000,000株(2013年度:2,000,000株)	2,000	2,000
	<hr/>	<hr/>
発行され満額払い込まれた株式:		
1株当たり1シンガポール・ドルの普通株1,360,000株(2013年度:1,360,000株)	1,360	1,360
	<hr/>	<hr/>

普通株保有者は本マネージャーが宣言したときに配当金を受け取る権利を持っています。普通株にはすべて、1株当たり1議決権が無制限で与えられます。普通株は無額面です。

16. 関連当事者取引

財務書類の他の個所で開示された関連当事者情報に加え、本マネージャー及び関連当事者の間の以下の重要な取引が、当事者間で取り決められた条件に従い期中に行われました。

	2014年度 注記 千シンガポール・ドル	2013年度 千シンガポール・ドル
兄弟会社に支払われた投資顧問業務費用/兄弟会社から受け取った投資顧問業務収入()	690	1,970
兄弟会社に支払われた投資関連の管理・保管費用	222	205
兄弟会社に支払われた一般的事務所・設備費	387	431
兄弟会社に支払われた投資顧問業務報酬	2	3
兄弟会社に支払われたコンピューターシステム費用	92	178
	<hr/>	<hr/>

- () 投資顧問業務費用/投資顧問業務収入は、本グループの移転価格方針に従い兄弟会社へ支払っています/兄弟会社から受け取っています。
- () 管理業務報酬は、管理業務契約に従い兄弟会社に支払われています。
- () 一般的事務所賃借料及び費用は、業務契約に従い兄弟会社に支払われています。
- () 投資顧問業務報酬は、副顧問契約に従い兄弟会社に支払われています。
- () コンピューターシステム費用は、本グループの方針に従い、共通原価基準に基づいて兄弟会社に支払われました。

経営幹部の報酬

	2014年度	2013年度
	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル
短期的従業員給付費用	875	1,131
年金及び退職後医療給付	32	43
株式報酬費用	745	448
経営幹部に支払われた報酬合計	1,652	1,622
以下に支払われた金額で構成されます。		
本マネージャーの取締役	1,652	1,622

17. オペレーティング・リース・コミットメント

本マネージャーの満期を迎える解約不能オペレーティング・リースに基づく将来の最低リース料支払額の合計は、2014年12月31日現在で以下の通りです。

	2014年度	2013年度
	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル
1年以内	-	8
1年超5年以内	-	-
	-	8

18. 株式に基づく支払い

株式報酬

本マネージャーは、有資格従業員への株式に基づく報酬の発行を通じて、本グループの持分奨励制度に参加しています。これらの付与は、2年から4年の期間にわたります。

本マネージャーは付与日の繰延株式報酬の見積公正価値に等しい報酬費用を定額法で権利確定期間にわたり記録します。公正価値は、付与日に一般的な市場価格に基づき、予想される将来の失効を考慮して調整を加えながら決定されま

ず。

損益計算書の給与及び従業員給付費用の構成部分として記録する繰延株式報酬に関わる報酬費用は、2014年12月31日に終了した年度について499,000シンガポール・ドル(2013年度:905,000シンガポール・ドル)でした。

本マネージャーの取締役及び従業員に与えられた繰延株式報酬の情報は、下記の繰延株式報酬の表の通りです。

以下は、2014年12月31日及び2013年12月31日現在で本マネージャーの取締役及び従業員が保有している繰延株式報酬、並びに事業年度開始時の各職位による調整の要約です。

[次へ](#)

繰延株式報酬の数

参加者の カテゴリ名	2014年1月1 日 現在	年度中の 付与	年度中 の 再分類	年度中 の 転入	年度中の 権利確定	年度中の 失効	年度中 の 取消し	2014年12月31 日 現在	繰延株式報酬 の付与日	付与日権利 確定 繰延期間	株式報酬の日 の価格 米ドル
取締役											
合計	16,018	4,494	-	-	8,257	-	-	12,255	2010年2月25 日～付与日から 2014年2月20日 様々な期間 日		38.16～ 65.09
その他の従業員											
合計	8,164	-	-	-	3,596	1,162	-	3,406	2009年12月16 日～付与日から 2013年2月21日 様々な期間 日		37.64～ 53.69
	24,182	4,494	-	-	11,853	1,162	-	15,661			

繰延株式報酬の数

参加者の カテゴリ名	2013年1月1 日 現在	年度中の 付与	年度中 の 再分類	年度中 の 転入	年度中の 権利確定	年度中の 失効	年度中 の 取消し	2013年12月31 日 現在	繰延株式報酬 の付与日	付与日権利 確定 繰延期間	株式報酬の日 の価格 米ドル
取締役											
合計	15,141	8,278	6,180	-	9,047	4,534	-	16,018	2009年2月24 日～付与日から 2013年2月21日 様々な期間 日		24.97～ 53.69
その他の従業員											
合計	14,702	3,291	6,180	-	3,649	-	-	8,164	2009年12月16 日～付与日から 2013年2月21日 様々な期間 日		37.64～ 53.69
	29,843	11,569	-	-	12,696	4,534	-	24,182			

[次へ](#)

19. 金融リスク管理の目標と方針

本マネージャーの主要な金融商品は本マネージャーの運営のための現金です。本マネージャーは、受取債権及び未払債務など本マネージャーの運営から直接発生する様々な金融資産及び負債を有しています。

本マネージャーの金融商品から生じる主要なリスクは、信用リスク、流動性リスク、金利リスク及び為替リスクが挙げられます。取締役会はこれらのリスクを管理する方針及び手続きを検討し、以下にまとめました。

信用リスク

本マネージャーの信用リスクに対するエクスポージャーは主に受取債権及びその他受取債権から生じます。信用供与に値する顧客にのみ信用期間を供与するのが本マネージャーの方針です。受取債権は継続的に監視されており、不良債権に対する本マネージャーのエクスポージャーはあまり重大ではありません。本マネージャーはいかなる相手方にも信用リスクを著しく集中させることをしていません。そのため、経営陣は信用リスクは低いと考えています。

その他の金融資産(現金及び現金同等物を含みます。)については、本マネージャーは信用格付けが高い相手方との間でのみ取引を行うことによって信用リスクを最小限に抑えました。本マネージャーはシンガポールに所在する金融機関のコール口座において大部分の現金を保有していました。その金額は2014年12月31日現在で総資産の90%(2013年度:88%)に達します。

流動性リスク

本マネージャーの流動性リスクに対するエクスポージャーは、主に金融資産及び債務間の満期の不一致から生じます。本マネージャーの目標は、その時々において本マネージャーの流動資本の状況を把握することにより、スタンド・バイ・クレジット・ファシリティの利用を通じて資金調達の継続性と柔軟性とのバランスを保つことです。

以下の表は、12月31日に終了した各年度における本マネージャーの主要な金融資産及び債務の満期の構成を示しています。金融資産及び債務の契約上の割引前キャッシュ・フローの開示は、以下の満期の構成と同一です。

2014年12月31日	要求払い	3カ月未満	3カ月から 1年未満	1年から5年	合計
	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル
受取債権	-	2,446	-	-	2,446
前払、預金及びその他受取債権	-	8	9	13	40
現金及び現金同等物	22,235	-	-	-	22,235
兄弟会社に対する債権	-	163	-	-	163
その他未払及び発生債務	-	630	2,069	-	2,699
	22,235	1,661	2,050	13	21,859

2013年12月31日	要求払い	3カ月未満	3カ月から 1年未満	1年から5年	合計
	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル	千シンガポール・ドル
受取債権	-	2,635	-	-	2,635
前払、預金及びその他受取債権	-	38	24	28	90
現金及び現金同等物	20,042	-	-	-	20,042
兄弟会社に対する債権	1,211	-	-	-	1,211
その他未払及び発生債務	-	584	1,783	-	2,367
	18,831	2,089	1,759	28	19,189

金利リスク

金利リスクは、本マネージャーの金融商品の公正価値又は将来のキャッシュ・フローが市場金利の動向により変動するリスクです。

本マネージャーの利益及び営業キャッシュ・フローは市場金利の動向により著しく影響を受けることはなく、金融資産の大部分は無利息預金口座において保有しています。経営陣は本マネージャーの金利リスクに対するエクスポージャーは低いと考えています。

外国通貨リスク

本マネージャーには、本マネージャーの機能通貨以外の通貨による売買から生じる取引通貨のエクスポージャーが存在します。これらの取引で用いられる外国通貨は主に米ドルです。

2014年12月31日現在、外国通貨のエクスポージャーは1,753,000シンガポール・ドル(2013年度:3,260,000シンガポール・ドル)相当です。

以下の表は、本マネージャーの税引前利益(金融資産及び債務の公正価値の変動により生じるもの)について、報告期間末における合理的に生じ得る米ドルの為替変動(他のすべての変動要素は一定に保たれているものとします。)に対する感応度を示しています。

	増加/(減少) 米ドルのレート %	増加/(減少) 税引前利益 千シンガポール・ドル
2014年		
シンガポール・ドル安米ドル高の場合	5	88
シンガポール・ドル高米ドル安の場合	5	88
2013年		
シンガポール・ドル安米ドル高の場合	5	163
シンガポール・ドル高米ドル安の場合	5	163

資本金管理

本マネージャーはシンガポール通貨監督庁(以下「MAS」といいます。)による規制のもとに活動を行う許可を得ています。

資本市場業務免許により、本マネージャーは証券及び先物(資本市場業務免許の保有者に対する財務及び証拠金要件)規制の定めるところにより、最低1,000,000シンガポール・ドルの流動性資本を維持しなければなりません。2014年12月31日現在、本マネージャーは合計22,235,000シンガポール・ドル(2013年度:20,042,000シンガポール・ドル)の現金及び現金同等物を保有しています。

本マネージャーは規制上の最低資本金要件を確実に満たすために資本金を定期的に監視しています。本マネージャーは2014年12月31日及び2013年12月31日に終了した各年度において、外部から課されたすべての資本金要件を遵守していました。

20. 金融商品

公正価値

価値の見積りが実施可能な各クラスの金融商品の公正価値を見積もるために、以下の方法及び仮定が採用されています。

現金及び現金同等物、前払、預金及びその他受取債権並びにその他未払及び発生債務

これらの金額の帳簿価額は、その性質が短期であるため公正価値に近似しています。

受取債権及び関連会社に対する債権/債務

受取債権の帳簿価額は、通常取引の信用期間に従っているため公正価値に近似しています。

関連会社に対する債務残高については、それらが無利息であり返済期間が固定されていないため十分な信頼性をもってそれらの公正価値の測定が実施可能でないという理由から、公正価値の開示を行っていません。

公正価値ヒエラルキー

本マネージャーは金融商品の公正価値の決定及び開示のために以下のヒエラルキーを使用しています。

レベル1： 同一の資産又は負債に関する活発な市場における相場価格(調整なし)に基づいて測定された公正価値

レベル2： 観察可能な記録された公正価値に、直接的又は間接的に、重大な影響を与えるすべてのインプットに関する評価手法に基づいて測定された公正価値

レベル3： 観察可能な市場データに基づかない(観察不能なインプット)、記録された公正価値に、重大な影響を与えるすべてのインプットに関する評価手法に基づいて測定された公正価値

本マネージャーは、2014年及び2013年12月31日時点において、公正価値で測定される金融商品を持っていませんでした。

21. 財務書類の許可

財務書類は、2015年5月26日の取締役会により発行が許可及び承認されました。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

本受託者、本マネージャー、本上場代理人、本アドミニストレーター、本カスタディアン、本受付代理人、本登録機関及びいずれかの株主並びにそれらの関係者(定義は上記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針

(1) 投資方針 投資の基本方針 () 証券の貸付」を参照してください。)は、以下を行うことができます。

() 契約又は金融、銀行、保険若しくはその他の取引を、相互間で、受益者と、認定参加者と又はその証券が本信託の本預託財産の一部を形成する法人若しくは組織と行うこと及びこれらの法人若しくは組織と利害関係を持つこと。

() 本信託の財産に含まれる種類の証券又は財産につき、自己の勘定又は第三者の勘定で投資及び取引すること。

本受託者と本マネージャーのいずれも、本受託者からの若しくは本受託者への投資対象の売買において、本信託の勘定で本人として行為してはならず、又はその他本信託との間で本人として取引をしてはなりません。ただし、本受託者の事前の書面による同意をもって、本マネージャーの関係者は、本信託との間の証券又はその他の投資対象の売買において代理人又は本人として取引することができます。当該関係者は、発生する利得につき、本信託又は受益者に対して説明する義務はなく、当該当事者が当該利益を保持することができます。ただし、当該取引は、独立当事者間取引の原則の下、取引の種類、規模及び時期を考慮して本信託にとって最良の価格で行われるものとします。

本信託の現金は、本受託者若しくは本マネージャーのいずれかの関係者に預託すること、又は当該関係者が発行する預託証券若しくは銀行取引たる投資対象に投資することができます。ただし、当該預託又は銀行取引商品から得た利息は、当該規模及び条件の預託の一般的な商業利率以上の利率で維持されるものとします。銀行取引又は類似の取引もまた、関係者との間で、又はこれを通じて行うことができます。

本受託者の事前の書面による同意を得て、本マネージャーは、本マネージャー又はその関係者のいずれかが、商品、サービス又はその他の給付の提供についての取決めを有する者の代理により又はこれを通じて、本信託の勘定で、取引を執行することができます。

本マネージャー又はその関係者のいずれかが、本信託から支払われた手数料の全部又は一部から現金による割戻しを受領した場合、当該本マネージャー又はその関係者は、当該現金による割戻しを保持する権利を有せず、本信託の財産として保管すべく、本受託者に説明し同額を支払うものとします。

本マネージャーは、これを通じた本信託の勘定で取引の執行を行うため、ブローカー及びディーラーを選任する責任を有します(本マネージャー、本受託者又はそのいずれかの関係者を含む可能性があります。)。本マネージャーは、いずれかの会計期間中に、本マネージャーの関係者であるブローカー及びディーラーを通じて執行された全取引の総額が、当該会計期間中に本信託の勘定で執行された全取引の総額の50%を超過しないよう、確保するものとします。

適用ある法令に従って、本マネージャーは、投資の売買の双方が本マネージャー及び/又はその関係者の顧客のために執行される、双方代理取引を執行することができます(本信託を一方当事者とする場合を含みます。)。ただし、売買の判断が双方の顧客の利害に関わり、双方の顧客の投資ガイドライン/投資目的の範囲内で認められており、かつ当該取引が、独立当事者間取引の原則の下、取引の種類、規模及び時期を考慮して本信託にとって最良の価格で行われる場合に限りま

本マネージャーは、その業務の過程で、本信託と潜在的に利益相反となる可能性があります。かかる場合、本マネージャーは、利益相反が生じる可能性のある投資対象を取引する際に、本信託証書に基づく義務、とりわけ、他の顧客に対する義務を考慮しつつ、可能な限り本信託及び受益者の最善の利益のために行為する義務を考慮するものとし、当該利益相反が実際に生じた場合、本マネージャーはかかる相反を公平に解決するよう、最大限努力するものとし、

本マネージャーが自己の利益及び受益者の利益との間の利益相反に直面する可能性のある議決権に関しては、本マネージャーは、本受託者と協議して当該議決権を行使するものとし、

5【その他】

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(シンガポール)リミテッド(本受託者)

資本金の額

本受託者の発行済かつ払込済資本金は、5,150,000.00シンガポール・ドル(2014年12月31日現在)です。

事業の内容

HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(シンガポール)リミテッド(以下「HTSG」といいます。) (旧バミューダ・トラスト(シンガポール)リミテッド)は、ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド、ホンコン(Hong Kong and Shanghai Banking Corporation Limited, Hong Kong)の完全所有子会社です。HTSGの究極の持株会社は、イギリス及びウェールズで設立された公開有限会社たるHSBCホールディングス plcです。HTSGは、1949年にシンガポールで設立され、2004年9月17日に現在の名称に改称されました。

HTSGは、シンガポール証券先物法に基づき、シンガポールにおける承認された集団投資スキームの受託者として活動する承認を受けており、規制されている有価証券のためのカスタディーのサービスを提供することができる資本市場業務許可の保有者です。また、HTSGは、信託会社法に基づき、シンガポール通貨庁により与えられたトラスト・ビジネス・ライセンスの保有者でもあります。

- (2) HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッド(本アドミニストレーター、本カスタディアン、本登録機関及び本受付代理人)

資本金の額

授權及び発行済株式資本：50,000,000.00香港ドル(100香港ドル単位の株式500,000株)(2015年8月31日現在)

事業の内容

HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッドは、1974年9月27日に香港で設立され、イギリスで設立された公開有限会社たるHSBCホールディングス plcの間接的な完全所有子会社です。HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッドは、香港の信託令第77条に従う信託会社として登録され、強制退職積立金制度令に従う承認受託者です。承認受託者として登録されているため、強制退職積立金制度管理局による法的規制の対象となります。HSBCグループは、アジア太平洋地域、欧州、中東、及び南北アメリカで、主要な商業銀行及び投資銀行業務を行っています。

2【関係業務の概要】

- (1) HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(シンガポール)リミテッド

HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(シンガポール)リミテッドは、本信託の受託者です。

- (2) HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッド

HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ(アジア)リミテッドは、本信託のアドミニストレーター、カスタディアン、登録機関及び受付代理人です。

3【資本関係】

本マネージャーは、本受託者及び本アドミニストレーターとの間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. シンガポール証券先物法の集団投資スキーム(CIS)募集要件

CISのシンガポールにおけるすべての募集は、シンガポール証券先物法に従わなければならない、シンガポール証券先物法を管理している規制当局はシンガポール通貨庁です。

CISの募集に関するシンガポール証券先物法の規制体制は、次のCISの3大カテゴリーをカバーしています。

- (1) シンガポールの個人投資家向けに募集されるシンガポール籍のCIS
- (2) シンガポールの個人投資家向けに募集されるオフショア籍のCIS
- (3) (シンガポール籍かオフショア籍かにかかわらず)募集要件の免除を受けて募集されるCIS

シンガポールの個人投資家向けに募集されるシンガポールCIS

() シンガポールCISの構造

シンガポールの個人投資家向けに募集されるシンガポールで設立されたCISの大部分は、ユニット・トラストとして組成されます。現在シンガポールにおいては、投資法人の設立に関する法律は存在しません。現在シンガポールでは、リミテッドパートナーシップ構成も可能ですが、それは比較的新しいタイプの投資ビークルであり、一般的には用いられていません。

ユニット・トラストでは、マネージャー(その主たる役割は、CISの投資を管理することです。)、及び受託者(その主たる役割は、CISのために信託財産を保有し、受益者の権利と利益を守ることです。)が存在します。ユニット・トラストの設定文書は信託証書であり、その証書では受益者、マネージャー及び受託者の権利と義務、並びにCISの構造、特色及び運用上の手続きが規定されます。

() シンガポールCISの認可

シンガポールの個人投資家向けに募集されるシンガポール籍のCISは、シンガポール証券先物法の第286条に基づいて、シンガポール通貨庁により認可されなければなりません。

シンガポール証券先物法の第286条に基づいてユニット・トラストとして設立されるシンガポール籍のCISが認可を受けるための主要な要件は次の通りです。

- ・ ファンドの運営に必要な資本市場業務許可(CISが上場不動産投資信託である場合には、不動産投資信託運用のための資本市場業務許可)の所有者である、又はシンガポール証券先物法に基づいて、シンガポールで許可を有する銀行、商業銀行、金融会社、保険会社若しくは協同組合であるためにファンドの運営に必要な資本市場業務許可の取得が免除されており、かつ適正なCISのマネージャーが存在しなければなりません。
- ・ シンガポール証券先物法の第289条に基づいて承認されたCISの受託者が存在しなければなりません。

- ・ CISには、マネージャー及び受託者により締結される、所定の要件(これらの要件はシンガポール証券先物規則において記述されています。)を満たした信託証書がなければなりません。
- ・ CIS、マネージャー及び受託者は、シンガポール証券先物法とシンガポール集団投資スキーム規約に従わなければなりません。

() 目論見書の登録及び更新

認可されたCISの目論見書は、シンガポール証券先物法第296条に従い、シンガポール通貨庁に提出され、そこで登録されなければなりません。シンガポール通貨庁は届出期間中にかかる目論見書を審査し、それに対する見解を示します。目論見書登録のための主要な要件は、かかる目論見書が、シンガポール証券先物規則の別紙3に定められた所定の目論見書開示要件及びシンガポール集団投資スキーム規約において適用される追加的な開示要件を遵守していることです。シンガポール目論見書は、目論見書における優れたドラフト記述に関するシンガポール通貨監督庁のガイドライン(2016年2月1日以降にシンガポール通貨監督庁に提出された目論見書すべてに適用されるものとし、)にも沿うものとされます。

認可されたCISがシンガポールで募集される限り、かかる認可されたCISの目論見書は、再登録のため1年ごと更新し、シンガポール通貨庁に届け出なければなりません(なお、シンガポール証券先物法の下では、登録された目論見書は1年間のみ有効です。)

目論見書の有効期間中、CISの募集を行っている者が、かかる目論見書に虚偽の若しくは誤解を招く文言が含まれていること、目論見書に記載しなければならない情報が遺漏していること、又はシンガポール通貨庁への届出前に発生していればシンガポール証券先物法に従い目論見書に記載しなければならなかった、投資家の観点から見て重大な悪影響をもたらすと考えられる新たな状況が届出後に発生したことに気付いた場合、かかる目論見書は、補足目論見書の発行又は目論見書の差替によって修正されなければなりません。

() 受託者

認可されたCISの受託者は、シンガポール証券先物法第289条(シンガポール証券先物規則はこの条項に基づいて、受託者に一定の財務要件及びその他の基準を課しています。)に基づいて承認を受けなければならず、また、マネージャーから独立した存在でなければなりません。受託者はシンガポール証券先物規則において規定される運用上の要件に従うことになります。同規制は受託者に対してとりわけ、CISのすべての財産を保管又は管理し受益者のために保有すること、CISの財産と受託者自身の財産や他の顧客の財産との区別を確保すること、及び受益者の名簿を維持する又は維持させることを求めています。

() 信託証書

認可されたCISの信託証書は、シンガポール証券先物規則において規定される所定の条項(これらには、CISのために帳簿を維持し決算書及び報告書を作成する義務や受託者に帳簿の閲覧を認める義務をマネージャーに負わせる条項、並びに受益者の権利及び利益を保護するためすべての相当な注意及び警戒を払う義務や年次決算書の監査を毎年行わせる義務を受託者に負わせる条項が含まれています。)及び特定のその他の規定を組み入れなければなりません。

() 投資ガイドライン

認可されたCISは、シンガポール集団投資スキーム規約に定められている、関連する投資及び借入に関するガイドライン並びに制限に従うことになります。

() 継続的な運用上の要件

シンガポール集団投資スキーム規約は、とりわけ認可されたCISのマネージャーと受託者の各々の継続的な責任と運用上の義務(CISの財産からのマーケティング費用支払いの禁止、関連当事者との取引の制限、受益者に対する償還代金の支払時期、受益者に対する報告書及び決算書の作成と送付に関する要件、受益者に対する重要な変更の通知の送付に関する要件、信託証書の修正のために受益者の会合が必要とされる状況、ファンド資産の評価方法に関するガイドライン、評価エラーに関する補償の要件、現金割戻し及びソフト・ダラーの受領に対する制限を含みます。)について規定しています。

認可されたCISのマネージャーと受託者は、CISの信託証書において記述される継続的な要件にも従うことになります。

CISのマネージャーは、シンガポール通貨庁により発布された商品ハイライト・シートに関するガイドラインに従い、商品ハイライト・シートの作成及び投資家に対する提供もしなければなりません。

() 決算書及び報告書

シンガポール集団投資スキーム規約に基づき、認可されたCISのマネージャーは下記を作成することが求められ、認可されたCISの受託者は下記を送付すること(又は電子的手段により入手可能にすること)が求められます。

- ・ CISの中間期終了後2カ月以内に受益者に送付されるべき、半期報告書及び半期(未監査)決算書。
- ・ CISの会計年度終了後3カ月以内に受益者に送付されるべき、年次報告書及び年次監査済決算書。

() 広告

CISのすべての広告は、シンガポール証券先物法第300条及びシンガポール証券先物規則に規定される広告に関する規則(これにはとりわけ所定の免責条項を組み込む要件及び過去の実績値の提示に関する規則が含まれます。)に服します。

シンガポールの個人投資家向けに募集されるオフショア籍のCIS

() オフショアCISの構造

シンガポール通貨庁は、信託、オープン・エンドの会社型投信(例：SICAV)及びfonds commun de placementとして組成されたオフショアCISを含め、シンガポールの個人投資家向けに募集される様々な構造のオフショアCISを容認してきました。

() オフショアCISの認証

シンガポールの個人投資家向けに募集されるオフショアCISは、シンガポール証券先物法第287条に従ってシンガポール通貨庁の認証を受ける必要があります。

オフショアCISがシンガポール証券先物法第287条に従って認証を受けるための主要な要件は以下の通りです。

- ・ オフショアCISのマネージャーは、その主たる営業場所の司法区域において許認可を取得し、又は規制に服し、シンガポール通貨庁が適正と判断する者でなければなりません。
- ・ オフショアCISが構成され、規制を受ける司法区域の法律及び慣行は、シンガポール証券先物法及びシンガポール集団投資スキーム規約に従って認可される同等のスキームが提供するものと同等の保護をシンガポールの投資家に提供するものでなければなりません。
- ・ オフショアCISの投資ガイドラインは、シンガポール集団投資スキーム規約において関連する種類のファンドに適用される投資ガイドラインと大部分において類似するものでなければなりません。
- ・ オフショアCISには、投資家とオフショアCIS又はオフショア・マネージャーとの間の連絡役を務め、シンガポール証券先物法の定める事務的役割を果たすシンガポールにおける代表者がいなければなりません。
- ・ オフショアCISのマネージャー(及びその関連会社)は、シンガポール国内で少なくとも5億シンガポール・ドルの投資一任ファンドを運用していなければなりません。

() オフショアCISのシンガポール目論見書の登録

認証されたCISのシンガポール目論見書は、シンガポール証券先物法第296条に従い、シンガポール通貨庁に提出され、そこで登録されなければなりません。シンガポール通貨庁は、届出期間中にかかるシンガポール目論見書を審査し、それに対する見解を示します。シンガポール目論見書登録のための主要な要件は、かかるシンガポール目論見書が、シンガポール証券先物規則の別紙3に定められた所定の目論見書開示要件を遵守していることです。シンガポール目論見書は、目論見書における優れたドラフト記述に関するシンガポール通貨監督庁のガイドライン(2016年2月1日以降にシンガポール通貨監督庁に提出された目論見書すべてに適用されるものとします。)にも沿うものとされます。

認証されたCISがシンガポールで募集される限り、かかる認証されたCISのシンガポール目論見書は、再登録のため1年ごとに更新し、シンガポール通貨庁に届け出なければなりません(なお、シンガポール証券先物法の下では、登録された目論見書は1年間のみ有効です。)

シンガポール目論見書の有効期間中、CISの募集を行っている者が、かかるシンガポール目論見書の中に虚偽の若しくは誤解を招く文言が含まれていること、シンガポール目論見書に記載しなければならない情報が遺漏していること、又はシンガポール通貨庁への届出前に発生していればシンガポール証券先物法に従いシンガポール目論見書に記載しなければならなかった、投資家の観点から見て重大な悪影響をもたらすと考えられる新たな状況が届出後に発生したことに気付いた場合、かかるシンガポール目論見書は、補足目論見書の発行又は目論見書の差替によって修正されなければなりません。

() シンガポールにおける代表者

オフショアCISは、投資家とオフショアCIS又はオフショア・マネージャーとの間の連絡役を務め、ユニットの発行及び償還の支援、価格の公表、投資家への報告書の送付並びにシンガポール投資家の補助登録の維持管理といった、シンガポール証券先物法の定める事務的役割を果たすシンガポールにおける代表者を任命しなければなりません。なお、シンガポール代表者は、必要であればオフショアCIS又はオフショア・マネージャーに代わり訴状の送達も受けなければなりません。

シンガポール代表者は、シンガポールに居住する個人、シンガポールで設立された会社、又は外国企業のシンガポール支店のいずれかとします。

() 投資ガイドライン

オフショアCISは、認証前には、シンガポール集団投資スキーム規約の中の関連する投資ガイドラインを「実質的に遵守して」投資しなければなりません。シンガポール集団投資スキーム規約に定める投資ガイドラインの完全なる遵守を認証後に確保するための要件は現在存在しませんが、オフショアCISは、目論見書に規定された投資ガイドライン、設立関連書類及び認証申請の過程でシンガポール通貨庁に対して行ったその他の追加的な表明を遵守し続けなければなりません。

() 広告

CISのすべての広告は、シンガポール証券先物法第300条及びシンガポール証券先物規則に規定される広告に関する規則(これには所定の免責条項を組み込む要件及び過去の実績値の提示に関する規則が含まれます。)に服します。

募集要件の免除を受けて募集されるCIS

(シンガポール籍又はオフショア籍であるかにかかわらず)シンガポール証券先物法のパートXIII、第2部第(4)節に規定される募集要件の免除に従って募集されたCISは、上に述べた認可/認証要件及び目論見書登録要件の遵守を免除されます。

シンガポール証券先物法の定めるCIS募集要件の免除の例としては、以下のものがあります。

- ・ シンガポール証券先物法第304条の定める機関投資家についての免除 - これは、機関投資家のみを対象とした募集を免除するものです。

- ・ シンガポール証券先物法第305条の定める適格投資家及びその他の関連する者についての免除 - これは、適格投資家及びその他の関連する者のみを対象とした制限付募集で、その他一定の要件(CISのシンガポール通貨庁の管理する制限付スキームのリストへの掲載要件及び広告の禁止を含みます。)を遵守した制限付募集を免除するものです。
- ・ シンガポール証券先物法第302条(C)の定める私募発行についての免除 - これは、12カ月以内に50名以下を対象として行われ、広告の禁止等その他一定の要件を遵守した私募発行を免除するものです。
- ・ シンガポール証券先物法第302条(B)の定める小規模募集についての免除 - これは、12カ月以内に総額5百万シンガポール・ドル(又はこれに相当する外貨)以下の資金を集め、シンガポールの投資家向けに所定の免責事項の提示要件及び広告の禁止等その他一定の要件を遵守する個人的募集を免除するものです。

2. シンガポール証券先物法の定める、目論見書内の誤った又は誤解を招く文言に関する刑事・民事責任

シンガポール証券先物法第302条(第253条と併せて読む)の下では、シンガポールで募集されるCISの目論見書に誤った若しくは誤解を招く文言が含まれる場合、シンガポール証券先物法に従って目論見書に記載しなければならない情報が遺漏している場合、又はシンガポール通貨庁への届出前に出現していればシンガポール証券先物法に従って目論見書に記載しなければならない新たな状況がシンガポール通貨庁への届出後に出現したにもかかわらず、その旨が記載されていない場合、かかる違反の行為者と目される者は、有罪と認められた場合、15,000シンガポール・ドル以下の罰金若しくは2年以下の禁固刑、又はその両方を科せられます。

シンガポール証券先物法第302条(第254条と併せて読む)の下では、シンガポールで募集されるCISの目論見書に誤った若しくは誤解を招く文言が含まれる場合、シンガポール証券先物法に従って目論見書に記載しなければならない情報が遺漏している場合、又はシンガポール通貨庁への届出前に出現していればシンガポール証券先物法に従って目論見書に記載しなければならない新たな状況がシンガポール通貨庁への届出後に出現したにもかかわらず、その旨が記載されていない場合、責任があると目される者は、目論見書の中の誤った又は誤解を招く文言又は遺漏により損失又は損害を被った者に対して賠償する責任を負います。

3. シンガポール証券先物法下でのシンガポール通貨庁の監督権

シンガポール証券先物法下でのシンガポール通貨庁の監督権の例としては、以下のものがあります。

- ・ シンガポール通貨庁は、認可又は認証されたCISの責任者に対し、シンガポール証券先物法の適切な管理のためにシンガポール通貨庁が随時必要とするCISに関する情報又は記録の提供を求めることができます。
- ・ 認可されたCISのマネージャーがシンガポール証券先物法又はシンガポール集団投資スキーム規約の遵守を怠った場合、シンガポール通貨庁は、認可されたCISの受託者に対し、マネージャーの解任及び新しいマネージャーの任命を指示することができます。
- ・ シンガポール通貨庁は、例えば、認可若しくは認証申請又はシンガポール通貨庁に提出された関連情報若しくは記録が重要な点において誤りであるか若しくは誤解を招くものであり、又は提出の時点でシンガポール通貨庁が知悉していれば認可若しくは認証を与えなかったであろうと考えられる重要な点が遺漏している場合、シンガポール通貨庁がCISの認可又は認証を維持することが投資家の不利になる又は公共の利益に反すると判断する場合、又はCISの責任者が認可若しくは認証の条件を充足し続けることができない場合には、CISの認可又は認証を取り消すことができます。

- ・ CISの認可又は認証を取り消す場合、シンガポール通貨庁は、CISの責任者に対し、自らが適当と判断する命令(投資家からの出資金を全額払い戻すか、又はシンガポール通貨庁の承認する条件により投資家に対して、投資家からの出資金を全額払い戻すか若しくはユニット/持分を償還するかを選択する権利を与えることを含みます。)を出すことができます。
- ・ 認可又は認証されたCISの目論見書が既に登録されており、かつかかる目論見書に誤った若しくは誤解を招く文言が含まれている、目論見書に記載しなければならない情報が遺漏している、若しくはシンガポール証券先物規則により目論見書への記載が禁止されている情報が含まれているとシンガポール通貨庁が判断する場合、かかる目論見書がシンガポール証券先物法の要件を遵守していないとシンガポール通貨庁が判断する場合、又はそうすることが公益に適うとシンガポール通貨庁が判断する場合、シンガポール通貨庁は、CIS募集者に対し、それ以降のCISユニット/持分の発行又は販売を禁じる停止命令を発することができます。

第4【参考情報】

有価証券報告書及び添付書類

提出日：平成26年11月27日

提出先：関東財務局長

計算期間：第9期（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

半期報告書及び添付書類

提出日：平成27年3月26日

提出先：関東財務局長

計算期間：第10期中（自 平成26年7月1日 至 平成27年12月31日）

第5【その他】

該当事項はありません。

[訳 文]

ABF汎アジア債券インデックス・ファンドのユニット保有者に対する独立監査人の報告書

財務書類に関する報告書

我々は8ページから39ページに提示されている、2014年6月30日現在の貸借対照表、同日に終了した事業年度の包括利益計算書、償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産の変動表及びキャッシュ・フロー計算書、並びに重要な会計方針の要約及びその他の説明的情報で構成されたABF汎アジア債券インデックス・ファンド(以下「本信託」といいます。)の添付財務書類を監査しました。

財務書類に対するマネージャーの責任

本信託のマネージャー(以下「本マネージャー」といいます。)は、これらの真実かつ公正な概観を示す財務書類の国際財務報告基準に従った作成に責任を負っていると同時に、その財務書類が2005年6月21日付け本信託証書(その後の修正を含みます。)の関連する開示条項並びに香港証券先物委員会により発行されたユニット・トラスト及びミューチュアル・ファンド規約(以下「証券先物委員会規約」といいます。)の付属書Eに従い適切に作成されていることを確実にする責任及び原因が不正であろうと誤謬であろうと重大な虚偽の記述のない財務書類の作成を可能とするために必要と本マネージャーが決定する内部統制についての責任を負っています。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づき、これらの財務書類について意見を表明することです。我々は、国際監査基準に従い監査を行いました。これらの基準は、我々が倫理的な要件を遵守すること及びその財務書類に重大な虚偽の記述がないことに関して合理的な保証を得るために監査を計画し実施することを義務付けています。また、我々は、本信託の財務書類がすべての重要な点において本信託証書及び証券先物委員会規約の関連する開示条項に従って適切に作成されたかどうかについて監査を行うことを求められています。

監査には、財務書類の金額及び開示に関する監査証拠を得るための手続きを実施することが含まれています。選択された手続きは、原因が不正であろうと誤謬であろうと、財務書類の重大な虚偽の記述についてのリスク評価を含め、監査人の判断に依存しています。こうしたリスク評価を実施するにあたり、監査人は、本信託の内部統制の有効性に関する意見を表明するという目的のためではなく、状況に照らして適切である監査手続きを設計するために、本信託の真実かつ公正な概観を示す財務書類の作成に関連した内部統制を考慮します。監査にはまた、財務書類の全般的な表示の評価ばかりでなく、用いられた会計方針の妥当性及び本マネージャーにより作成された会計上の見積りの合理性の評価が含まれています。

我々は、我々が得た監査証拠は、我々の監査意見の根拠を提示するために十分かつ適切であると考えています。

意見

我々の意見では、財務書類は、国際財務報告基準に従って2014年6月30日現在の本信託の財務状態、並びに同日に終了した事業年度の本信託の財務取引及びそのキャッシュ・フローについての真実かつ公正な見方を示しています。

その他の法令上及び規制上の要件に関する報告

我々の意見では、財務書類は、すべての重要な点において本信託証書及び証券先物委員会規約に関連する開示条項に従い適切に作成されています。

その他の事柄

本報告書は、意見を含めた全体が、他の何らかの目的のためでもなく、貴殿のためにのみ作成されています。我々は、他のいかなる者に対しても、本報告書の内容についての責任を負い又は義務を受け入れることはありません。

(署名)プライスウォーターハウス・コーパース・エルエルピー

プライスウォーターハウス・コーパース・エルエルピー

公共会計士及び勅許会計士

シンガポール

2014年9月24日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE UNITHOLDERS OF ABF PAN ASIA BOND INDEX FUND

REPORT ON THE FINANCIAL STATEMENTS

We have audited the accompanying financial statements of ABF Pan Asia Bond Index Fund (the "Fund") set out on pages 8 to 36 which comprise the Statement of Net Assets as at 30th June 2014 and the Statement of Comprehensive Income, Statement of Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Units and Statement of Cash Flows for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

MANAGEMENT'S RESPONSIBILITY FOR THE FINANCIAL STATEMENTS

The Manager (the "Management") of the Fund is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with International Financial Reporting Standards and is responsible for ensuring that the financial statements have been properly prepared in accordance with the relevant disclosure provisions of the Trust Deed dated 21st June 2005, as amended, and Appendix E of the Code on Unit Trusts and Mutual Funds issued by the Securities and Futures Commission of Hong Kong (the "SFC Code"), and for such internal control as the Management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

AUDITOR'S RESPONSIBILITY

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement. We are also required to assess whether the financial statements of the Fund have been properly prepared, in all material respects, in accordance with the relevant disclosure provisions of the Trust Deed and the SFC Code.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the Fund's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

OPINION

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund as at 30th June 2014, and of its financial transactions and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

REPORT ON OTHER LEGAL AND REGULATORY REQUIREMENTS

In our opinion, the financial statements have been properly prepared, in all material respects, in accordance with the relevant disclosure provisions of the Trust Deed and the SFC Code.

OTHER MATTERS

This report, including the opinion, has been prepared for and only for you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

PricewaterhouseCoopers LLP

Public Accountants and Chartered Accountants

Singapore, 24th September 2014

[次へ](#)

[訳 文]

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド
独立監査人の報告書

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド(シンガポールに設立された有限責任会社)のメンバー各位

財務書類についての報告

我々は6ページから33ページ(訳注：ページ数は原文のもの)に提示されている、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド(以下「当社」といいます。)の添付財務書類を監査しました。これは2013年12月31日現在の当社の財政状態計算書、同日に終了した年度の当社の損益計算書、その他の包括利益計算書、株主持分変動計算書、キャッシュフロー計算書、並びに重要な会計方針及びその他説明的情報の要約から成っています。

財務書類に対する取締役の責任

シンガポール会社法(以下「会社法」といいます。)及びシンガポール財務報告基準に従い、取締役は、真実かつ公正な概観を示す財務書類の作成に対し責任を負っており、また、資産が不正な使用や処分による損失から保護されること並びに取引が適正に承認され、資産に関する説明責任を維持するために当該取引が真実かつ公正な損益計算書及び貸借対照表の作成を可能にするように必要に応じて記録されることに関して合理的な保証を与えるために十分な内部会計統制システムを考案し維持することに対しても責任を負っています。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類について意見を表明することです。我々はシンガポールの監査基準に従って監査を行いました。これらの基準は、我々が倫理要件を遵守すること及びかかる財務書類に重大な虚偽の記述がないことについて、合理的な保証を得るために監査を計画し実施することを義務付けています。

監査は、財務書類の金額及び開示について監査証拠を得るための手続きを実施することを含んでいます。選択された手続きは、不正または誤謬に関わらず、財務書類の重大な虚偽の記述についてのリスク評価を含め、監査人の判断に依存しています。このリスク評価に際して、監査人は、その事業体の内部統制の有効性について意見を表明するためではなく、状況に照らして適切な監査手続きを設計するために、その事業体の真実かつ公正な概観を示す財務書類の作成に関連した内部統制を検討します。監査はまた、採用された会計方針の適切性と経営陣による会計上の見積りの合理性の評価、さらには財務書類の全体的な表示の評価をも含みます。

我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の監査意見の根拠として十分かつ適切であると考えます。

意見

我々の意見では、当社の財務書類は、2013年12月31日現在の当社の状態、並びに同日に終了した年度についての当社の業績、株主持分の変動、及びキャッシュフローの真実かつ公正な概観を示すために会社法の規定及びシンガポール財務報告基準に従って正しく作成されています。

その他の法的及び規制上の要求

我々の意見では、会社法が記帳を義務づけている会計その他の記録は、当社によって会社法の規定に従って正しく記帳されています。

(署名)アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

公共会計士及び公認会計士

シンガポール

2014年5月21日

[前へ](#)

[次へ](#)

Independent auditor's report**To the members of State Street Global Advisors Singapore Limited**

(Incorporated in Singapore with limited liability)

Report on the Financial Statements

We have audited the accompanying financial statements of State Street Global Advisors Singapore Limited (the "Company") set out on pages 7 to 34, which comprise the statement of financial position of the Company as at 31 December 2013, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, statements of changes in equity and statement of cash flow of the Company for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Directors' Responsibility for the Financial Statements

The directors are responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with the provisions of the Singapore Companies Act (the Act) and Singapore Financial Reporting Standards, and for devising and maintaining a system of internal accounting controls sufficient to provide a reasonable assurance that assets are safeguarded against loss from unauthorised use or disposition; and transactions are properly authorised and that they are recorded as necessary to permit the preparation of true and fair profit and loss accounts and balance sheets and to maintain accountability of assets.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Singapore Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements of the Company are properly drawn up in accordance with the provisions of the Act and Singapore Financial Reporting Standards so as to give a true and fair view of the state of affairs of the Company as at 31 December 2013 and the results, changes in equity and cash flows of the Company for the year ended on that date.

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

In our opinion, the accounting and other records required by the Act to be kept by the Company have been properly kept in accordance with the provisions of the Act.

Ernst & Young LLP
Public Accountants and
Certified Public Accountants
Singapore
21 May 2014

[前へ](#)

[訳 文]

ABF汎アジア債券インデックス・ファンドのユニット保有者に対する独立監査人の報告書

財務書類に関する報告書

我々は8ページから35ページに提示されている、2015年6月30日現在の貸借対照表、同日に終了した事業年度の包括利益計算書、償還可能ユニットの保有者に帰属する純資産の変動表及びキャッシュ・フロー計算書、並びに重要な会計方針の要約及びその他の説明的情報で構成されたABF汎アジア債券インデックス・ファンド(以下「本信託」といいます。)の添付財務書類を監査しました。

財務書類に対するマネージャーの責任

本信託のマネージャー(以下「本マネージャー」といいます。)は、これらの真実かつ公正な概観を示す財務書類の国際財務報告基準に従った作成に責任を負っていると同時に、その財務書類が2005年6月21日付け本信託証書(その後の修正を含みます。)の関連する開示条項並びに香港証券先物委員会により設立されたユニット・トラスト及びミューチュアル・ファンド規約の付属書Eに明記された関連する財務書類開示条項に従い適切に作成されていることを確実にする責任及び原因が不正であろうと誤謬であろうと重大な虚偽の記述のない財務書類の作成を可能とするために必要と本マネージャーが決定する内部統制についての責任を負っています。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づき、これらの財務書類について意見を表明することです。我々は、国際監査基準に従い監査を行いました。これらの基準は、我々が倫理的な要件を遵守すること及びその財務書類に重大な虚偽の記述がないことに関して合理的な保証を得るために監査を計画し実施することを義務付けています。また、我々は、本信託の財務書類がすべての重要な点において本信託証書及び証券先物委員会規約の関連する開示条項に従って適切に作成されたかどうかについて監査を行うことを求められています。

監査には、財務書類の金額及び開示に関する監査証拠を得るための手続きを実施することが含まれています。選択された手続きは、原因が不正であろうと誤謬であろうと、財務書類の重大な虚偽の記述についてのリスク評価を含め、監査人の判断に依存しています。こうしたリスク評価を実施するにあたり、監査人は、本信託の内部統制の有効性に関する意見を表明するという目的のためではなく、状況に照らして適切である監査手続きを設計するために、本信託の真実かつ公正な概観を示す財務書類の作成に関連した内部統制を考慮します。監査にはまた、財務書類の全般的な表示の評価ばかりでなく、用いられた会計方針の妥当性及び本マネージャーにより作成された会計上の見積りの合理性の評価が含まれています。

我々は、我々が得た監査証拠は、我々の監査意見の根拠を提示するために十分かつ適切であると考えています。

意見

我々の意見では、財務書類は、国際財務報告基準に従って2015年6月30日現在の本信託の財務状態、並びに同日に終了した事業年度の本信託の財務取引及びそのキャッシュ・フローについての真実かつ公正な見方を示しています。

その他の法令上及び規制上の要件に関する報告

我々の意見では、財務書類は、すべての重要な点において本信託証書及び証券先物委員会規約に関連する開示条項に従い適切に作成されています。

その他の事柄

本報告書は、意見を含めた全体が、他の何らかの目的のためでもなく、貴殿のためにのみ作成されています。我々は、他のいかなる者に対しても、本報告書の内容についての責任を負い又は義務を受け入れることはありません。

(署名)プライスウォーターハウス・コーパース・エルエルピー

プライスウォーターハウス・コーパース・エルエルピー

公共会計士及び勅許会計士

シンガポール

2015年9月25日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE UNITHOLDERS OF ABF PAN ASIA BOND INDEX FUND

REPORT ON THE FINANCIAL STATEMENTS

We have audited the accompanying financial statements of the ABF Pan Asia Bond Index Fund (the "Fund") set out on pages 8 to 35, which comprise the Statement of Net Assets as at 30th June 2015, and the Statement of Comprehensive Income, Statement of Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Units and Statement of Cash Flows for the financial year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

MANAGEMENT'S RESPONSIBILITY FOR THE FINANCIAL STATEMENTS

The Manager (the "Management") of the Fund is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with International Financial Reporting Standards and is responsible for ensuring that the financial statements have been properly prepared in accordance with the relevant disclosure provisions of the Trust Deed dated 21st June 2005, as amended, and the relevant financial statements disclosure provisions specified in Appendix E of the Code on Unit Trusts and Mutual Funds established by the Securities and Futures Commission of Hong Kong, and for such internal control as Management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

AUDITOR'S RESPONSIBILITY

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement. We are also required to assess whether the financial statements of the Fund have been properly prepared, in all material respects, in accordance with the relevant disclosure provisions of the Trust Deed and the SFC Code.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the Fund's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

OPINION

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund as at 30th June 2015, and of its financial transactions and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE UNITHOLDERS OF ABF PAN ASIA BOND INDEX FUND *(Continued)*

REPORT ON OTHER LEGAL AND REGULATORY REQUIREMENTS

In our opinion, the financial statements have been properly prepared, in all material respects, in accordance with the relevant disclosure provisions of the Trust Deed and the SFC Code.

OTHER MATTERS

This report, including the opinion, has been prepared for and only for you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

PricewaterhouseCoopers LLP
Public Accountants and Chartered Accountants
Singapore, 25th September 2015

[次へ](#)

[訳 文]

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド
独立監査人の報告書

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド(シンガポールに設立された有限責任会社)のメンバー各位

財務書類についての報告

我々は6ページから31ページ(訳注：ページ数は原文のもの)に提示されている、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール・リミテッド(以下「当社」といいます。)の添付財務書類を監査しました。これは2014年12月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した事業年度の損益計算書、その他の包括利益計算書、株主持分変動計算書、キャッシュフロー計算書、並びに重要な会計方針及びその他説明情報の要約から成っています。

財務書類に対する取締役の責任

シンガポール会社法(以下「会社法」といいます。)及びシンガポール財務報告基準に従い、取締役は、真実かつ公正な概観を示す財務書類の作成に対し責任を負っており、また、資産が未承認の使用や処分による損失から保護されること並びに取引が適切に承認され、資産に関する説明責任を維持するために当該取引が真実かつ公正な損益計算書及び貸借対照表の作成を可能にするように必要に応じて記録されることに関して合理的な保証を与えるために十分な会計上の内部統制システムを考案し維持することに対しても責任を負っています。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類について意見を表明することです。我々はシンガポールの監査基準に従って監査を行いました。これらの基準は、我々が倫理要件を遵守すること及びかかる財務書類に重要な虚偽表示がないことについて、合理的な保証を得るために監査を計画し実施することを義務付けています。

監査は、財務書類の金額及び開示について監査証拠を得るための手続きを実施することを含んでいます。選択された手続きは、不正または誤謬に関わらず、財務書類の重要な虚偽表示のリスク評価を含め、監査人の判断に依存しています。このリスク評価に際して、監査人は、その事業体の内部統制の有効性について意見を表明するためではなく、状況に照らして適切な監査手続きを設計するために、その事業体の真実かつ公正な概観を示す財務書類の作成に関連した内部統制を検討します。監査はまた、採用された会計方針の適切性と取締役による会計上の見積りの合理性の評価、さらには財務書類の全体的な表示の評価をも含みます。

我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の監査意見の基礎として十分かつ適切であると考えます。

意見

我々の意見では、当社の財務書類は、2014年12月31日現在の当社の状態、並びに同日に終了した事業年度についての当社の業績、株主持分の変動、及びキャッシュフローの真実かつ公正な概観を示すために会社法の規定及びシンガポール財務報告基準に従って適正に作成されています。

その他の法的及び規制上の要求における報告

我々の意見では、会社法が記帳を義務づけている会計その他の記録は、当社によって会社法の規定に従って正しく記帳されています。

(署名)アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

公共会計士及び公認会計士

シンガポール

2015年5月26日

[前へ](#)

[次へ](#)

Independent auditors' report**To the member of State Street Global Advisors Singapore Limited**

(Incorporated in Singapore with limited liability)

Report on the Financial Statements

We have audited the accompanying financial statements of State Street Global Advisors Singapore Limited (the "Company") set out on pages 6 to 31, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2014, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Directors' responsibility for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with the provisions of the Singapore Companies Act (the Act) and Singapore Financial Reporting Standards, and for devising and maintaining a system of internal accounting controls sufficient to provide a reasonable assurance that assets are safeguarded against loss from unauthorised use or disposition; and transactions are properly authorised and that they are recorded as necessary to permit the preparation of true and fair profit and loss accounts and balance sheets and to maintain accountability of assets.

Auditors' responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Singapore Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditors consider internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the directors, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Independent auditors' report (continued)**To the member of State Street Global Advisors Singapore Limited**

(Incorporated in Singapore with limited liability)

Opinion

In our opinion, the financial statements of the Company are properly drawn up in accordance with the provisions of the Act and Singapore Financial Reporting Standards so as to give a true and fair view of the state of affairs of the Company as at 31 December 2014 and the results, changes in equity and cash flows of the Company for the year ended on that date.

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

In our opinion, the accounting and other records required by the Act to be kept by the Company have been properly kept in accordance with the provisions of the Act.

Ernst & Young LLP
Public Accountants and
Certified Public Accountants
Singapore
26 May 2015

[前へ](#)